

令和 3 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

令和 3 (2021) 年 6 月  
SBI 大学院大学

## 目 次

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . . . . | 1   |
| II. 沿革と現況 . . . . .                        | 3   |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .          | 4   |
| 基準 1. 使命・目的等 . . . . .                     | 4   |
| 基準 2. 学生 . . . . .                         | 12  |
| 基準 3. 教育課程 . . . . .                       | 35  |
| 基準 4. 教員・職員 . . . . .                      | 52  |
| 基準 5. 経営・管理と財務 . . . . .                   | 67  |
| 基準 6. 内部質保証 . . . . .                      | 78  |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 . . . . .          | 86  |
| 基準 A. 社会の変化に対応した教育及び研究による社会貢献 . . . . .    | 86  |
| V. 特記事項 . . . . .                          | 92  |
| VI. 法令等の遵守状況一覧 . . . . .                   | 93  |
| VII. エビデンス集一覧 . . . . .                    | 108 |
| エビデンス集（データ編）一覧 . . . . .                   | 108 |
| エビデンス集（資料編）一覧 . . . . .                    | 108 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

SBI 大学院大学（以下、「本学」）は、SBI グループの全面的なバックアップの下、グループの代表である北尾 吉孝を学長として、平成 20(2008)年 4 月に開学した専門職大学院である。

本学設立の母体となった SBI グループは、ソフトバンクの金融部門の代表であった北尾が平成 11(1999)年 7 月に設立し、平成 18(2006)年 8 月にはソフトバンクグループより資金独立した。インターネットと金融との親和性に着目した北尾の下で、現在は SBI ホールディングス株式会社を持株会社として、SBI 証券や住信 SBI ネット銀行、SBI 損保など、金融商品や関連するサービス・情報の提供等を行う「金融サービス事業」の他、国内外の IT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業などへの投資や資産運用に関連するサービスの提供等を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品・健康食品・化粧品等におけるグローバルな展開を行う「バイオ関連事業」を主要事業と位置づけ、事業を展開しており、「顧客中心主義」を掲げながら、令和 3(2021)年 3 月 31 日現在のグループ会社数 339 社、連結従業員数 9,209 人を擁する企業グループとなっている。

また北尾は、中国古典に関連する多数の著作者でもあり、中国古典をベースにしながら経営者やビジネスマンのバックボーンとなるべき「人間学」、「リーダー学」、「倫理的価値観」を説く現世代経営者の一人である。

そのような SBI グループを設立の母体とする本学は、志あるビジネスパーソンを対象に、日本及び世界の経済・社会に活力をもたらす『有為な人材』を育成することをその活動の主眼としている。

こうした本学の「建学の精神」をベースにして、「理念」、「目的」、及び「教育研究上の目的」の 3 階層の定めが規定されている。さらに、「Ⅲ. 基準 1-2. 使命・目的及び教育目的的反映」にて後述の通り「三つのポリシー」も定められており、これらを全て合わせて、本学の「建学の精神」を具体的に表現している、と言えよう。

上記のうち、まず本学の「理念」は、「社会の求める『あるべき人物像』の育成を見据えて、理論に裏打ちされた実践的な学問である実学と共に、実務家としての資質に欠くことのできない倫理的価値観や人間力を涵養するための徳育も重視する。そして、これらの素養の修得を図る教育を通じ、グローバルな社会においてリーダーシップを発揮できるプロフェッショナルな人材を育成することで豊かな調和ある社会の実現に寄与する。」ことである。

次に、「目的」は、学則第 1 条「設置の目的」第 1 項で「メディアを利用して行う通信教育を中核としてより多様な学修者に学修機会を提供し、専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことにより、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とすると共に、人類・文化の発展に貢献することを使命とする。」と明らかにしている。

さらに、学則第1条「設置の目的」第2項で「経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。」と規定しているものを、「目的」や「理念」を受けた「教育研究上の目的」として定めている。

本学の「理念」、「目的」、「教育研究上の目的」の3階層の定めは上記のとおりであり、平成20(2008)年の開学以来、副学長として北尾と共に本学を牽引してきた藤原 洋が、令和3(2021)年4月に学長に就任した現在も引き続き堅持している。

そして、これを具体化した本学の特徴が以下の3項目であり、他の専門職大学院と比べた圧倒的な優位性を与えており、本学ならではの「個性・特色等」と言えよう。

まず、1つ目の「経営に求められる人間学の探求」とは、中国古典を読み解き、「物事の本質を見抜く力」「事態を予見する先見性」「大局的な思考」を身に付け、次世代を担う起業家・リーダーに求められるぶれない判断軸の形成を目指すことである。

2つ目の「テクノロジートレンドの研究と活用」としては、グローバルに活躍する実務家教員による先端技術の事例研究を行い、講義や一般向けのセミナーなどを通して研究成果の公開を行っている。

そして3つ目の「学びの集大成としての事業計画策定」としては、少人数のゼミ形式できめ細やかにサポートすることで、実現性の高い事業計画書を作成し、プレゼンテーションを行っている。さらに、実現性が高いビジネスプランを策定した学生に対しては、審査を経た上でSBIグループより起業等に必要な資金面での支援を受けることも可能である。

まさに“明日の日本や世界に活力をもたらす起業家や新規事業の創出を目指す『有為の人材』を育成している”と言えよう。

## Ⅱ．沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|             |                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 2006 年 05 月 | SBI ユニバーシティ株式会社 設立<br>大学院大学設立準備                        |
| 2007 年 04 月 | 文部科学省に大学院大学設置を申請                                       |
| 12 月        | 文部科学省より学校法人 SBI 大学設立の認可取得                              |
| 2008 年 04 月 | SBI 大学院大学 開校（神奈川県横浜市）                                  |
| 2009 年 09 月 | 「授業料減免制度」導入                                            |
| 2010 年 03 月 | 第 1 期生修了                                               |
| 04 月        | 科目等履修生制度（単科コース）開設                                      |
| 2011 年 04 月 | 「長期履修制度」導入                                             |
| 10 月        | 「ディプロマコース」（現・Pre-MBA コース）開設                            |
| 2015 年 07 月 | 「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」開設                                 |
| 2016 年 04 月 | キャンパス移転（東京都千代田区）                                       |
| 10 月        | 演習科目「組織変革演習」開講<br>SBI 大学院大学金融研究所 設置                    |
| 2018 年 04 月 | SBI 大学院大学設立 10 周年                                      |
| 10 月        | 演習科目「修論ゼミ」開講                                           |
| 2021 年 04 月 | キャンパス移転（東京都港区）<br>SBI 大学院大学金融研究所 再編（SBI 金融経済研究所（株）に移管） |

### 2. 本学の現況

#### ・大学名

SBI 大学院大学

#### ・所在地

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー21 階

#### ・学部構成

経営管理研究科

#### ・学生数、教員数、職員数

学生数 167 人、教員数 45 人（非常勤含）、職員 16 人

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学は、SBI グループの全面的な支援の下に平成 20(2008)年 4 月に設立された通信制の専門職大学院である。本学の建学の精神は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記述の通り、『インターネット時代にふさわしい経営学などの実学に加えて、人間学も柱の 1 つとすることにより、明日の日本や世界に活力をもたらす起業家や新規事業の創出を目指す『有為の人材』を育成する』ことにある。

そして、本学の「理念」として、「社会の求める『あるべき人物像』の育成を見据えて、理論に裏打ちされた実践的な学問である実学とともに、実務家としての資質に欠くことのできない倫理的価値観や人間力を涵養するための徳育も重視する。そして、これらの素養の修得を図る教育を通じ、グローバルな社会においてリーダーシップを発揮できるプロフェッショナルな人材を育成することで豊かな調和ある社会の実現に寄与する。」ものであることを、明らかにしている【資料 1-1-1】。

また、「目的」として、本学の「学則」第 1 条第 1 項にて、『メディアを利用して行う通信教育を中核としてより多様な学修者に学修機会を提供し、専門制が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことにより、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とする」とともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする。』と明らかにしている【資料 F-3】。

さらに、「学則」第 1 条第 2 項で上記の「理念」や「目的」を受けた「教育研究上の目的」として、『経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。』と定めている。

本学では上記のように、「理念」、「目的」、「教育研究上の目的」の 3 階層の定めを通じて、本学の建学の精神や使命である『インターネット時代にふさわしい経営学などの実学に加えて、人間学も柱の 1 つとすることにより、明日の日本や世界に活力をもたらす起業家や新規事業の創出を目指す『有為の人材』を育成する』を具体化している、と言える。

加えて、上記の「理念」、「目的」、「教育研究上の目的」を具体的に実践するための 5 項

目から構成される以下の「学修目標」を定めている【資料 1-1-1】。

1. マネジメントの基本となる経営理論を修得し、実務と結びつけて理解する能力を養う。
2. 分析的思考力や課題認識力を磨き、専門知識やスキルを応用し、活用する力を伸ばす。
3. 対人理解力やチーム・マネジメント力を養い、組織を動かす力を高める。
4. グローバル化や IT 化の動向を理解し、変化の時代に求められる先見的主導力や柔軟性を養う。
5. 経営を歴史的文脈や文化的背景に関連づけて理解し、リーダーにふさわしい人格形成に資する素養を培う。

また、これらが反映された三つのポリシーについては、後述（「Ⅲ. 基準 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映」）の通りである【資料 F-13】。

#### 1-1-② 簡潔な文章化

本学では、「理念」、「目的」、「教育研究上の目的」や三つのポリシー等を上記の通り簡潔に文章化していると共に、ホームページやパンフレット、オリエンテーション資料等に平易な文章で具体的に明示し周知している。なお、ホームページに掲載している「教育研究上の目的」であるが、これに関しては、『※本ページに掲載している「教育研究上の目的」は本学学則上の「目的」を一部抜粋したものです。』との注書きを付することによって、学則上の「目的」と「教育研究上の目的」との関係を明らかにしている【資料 1-1-1】、【資料 F-2】、【資料 F-5】、【資料 F-3】。

#### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「経営に求められる人間学の探求」、「テクノロジートレンドの研究と活用」、「学びの集大成としての事業計画策定」の 3 つの特徴を備えており、ホームページにて明示している。【資料 1-1-2】。

(1) 経営に求められる人間学の探求——次世代を担う起業家やリーダーには、マネジメント力・戦略思考力・データ分析力などの実務的な能力だけではなく、「物事の本質を見抜く力」「時代を予見する先見性」「大局的な思考」など、ぶれない判断軸を形作る人間力が求められる。本学では、知識や技能を学ぶ「時務学」と「人間学」の双方を学ぶ機会を提供し、物事の本質を見抜く力、時代を予見する先見性や大局的な思考、そしてぶれない判断軸を涵養し、新たな社会を切り開く次世代リーダーの育成に努めている。本学のこの特色は、カリキュラムが示す通りであり、全 57 科目中、12 科目が「人間学」に該当するものである。また、修了要件 34 単位のうち、「人間学」該当科目の 4 単位を選択必修制としている。このようにして、本学は、中国古典を経営者の視点で学ぶことのできる極めてユニークな専門職大学院である、と自負している。

(2) テクノロジートレンドの研究と活用——日本のビジネススクールは、アメリカのビジネススクールのカリキュラムをベースに授業を行っている例が多く見られる。本学ではそのような事例を研究した上で、日本社会及びこれから成長が見込まれるアジア市場に向け、インターネットやデータサイエンスなどテクノロジートレンドをリードするカリキュ

ラムを組んでおり、「インターネットの発展と産業構造の変化」、「IoT・Big Data・AI の概要と事業化」、「人工知能（フィンテック）」、「ブロックチェーン時代の金融」、「テクノロジーマネジメント」など5科目からなる幅広い分野の科目を揃えている。これらの科目は、いずれも実務での優れた経験や実績を有する教員を中心に担当され、実務家教育に資する内容となっている。このような最先端のテクノロジートレンドを教育に反映し得る体制も、本学の特色である。

(3) 学びの集大成としての事業計画演習——起業家や新規事業の創出を目指す人材を育成する観点から、本学のカリキュラムで特筆すべきは、最後の1年間で履修する必修科目の1つ「事業計画演習」である。同演習は学生が個々に立案したビジネスプラン（事業計画書）について、起業や経営の専門的スキルを持つ教員の指導を受け、その成果を SBI グループのベンチャーキャピタリストや外部有識者にプレゼンテーションし、アドバイスを受けながら、実現可能なレベルにまで練り上げることを目的としている。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学では、変化の激しい社会情勢や時代の要請を踏まえながら、公益財団法人日本高等教育評価機構【JIHEE】（以下「貴評価機構」という。）の認証評価の受審に加え、ビジネス・MOT（技術経営）系の専門職大学院の認証評価機関である ABEST21 の認証評価受審プロセスとも連携した内容確認、見直しを進めている。

直近では、本学の建学の精神と言うべき使命・目的等に併せて、「理念」や「教育研究上の目的」の他、「学修目標」、三つのポリシー等の検証・見直しを、専任教員と事務局員で組織される「研究科委員会」の下部組織である「自己点検委員会」（詳細は基準項目 1-2 で後述）を中心に全学的に行った【資料 1-1-3】。そして、令和 2(2020)年 2 月の「研究科委員会」において「教育研究上の目的」に持続可能な社会及び発展に向けた人材の育成を盛り込むことについて審議し、同 3 月の理事会で決議され変更を図っている【資料 1-1-4】、【資料 1-1-5】。

このようにして、建学の精神を礎としながら今後ますますオンライン教育やリカレント教育の充実・拡大が想定される社会や時代の変化に柔軟に対応できるよう定期的かつ継続的な見直しを実施している。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、貴評価機構の認証評価の受審に加え、専門職大学院の認証評価機関である ABEST21 の認証評価受審プロセスを契機に、都度、使命・目的等に関しては、定期的かつ継続的に全学的な検証・見直しを行い、その具体化、明確化に努めてきた。

本学の使命・目的等は、常に検証と見直しの対象として、今後とも時代の変化に即して変えて行くべきものであり、継続的な作業と内外への適切な発信を続けていく。



(エビデンス集 (資料編))

【資料 F-2】パンフレット

【資料 F-3】SBI 大学院大学学則

【資料 F-5】オリエンテーション資料

【資料 F-13】アドミッション・ポリシー／カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー

【資料 1-1-1】教育理念 ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us/educational\\_ideal](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal))

【資料 1-1-2】SBI 大学院大学とは ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us))

【資料 1-1-3】別表 1 学校法人 SBI 大学組織機構

【資料 1-1-4】第 150 回 研究科委員会議事録

【資料 1-1-5】第 56 回 理事会議事録

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学は、平成 20(2008)年の開学以来、教育理念に基づいて「目的」、「教育研究上の目的」、「学修目標」等を定め、教職員の採用時に「学則」、ホームページ、パンフレット等で説明し、理解と支持を確認している【資料 F-3】、【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】、【資料 F-2】。

また、「研究教育上の目的」は、自己点検評価のプロセスを通して定期的に見直しており、「1-1. 使命・目的及び教育目的の設定」でも述べた通り、直近では令和 2(2020)年 2 月に専任教員と事務局員で構成される「研究科委員会」での審議を経て、同 3 月の理事会で改定案が承認されており、役員、教員、職員すべてが関与する体制を整えることで全学的な理解や支持を得ている【資料 1-2-3】、【資料 1-2-4】。

### 1-2-② 学内外への周知

「教育理念」、「教育研究上の目的」、「学修目標」は前述の通り、「学則」、パンフレット、ホームページ等に明示し、オープンキャンパスや体験授業の際にも説明することで、広く社会への周知を図っている。また学内では、入学時に配布するオリエンテーション資料にも記載している【資料 F-5】。

「学則」については、ホームページに掲載すると共に、学内では「LMS(Learning

Management System)」に掲載し、新入生には入学時に配布し質問会等でも説明を加えて理解を促している【資料 1-2-5】。

[「LMS」に掲載されている学則]



### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画の策定に於いては、「教育研究上の目的」と「学修目標」を受けた三つのポリシーを実現するための組織戦略、財務戦略、マーケティング戦略の立案に参画した役員・教職員が、重点施策の検討を重ねた。そして、(1)定員数改定（増員）、(2)カリキュラムの充実、(3)学生募集施策の強化、(4)学生の質の向上、(5)地域経済を担う次世代リーダーの育成、(6)システム改修による業務の効率化、(7)学生満足度の向上、(8)組織運営体制の強化、の8項目を重点課題項目とする「経営改善計画」を策定し、理事会で決議の上決定している【資料 F-6】、【資料 1-2-6】。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーは、入学者の受入、教育課程編成、学位授与の方針を定めたものであり、次の通り、「教育理念」と「教育研究上の目的」が的確に反映されている【資料 F-13】。

#### <アドミッション・ポリシー>

以下のような明確な課題意識・目的意識を有する人材を受け入れることとしている。

1. 既に起業している社会人、及び新たな事業の創出を目指す社会人。
2. 組織内で、新たな市場の開拓や新たな事業の創出を通じて、キャリアアップを目指す社会人。
3. グローバルな環境の中で、リーダーシップを備えた高度な職業人として活躍することを目指す社会人。

#### <カリキュラム・ポリシー>

経営管理に必要な知識を体系的に学修できるように、「戦略・マーケティング」、「組織・人的資源」、「金融・財務」、「経営数理・問題解決」、「企業倫理・経営思想」、「グローバル・ビジネス」の科目群を設けている。そして、起業、組織内事業創造、組織変革、M&A、他企業や大学等とのコラボレーションによるイノベーション、地域創生などを担い得る人材及び、ビジネスのグローバル化に対応できる高度専門職人材を育成するため、基礎（コア）から応用、発展へと幅広い科目を体系的に学ぶことが可能なカリキュラムを編成している。

#### 【資料 1-2-7】。

また、学んだことを現場で実践し、他の学修者との討議を通して理解を深め、習得を図ることで、高度専門職業人に求められるコンピテンシー（行動特性）を高めるようにしている。

#### <ディプロマ・ポリシー>

高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人に必要な知識やスキル、行動特性を修得した者に対して、経営管理修士（専門職）の学位を授与することとしており、以下のように定めている。

2 年以上在学し、かつ必修科目を含め修了に必要な単位以上を取得すると共に、以下の要件を満たす学生に対して経営管理修士（専門職）の学位を授与する。

1. 経営管理の専門分野での学術水準の理論を修得、ビジネスや経営の問題解決に応用できること。
2. 高度専門職業人に求められる主要なコンピテンシー（行動特性）を高いレベルで有していること。

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、上記の「理念」や「教育研究上の目的」、「学修目標」を達成するためのビジネス・MOT 系の専門職大学院であり、「経営管理研究科」に「アントレプレナー専攻」が設置されている。

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の入学定員・収容定員・在籍学生数は、[表 1-2-1]に示す通りであり、必要専任教員数は 11 人のところ現員教員数は 16 人※で、専任教員 1 人当たりの学生数は 10.4 人である。また、概ね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する実務家教員数は、専任教員数の 3 割以上、即ち 5 人以上必要となっているが、現員は 10 人が実務家教員であり、MOT 系の専門職大学院として必要な教員数を適切に配置

している。

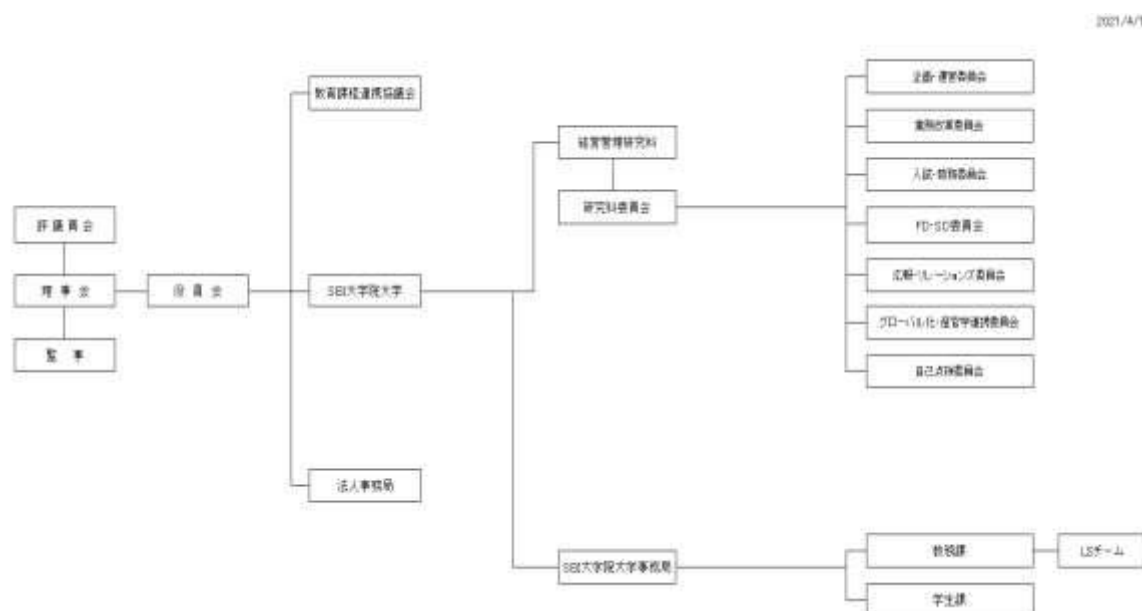
[表 1-2-1 学生定員及び在籍学生数]

|      |       |       |       |             |
|------|-------|-------|-------|-------------|
| 入学定員 | 収容定員  | 在籍学生数 | 専任教員数 | 在学生総数／専任教員数 |
| 60 人 | 120 人 | 167 人 | 16 人※ | 10.4 人      |

※専任教員 16 人は、理事長かつ教授である北尾（担当単位数：1 単位）、及び、副理事長  
かつ教授である山崎（担当単位数：2 単位）の 2 人を含む

そして、以下[1-2-2 組織機構]の通り、「経営管理研究科」に加えて事務局と、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための会議体として「研究科委員会」を設置している。さらに「研究科委員会」の下には7種の委員会が設置され、それぞれが担当する教育研究に関する業務を推進している【資料 1-2-8】。

「1-2-2 学校法人組織機構図」



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状では、本学の使命・目的及び教育目的は学内における理解・支持を得ており、学外へも公表されている。また、「経営改善計画」（中期計画）や三つのポリシーにもその内容が反映されている。その上で今後も建学の精神から外れることなく COVID-19 等による社会情勢の変化や時代の要請も考慮し、「教育研究上の目的」や三つのポリシーは必要に応じて見直しを進める。

アドミッション・ポリシーについては、入学試験の都度、出願資格や選考基準の再確認に加え、入学後の履修状況や成績、確認されたコンピテンシーをチェックして、必要な見直しを行うと共に入学審査や選考の仕組みの改善も図る。

カリキュラム・ポリシーについては、令和 2(2020)年から設置した「教育課程連携協議会」をはじめステークホルダーの意見を幅広く取り入れて、講義内容・方法、カリキュラム編成の適切性と合わせて、定期的に見直す。

ディプロマ・ポリシーについては、学修目標の観点からも十分な学修成果が得られたか IR を活用し検証する体制を強化する。

(エビデンス集 (資料編))

【資料 F-2】パンフレット

【資料 F-3】SBI 大学院大学学則 (第 1 条)

【資料 F-5】オリエンテーション資料

【資料 F-6】経営改善計画／経営改善計画財務計画表

【資料 F-13】アドミッション・ポリシー／カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー

【資料 1-2-1】教育理念 ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us/educational\\_ideal](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal))

【資料 1-2-2】SBI 大学院大学とは ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us))

【資料 1-2-3】第 150 回 研究科委員会議事録

【資料 1-2-4】第 56 回 理事会議事録

【資料 1-2-5】ホームページで公開している学則

([https://www.sbi-u.ac.jp/outline/report\\_regulation](https://www.sbi-u.ac.jp/outline/report_regulation))

【資料 1-2-6】第 51 回 理事会議事録

【資料 1-2-7】科目一覧

【資料 1-2-8】委員会体制

### 〔基準 1 の自己評価〕

本学は、『経営分野の実務家教育に加えて人間学教育（徳育）も重視することにより、起業家や新規事業の創出を目指す『有為の人材』を育成する』ことを特色として、「理念」、「目的」、「教育研究上の目的」、「学修目標」を定め、簡潔な文章で明文化しており、それらを受けて、三つのポリシーに反映させている。そして、各委員会で継続的に議論を行い、「教育研究上の目的」をはじめとして「学修目標」、三つのポリシーなど、時代や社会の変化を見据えた見直しを定期的かつ継続的に行っている。

また、本学の使命・目的及び教育目的等は、学内で理解・支持を得るだけでなく、パンフレットやの紙媒体のみならず、ホームページなどの電子媒体を通して広く社会一般に周知している。さらに説明会や入学時に配布するオリエンテーション資料などを活用し、ステークホルダーの理解を深め、支持を得るための努力を行っている。

「経営改善計画」には「理念」と「教育研究上の目的」を、本学の根幹を形成する概念として反映させており、年次での自己点検で実行計画に展開し、進捗を管理している。

本学は、「経営管理研究科・アントレプレナー専攻」という1研究科・1専攻のeラーニングによる専門職大学院であり、小規模で機動性に富んだ教育研究組織の特徴を活かし、使命・目的及び教育目的の実現を図っている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学は「学則」第1条第2項を「教育研究上の目的」として以下のように規定している【資料 F-3】。

『経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。』

そして、アドミSSION・ポリシーは「教育研究上の目的」を踏まえ、次のような学生を求める、と定めている【資料 F-13】。

1. 既に起業している社会人、及び新たな事業の創出を目指す社会人。
2. 組織内で、新たな市場の開拓や新たな事業の創出を通じて、キャリアアップを目指す社会人。
3. グローバルな環境の中で、リーダーシップを備えた高度な職業人として活躍することを目指す社会人。

このように、教育研究上の目的の実現を目指す人材をアドミSSION・ポリシーとして端的に表現している。また、教育研究上の目的とアドミSSION・ポリシーは、パンフレット、ホームページ、大学院説明会で周知を図っている【資料 F-2】、【資料 2-1-1】。

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学生受入れ方法としては、「入試・教務委員会」を中心に組織的に適切な入学試験を行っている【資料 2-1-2】。

入学時期は、4月と10月の年2回とし、事業創出を考えている社会人が必要な専門的知識や行動特性を習得したいと考える際にタイミングよく入学できるようにしている。また、社会人の学生が仕事との両立を図れるように、最長5年まで延長可能な長期履修制度を設けている【資料2-1-3】。

入学試験の出願資格は、「学則」第19条（入学資格）で定める通り、「社会人として就業経験が3年以上、若しくは同等の経験があると入学審査にて認められた者」で、次のいずれかに該当する者としている【資料F-3】。

- ・ 大学を卒業した者
- ・ 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ・ 外国において、学校教育における16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- ・ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年（医学歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- ・ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- ・ 外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ・ 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- ・ 旧制学校等を修了した者
- ・ 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- ・ 本学において個別の入学資格審査\*により認めた22歳以上の者（入学資格審査票を提出）

出願形態は「一般出願」と「企業・団体等推薦出願」とし、創業を志す者や組織内における新規事業の創造を志す者、グローバルな環境の中でリーダーシップを備えた高度な職業人として活躍することを目指す者を対象として募集している【資料2-1-4】。出願は、郵送での手続きだけではなくオンラインでの手続きも可能としている。

試験方法は、「書類選考」、「論文審査」、「面接審査」を組み合わせ、一般的知能に加え、十分な判断能力、対人対応力、自己管理能力などの行動特性を有し、かつ高い学修動機を持っているかを確認している。

論文審査のテーマは、アドミッション・ポリシーに従ったものを每期「入試・教務委員会」で協議し、決定している【資料2-1-5】。また、審査は「入試・教務委員会」の教員2人が実施、採点は5項目の観点から採点をしている。論文に加えて、論文審査を行った教員とは別の教員が面接を実施し、採点項目に従って面接の採点が行われる。さらに面接では、出願者の母国語が日本語でない場合、必要に応じて日本語能力の確認も行っている。

最終判定にあたっては、学力のみならず志望者の人間性を加味して判定し、「研究科委員会」での審議を経て学長が合否を決定しており、いずれもアドミッション・ポリシーに従った受入れが行われている【資料2-1-6】。

また、このような審査体制、運用については「入試・教務委員会」にて継続的に適正であるか検証を行っており、令和 3(2021)年 1 月及び令和 3(2021)年 2 月の研究科委員会で審議し、見直しを行った【資料 2-1-7】。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 2(2020)年春学期の入学者数は、定員数 30 人に対し 36 人、同年秋学期の入学者数は、39 人、令和 3(2021)年春学期の入学者数は 41 人であった。過去 5 年間の入学者数の推移は、定員に満たない時期が続いたものの、[表 2-1-1] の通り、平成 30(2018)年度以降は定員を超える応募があり定員を満たす状況と言える。

[表 2-1-1] 過去 5 年間の出願者数、合格者数、入学者数の推移 定員：60 人

|      | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 出願者数 | 58 人    | 57 人    | 76 人    | 66 人    | 82 人    |
| 合格者数 | 58 人    | 57 人    | 74 人    | 65 人    | 80 人    |
| 入学者数 | 57 人    | 55 人    | 72 人    | 62 人    | 75 人    |

これは、本学の知名度を高めるための広報・宣伝活動に十分な力を入れたこと、また、オンライン講義の優位と、修了生ならびに在学生の満足度が高く、所期の成果を得られたことに加えて、修了生が増えてきたことによる波及効果から入学希望者の増加に繋がったと言える。

学生募集活動としては、継続的に学校説明会並びに教員による体験授業と質疑応答を行い、オンライン講義の具体的な方法を説明している。説明会は現地参加だけでなくオンラインでの参加も選択できるようにして、参加者の便宜を図っている。なお、令和 2(2020)年度の説明会、体験授業等は合計 57 回開催し、1 回あたり約 6.4 人が参加している [表 2-1-2]。



SBI 大学院大学

[表 2-1-2] 令和 2(2020)年度 説明会、体験授業等開催記録

| 年     | 月  | 日  | 曜日 | 実施種別   | 担当教員     | 申込数  | 参加者数 | タイトル                        |
|-------|----|----|----|--------|----------|------|------|-----------------------------|
| 2020年 | 4  | 8  | 水  | 説明会    | —        | 4    | 3    | MBA説明会                      |
|       |    | 18 | 土  | 体験授業   | 重田孝夫 教授  | 24   | 17   | 「内発的動機づけのループを回す目標によるマネジメント」 |
|       |    | 22 | 水  | 説明会    | —        | 5    | 3    | MBA説明会                      |
|       | 5  | 8  | 金  | 説明会    | —        | 10   | 6    | MBA説明会                      |
|       |    | 11 | 月  | 説明会    | —        | 8    | 5    | 通信大学推薦制度説明会                 |
|       |    | 16 | 土  | 体験授業   | 佐々木一人 教授 | 26   | 19   | 「マーケティング」                   |
|       | 6  | 21 | 木  | 説明会    | —        | 9    | 4    | MBA説明会（修了生体験談あり）            |
|       |    | 6  | 土  | 体験授業   | 太齋利幸 准教授 | 20   | 15   | 「問題解決技法」                    |
|       |    | 12 | 金  | 説明会    | —        | 6    | 3    | MBA説明会                      |
|       |    | 18 | 木  | 説明会    | —        | 7    | 3    | 単科コース・Pre-MBAコース編入説明会       |
|       | 7  | 25 | 木  | 説明会    | —        | 11   | 5    | MBA説明会（修了生体験談あり）            |
|       |    | 5  | 日  | 体験授業   | 吉田宣也 教授  | 26   | 17   | 「アントレプレナーシップ」               |
|       |    | 10 | 金  | 説明会    | —        | 19   | 11   | 女性のキャリアアップ説明会（修了生体験談あり）     |
|       |    | 21 | 火  | 説明会    | —        | 5    | 1    | MBA説明会                      |
|       | 8  | 28 | 火  | 説明会    | —        | 3    | 2    | MBA説明会                      |
|       |    | 5  | 水  | 説明会    | —        | 3    | 3    | SBIG企業派遣説明会（2次募集第2回）        |
|       |    | 8  | 土  | 体験授業   | 小林英幸 教授  | 19   | 11   | 「オペレーションズ・マネジメント」           |
|       |    | 11 | 火  | 説明会    | —        | 2    | 1    | 通信大学推薦制度説明会                 |
|       |    | 12 | 水  | 説明会    | —        | 6    | 2    | MBA説明会                      |
|       |    | 20 | 木  | 説明会    | —        | 6    | 4    | MBA説明会                      |
|       |    | 27 | 木  | 授業公開収録 | 山崎 達雄 教授 | 41   | —    | 「為替政策と為替市場」                 |
|       | 9  | 29 | 土  | 授業公開収録 | 上田亮子 准教授 | 31   | —    | 「コーポレート・ガバナンス」              |
|       |    | 2  | 水  | 説明会    | —        | 3    | 3    | 単科コース・Pre-MBAコース編入説明会       |
|       |    | 10 | 木  | 説明会    | —        | 5    | 2    | MBA説明会                      |
|       |    | 19 | 土  | 体験授業   | 盧晔斐 准教授  | 27   | 15   | 「企業経営と会社法」                  |
|       | 10 | 30 | 水  | 説明会    | —        | 8    | 4    | MBA説明会                      |
|       |    | 7  | 水  | 説明会    | —        | 9    | 5    | 専門実践教育訓練給付金に関する説明会          |
|       |    | 14 | 水  | 説明会    | —        | 3    | 3    | MBA説明会                      |
|       |    | 24 | 土  | 体験授業   | 吉田宣也 教授  | 30   | 15   | 「アントレプレナーシップ」               |
|       | 11 | 29 | 木  | 説明会    | —        | 15   | 10   | MBA説明会（修了生体験談あり）            |
|       |    | 4  | 水  | 説明会    | —        | 12   | 8    | 単科コース後期科目説明会                |
|       |    | 5  | 木  | 説明会    | —        | 7    | 4    | 通信大学推薦制度説明会                 |
|       |    | 6  | 金  | 説明会    | —        | 2    | 1    | MBA説明会                      |
|       |    | 6  | 金  | 説明会    | —        | 2    | 2    | SBIG企業派遣説明会（1次募集第1回）        |
|       |    | 12 | 木  | 説明会    | —        | 4    | 4    | SBIG企業派遣説明会（1次募集第2回）        |
|       |    | 14 | 土  | 体験授業   | 上田亮子 准教授 | 13   | 8    | 「コーポレート・ガバナンス」              |
|       |    | 18 | 水  | 説明会    | —        | 12   | 9    | 単科コース・Pre-MBAコース編入説明会       |
|       | 12 | 22 | 日  | 説明会    | —        | 3    | 2    | 通信大学推薦説明会                   |
|       |    | 26 | 木  | 説明会    | —        | 3    | 3    | MBA説明会（修了生体験談あり）            |
|       |    | 5  | 土  | 体験授業   | 太齋利幸 准教授 | 12   | 8    | 「問題解決技法」                    |
|       |    | 10 | 木  | 説明会    | —        | 3    | 1    | MBA説明会                      |
|       |    | 16 | 水  | 説明会    | —        | 2    | 2    | 企業向け推薦制度説明会                 |
|       |    | 18 | 金  | 説明会    | —        | 2    | 2    | 通信大学推薦制度説明会                 |
| 2021  | 1  | 19 | 土  | 説明会    | —        | 6    | 3    | 通信大学推薦制度説明会                 |
|       |    | 19 | 火  | 説明会    | —        | 8    | 1    | 女性のキャリアアップ説明会（修了生体験談あり）     |
|       |    | 26 | 火  | 説明会    | —        | 3    | 3    | MBA説明会                      |
|       |    | 26 | 火  | 説明会    | —        | 3    | 3    | SBIG企業派遣説明会（2次募集）           |
|       | 2  | 4  | 木  | 説明会    | —        | 11   | 8    | 単科コース・Pre-MBAコース編入説明会       |
|       |    | 6  | 土  | 体験授業   | 細沼藹芳 教授  | 39   | 25   | 「中国企業のマネージメント（「中国企業論」科目より）」 |
|       |    | 12 | 金  | 説明会    | —        | 3    | 2    | MBA説明会                      |
|       |    | 24 | 水  | 説明会    | —        | 7    | 3    | MBA説明会                      |
|       | 3  | 5  | 金  | 説明会    | —        | 5    | 3    | MBA説明会                      |
|       |    | 13 | 土  | 体験授業   | 佐々木一人 教授 | 42   | 21   | 「マーケティング」                   |
|       |    | 18 | 木  | 説明会    | —        | 6    | 6    | MBA説明会                      |
|       |    | 24 | 水  | 説明会    | —        | 4    | 2    | MBA説明会                      |
| 平均値   |    |    |    |        |          | 11.3 | 6.4  | —                           |

以上の通り「入学者受入れの方針の明確化と周知」は十分に図られており、「入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫」もなされていると判断する。ただし、ここ数期は定員を超える傾向にあるため、「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」については更なる改善・向上方策が必要と判断する。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

昨今の外部環境を鑑みるに、オンライン講義の需要は今後も更に高まると予想される。また、対面による他校のオンライン併用の流れも早晚想定される。斯かる状況において、本学の先行優位性を活かし、入学者受入れの向上策として、広報活動の徹底と本学のブランドの構築が挙げられる。さらに、受入れにあたっては、入学試験における面接での評価のばらつきや確認事項について、令和 3(2021)年度に FD(Faculty Development)の一環として、研修勉強会を開催し、審査員によるばらつきを縮小するように対応し、学生受入れの体制を更に向上する。

また、適正な適切な学生受け入れ数の維持については、令和 5(2023)年度より定員を現在の 60 人から 70 人に増員する計画を立てている【資料 F-6】。

(エビデンス集（資料編）)

【資料 F-2】パンフレット

【資料 F-3】SBI 大学院大学学則（第 1 条、第 19 条）

【資料 F-6】経営改善計画（P11～P12 定員改定）

【資料 F-13】アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-1】教育理念 ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us/educational\\_ideal](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal))

【資料 2-1-2】委員会体制

【資料 2-1-3】長期履修学生規程

【資料 2-1-4】企業他校推薦制度

【資料 2-1-5】論文テーマ一覧（直近 5 期）

【資料 2-1-6】学生選考基準

【資料 2-1-7】第 161 回、第 162 回 研究科委員会議事録

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

## (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学には、教務、学修全般を担当する「LS（ラーニングスタッフ）」（計6人）が在籍しており、「ラーニングスタッフ実施規程」に沿って、業務を行っている。1人の「LS」が複数人の教員の担当科目の全般をフォローしており、何か問題がある場合に随時教員に連絡するような体制をとっている。また、「LS」は週次の会議を行い、科目別に情報共有が必要な事項や受講に関するトラブルについては連携して対応している【資料 2-2-1】。

学生は、科目上の質問などがある場合、「LMS(Learning Management System)」の問合せ機能やメールで教員に問合せができる他、電話等で「LS」に直接連絡することもでき、複数の連絡方法が用意されており、24 時間、365 日相談できる体制が整備されている【資料 2-2-2】。このことは、全てのシラバスでオフィスアワーとして告知している。

[「LMS」上での問合せ]



また、学生の学修支援に関する課題等を担当する「広報・リレーションズ委員会」は、日常的なメールでのコミュニケーションに加え、少なくとも半期に1回、会議を行い、常に情報共有を行い迅速に問題解決に取り組んでいる【資料 2-2-3】。

さらに、演習科目の「事業計画演習」では、担当教員を補佐し、学生が作成する事業計画に対して実務家の視点から教育・指導を行うために、起業や経営の専門的スキルを持つ副担当教員を配置するゼミもあり、「最終報告会」（プレゼンテーション）においては投資

会社の役職員など外部の評価員の参加も得てアドバイスや評価をすることで、より学生が実践的な学修を可能とする取り組みも行われている【資料 2-2-4】。

本学はオンラインの大学院として、講義はオンデマンドで視聴可能であり、学生である多忙な社会人が時間と場所の制約なく学修しやすい環境が構築されているが、授業が対面で実施される場合でも、遠方居住及び当日現地に参加できない学生はオンラインで参加可能であると共に、講義は録画され、欠席者は後日視聴できるようにするなど、学修支援の充実が図られている。

その他、事務局が窓口として定期的（年に 2 回）に在学生と会合をしており、学生から提起された問題点は教職員に共有し、所掌する委員会や事務局員が改善を図る体制をとっている【資料 2-2-5】。

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

令和 3(2021)年 1 月に「ティーチング・アシスタント実施規程」を改訂した【資料 2-2-6】。現状では、TA(Teaching Assistant)は選任していないが、必要に応じて配置しており、過去には「事業戦略構築論」(担当：森本 晴久客員准教授)、「組織変革演習」(担当：重田 孝夫教授)の講義において活用していた。

また、障がいのある学生に対して過去に行った対応としては、体調悪化に伴う休学申請に対する通常期間外での受付や、来校時に使用する車椅子で乗降可能な移動車両の手配、動線確保、事務局員の介添えなどが挙げられる。そもそも本学はオンラインで学修が完結できる仕組みを構築しているため、通学が困難な障がいを持つ学生には非常に学びやすい環境であり、現在もそういった学生が在籍して問題なく学修している。

中途退学や休学の相談があった場合には、本人がどのような問題で退学や休学を検討しているのかヒアリングを行っている。学修の部分で問題を抱えている学生に対しては「学生窓口」において受講状況を確認し、授業のキャッチアップに関するアドバイスや、「長期履修制度」の案内を行うと共に、必要に応じて教員への相談を行うよう助言している【資料 2-2-7】。また費用面で問題が発生した学生に対しては、状況を確認し日本学生支援機構の奨学金や、利用可能な教育ローンの案内を行い、学生が受講を継続することができるようサポートを行っている【資料 2-2-8】。さらに、文部科学省から通知される、COVID-19 に対する各種支援制度は「LMS」に特設ページを設けて告知している。

[「LMS」内の COVID-19 に対する各種支援制度の案内ページ]

通知

お知らせ一覧

お知らせ詳細

返信不可

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う各制度に関するご案内を更新しました**

送信者 事務局 野中 掲載開始日 2021/04/09

各位

新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸制度についてのご案内ページを更新しました。

ページはこちら⇒[新型コロナウイルス感染拡大に伴う制度・対策等のご案内](#)

※ページにアクセスするには大学院office365へのサインインが必要になります。

今回更新されたご案内は以下2件となります。

- ・国民年金保険料 学生納付特例申請のご案内
- ・学生の「学びの支援」緊急パッケージ

お時間のある時にご確認ください。

そして、留年を防止するための措置として、履修登録時に全学生の履修登録状況を「LS」がチェックし、修了要件となる科目の申請状況を確認すると共に、履修スケジュールに問題がある場合には、学生に履修登録の見直し等を行うようアドバイスをしている。さらに、演習科目においては教員と緊密に連携をとり、学生の学修における進捗状況を確認している。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

科目履修や受講についてなど、学生からの様々な問合せに対して、よりの確に対応するために、令和 3 (2021) 年度はこれまでに蓄積された問合せデータを分析し、対応策に活用する。また、セクハラ・パワハラ等は個別事象が含まれるため対応は一律化できないが、より適切で迅速な対応を行うために、マニュアル（対応手順書等）を令和 3 (2021) 年度内に作成する。そして、TA の配置や演習の副担当教員の増員を促進し、質の高い指導や学修支援を行うと共に、教員が研究活動に十分に力を入れられる環境を整える。

(エビデンス集（資料編）)

【資料 2-2-1】ラーニングスタッフ実施規程

【資料 2-2-2】サポート窓口一覧

【資料 2-2-3】委員会体制

【資料 2-2-4】修了要件に係る課題の成績評価基準

【資料 2-2-5】学生会からの要望と進捗

【資料 2-2-6】ティーチング・アシスタント実施規程

【資料 2-2-7】長期履修学生規程

【資料 2-2-8】各種サポート (<https://www.sbi-u.ac.jp/appli#b-287489>)

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

ゼミ形式の「事業計画演習」において、学生自身の起業あるいは企業内新規事業立上げのビジネスプランを検討する中で、実務経験や起業経験の豊富な教員が、短期・中期のキャリア形成に関する指導を行っている。

また、長期スパンでのキャリア形成支援としては、「組織行動学」と「ヒューマン・リソース・マネジメント」の授業の中で、各学生が自分のキャリアを考えた能力・行動特性開発計画を作成する課題を設け、指導している【資料 2-3-1】。特に、高度な職業人として活躍するためには、IQ だけでは十分でなく、Emotional Intelligence、いわゆる EQ が大切になることから、グループ・ワークを通して発揮された行動への評価やフィードバックを取り入れている他、職場での試行や実践状況を報告してもらい、そこで発揮された行動を分析・フィードバックしている。

そして、学生への個別対応という観点では、個別面談の案内を「LMS」上に掲示し、キャリア相談に加えて、学生の日頃抱える悩み事を受ける体制を整えている。相談に対しては、「広報・リレーションズ委員会」の教員と事務局員がそれぞれの立場や知見を活かして助言を行い、解決策、アドバイスを提供することとしている【資料 2-3-2】。さらに、授業外のコミュニケーションの場として「LMS」に掲示板機能を用意しており、様々な相談や、意見を求めることができる体制を整えている。

## [「LMS」学生と教員の意見交換・情報共有掲示板]

**SBI Graduate School**

通知

講座一覧

講座詳細

学生・教員 意見交換掲示板

0%

開講期間 2020/11/09 ~ 学習回数 98回 前回の学習 意見交換・情報共有掲示板

前回の学習日時 2021/04/26 08:07:49

概要 学生の皆様同士や教員との授業外でのコミュニケーションにご自由にご利用ください。

■学生の皆様、教員の皆様へのお願い■  
 ご自身の専門分野や知見のあるテーマでの質問や意見交換の投稿があった場合は、是非、積極的にご回答をお願いいたします。

■ご注意ください■  
 ・各ディスカッションボードに投稿いただいた内容は、ご終了後もそのまま掲示されます。ご了承ください。  
 ・他の方の意見を求める投稿は歓迎ですが、個別の方を指名しての質問等はご遠慮ください。（各ディスカッションボードについて、投稿・回答の義務は、どなたも一切ございません。）

キーワード

自己紹介

自己紹介掲示板  
 他の学生の皆様とのコミュニケーションのため、自己紹介の投稿をお願いいたします。  
 ※この掲示板は初期設定で「1日1回まとめて通知」に設定されています。必要に応じて通知設定の変更をお願いいたします。  
 2021/04/25 14:59:06に更新

意見交換・情報共有にご利用ください

意見交換・情報共有掲示板  
 全ての正科生・単科生・教員がアクセスできます。学生の皆様同士、また、教員との間での、授業外のコミュニケーションにご利用ください。  
 ※この掲示板は初期設定で「1日1回まとめて通知」に設定されています。必要に応じて通知設定の変更をお願いいたします。  
 2021/04/26 00:01:31に更新

なお、グローバル社会で新たな事業を創出するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人に求められる的確な判断能力や対人対応力、自己管理能力といった行動特性を伸ばすには、3年から5年の繰り返しの現場での訓練が必要であり、当然、在学中だけでなく、修了後の学修も大切である。本学の「LMS」を活用して、修了生に修了後も聴講生として学ぶ機会を提供している【資料 2-3-3】。

また、教育的サポート及び事業支援を行うことを目的とした「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」がある【資料 2-3-4】。制度利用を希望する修了生は、事業計画書とプレゼンテーションによる教員審査を経て、優れていると評価された場合には本学から SBI インベストメント株式会社に投資案件として推薦を行っている。平成 27(2015)年にこの制度を開始して以降、[表 2-3-1]の通り、9 件のエントリーがあり、うち 3 件の事業計画が学内の審査を通過し、推薦されている。

[表 2-3-1] 「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」エントリー及び推薦案件

|         | 事業計画 案件名                    | 推薦案件 |
|---------|-----------------------------|------|
| 2015 年度 | 障害者目線でのアクセシビリティコンサルティング     | ○    |
|         | ベトナムでオフショア開発                |      |
|         | 運輸業における人・車・サービスの管理システム      |      |
| 2016 年度 | 日本の遺伝子を前へ                   | ○    |
|         | キュービック・ディスプレイによる新市場創出       |      |
|         | グローバル婚活応援倶楽部                |      |
| 2017 年度 | 障害者専門の人材バンクと新型クラウドソーシングビジネス | ○    |
|         | 「二代目社長バイブル」事業               |      |
| 2020 年度 | あなたの EQ が喜ぶ「じぶんデザイン 2.0」    |      |

## (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在、学生の個別面談窓口を「LMS」上に設定しているが、加えて、「事業計画演習」をはじめ、「組織変革演習」、「修論ゼミ」の担当教員が積極的に転職や起業の希望の有無を学生から吸い上げるように整備する。そして、学生のニーズを、担当の「広報・リレーションズ委員会」でまとめ、全学的にバックアップする体制を整備していく。

## (エビデンス集（資料編）)

【資料 2-3-1】「組織行動学」グループワークレポート

【資料 2-3-2】個別面談のご案内

【資料 2-3-3】修了生聴講制度申込履歴（2020 年秋学期～2021 年春学期）

【資料 2-3-4】SBI-U ベンチャーチャレンジ制度概要

## 2-4. 学生サービス

## 2-4-① 学生生活の安定のための支援

## (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

## (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活の安定に向け、学修、健康、課外活動の 3 つの視点から支援を行っている。

## 1. 学修に関する支援

学修に関する支援としては 4 点挙げられる。



まず1点目は「授業料減免制度」である。下記のように成績優秀でありながら、諸事情により修学が困難な学生に対して、経済的負担を減らすことで学ぶ機会を提供することを目的としており、全ての出願者に減免制度について周知し、利用希望を確認している。

1. 成績優秀かつ一定所得以下の方に対する授業料減免：入学試験の成績が 850 点/1000 点以上で、本人を含む生計維持者の前年度所得が 426 万円以下の方
2. ライフステージの変化に対する授業料減免：法律に定められた、出産休暇、育児休業及び介護休業を取得されている方で、入学試験の成績が 800 点/1000 点以上の方
3. シングルペアレントに対する授業料減免：シングルペアレント（母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20 歳に満たない者）を扶養している）方で、入学試験の成績が 800 点/1000 点以上の方
4. 外国籍かつ一定所得以下の方に対する授業料減免：外国籍の方で、本人を含む生計維持者の前年度所得が 600 万円以下の方

これらの「授業料減免制度」を利用し、1 年次の成績が優秀な学生（GPA(Grade Point Average)3.2 以上）については、2 年次も授業料減免を継続している【資料 2-4-1】。さらに、これらの授業料減免制度を補い、学生生活安定のための支援の充実を図るために日本学生支援機構の奨学金も活用している。

2 点目は厚生労働省による「専門実践教育訓練給付金」の制度である。働く方の中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としたもので、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給される制度である。要件を満たした学生は修了時に最大で 112 万円の給付金が支給されることから、教育訓練対象講座に指定されることは、大きな経済的支援となっている【資料 2-4-2】。

3 点目は学修支援体制である。学修目標を達成する負荷は大きいと、仕事と学業を両立させるのは簡単ではない。このため、新入生がオンデマンドで視聴できるオリエンテーション動画でも、効率的かつ効果的な学修法などについて、重点的に説明を行っている【資料 2-4-3】。また、個別の相談については、入学後も「LS」がきめ細かく対応すると共に、「2-3. キャリア支援」でも記述したように「LMS」に学生と教員の意見交換が行える掲示板「学生・教員 意見交換掲示板」を設置している。さらに、修了生や在学生在が実施する勉強会やイベントに参加することで情報交換ができる環境を設けている。

また、キャンパス内には「学生自習室」が設けられ、落ち着いた環境で学修することが可能となっており、施設概要は以下の通りである【資料 2-4-4】。

- ・ 座席数：4 席
- ・ 有線 LAN：各席有り
- ・ コンセント：各席有り
- ・ Wi-Fi：有り

4 点目は学生生活全般に関する支援体制である。学生会と事務局との意見交換会を年 2 回程度実施している。ここでは、議論の対象を限定せず学生生活全般についての相談や問題、提案などについて意見交換を実施し改善を図ると共に、その情報や改善対策の進捗を「LMS」で共有している【資料 2-4-5】。

[「LMS」に掲載している学生会からの要望と進捗]



## 2. 心身の健康に関する支援

学内に医務室を設置しているが、メディアを利用して行う通信教育を中核とする本学では、幸いにしてこれまで利用の実績はない。他にも学生の心身の健康を保つため、「学生窓口」、「個別面談」などの窓口を設け、履修過程の悩み相談、生活相談などを行っている【資料 2-4-6】。また、専門家の適切なアドバイスを受ける際には、SBI グループの提携医療機関である「東京国際クリニック」を相談窓口としている。

東京国際クリニック

TEL : 03-5220-3377

営業時間 : 9:00～18:00

Email : infoika@tic.or.jp

ホームページ : <http://www.tic.or.jp>

## 3. 課外活動に関する支援

本学は社会人が対象の大学院であり、公認の運動部やサークルなどは存在しないが、在学生が会員となる「学生会」と修了生の希望者が会員となる「修己会（しゅうこかい）」がある。両組織とも役員による自主的な運営が行われているが、大学もその活動を支援し、連携に努めている。具体的には、「学生会」や「修己会」が企画、実施するイベントに対し、学内施設や機材の貸出、及び、集客や告知など当日の運営についても事務局が支援するこ

とで協賛体制をとっている。また、「学生会」や「修己会」の依頼に応じて、教員が講演と質疑応答を行うことで、支援を行っている。

[表 2-4-1] 令和 2(2020)年度 学生会・修己会主催イベント

| 日時         | イベント                   | 内容                                                                                                                                 | 主催  |
|------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 2020/9/26  | オンライン祝賀イベント            | 大学主催でオンラインで実施した「2020 年春学期修了、2020 年秋学期入学祝賀イベント」後に、在学生、修了生、教職員の有志を対象に開催したオンラインによる交流イベント。藤原学長（当時副学長）を始め、教職員も参加し学生からの質問や要望などに応え交流を図った。 | 学生会 |
| 2020/12/20 | スペシャル講演会&チャリティ忘年会 2020 | オンラインによる講演会と忘年会を開催すると共に、チャリティを行い前年度同様、児童保護施設の「精舎学園」に寄付。外部の起業家 4 人の講演会と北尾理事長（当時学長兼理事長）のビデオメッセージを企画。藤原学長（当時副学長）を始め、教職員も参加し学生と交流を図った。 | 学生会 |
| 2021/1/16  | 勉強会                    | 修了生を対象に「変わる経済システム・求められる事業経営の新視点ーサーキュラー・エコノミーの光と影」というタイトルで、マーケティング担当の佐々木一人教授が講演を行った。                                                | 修己会 |
| 2021/2/13  | お疲れ様&Zoom 交流会          | 学期末を迎え、在校生同志で「コロナ禍における仕事の話」、「資金繰り」、「資金調達」などについてフリーディスカッションを行い、職員も参加した。                                                             | 学生会 |
| 2021/3/27  | オンライン祝賀イベント            | 2020 年 9 月と同様のイベント。藤原学長（当時副学長）を始め教職員も参加した。                                                                                         | 学生会 |

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

1. 仕事と学業の両立を図るためには、きちんとした学修計画を立てる必要がある。そのためには、授業に必要な学修時間を把握し確保することが欠かせない。学生には、標準学修時間を提示しているが、実際には個人差が大きいとため、受講開始後 2 週間から 3 週間経った時点で、各人が自分の学修時間を振り返り、学修計画を見直すことが重要となる。今

後は、この面でも支援ができるように、学生の学修時間のデータを収集・分析する。

2. 「個別面談」などの相談窓口からの学生の声を収集・分析し、より効果的なサポート制度の構築を図る。

3. 「学生会」、「修己会」への課外活動については今後も支援を続ける。令和 2(2020)年度は COVID-19 の影響もあり、教員が講演者として参加するイベントの実施は 1 回のみに留まったが、今後は機会を増やしていく。

(エビデンス集 (資料編))

【資料 2-4-1】エビデンス集 (データ編) 表 2-7

【資料 2-4-2】教育訓練給付金指定講座

(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR103Scr01L/SSR103Scr01LSelectShosai.form>)

【資料 2-4-3】オリエンテーションサイト メニュー

(<https://www.sbi-u.ac.jp/orientation>)

【資料 2-4-4】校舎レイアウト

【資料 2-4-5】学生会からの要望と進捗

【資料 2-4-6】個別面談のご案内

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎等の学修環境については、専門職大学院設置基準第 17 条に照らして、本学の目的に合致した十分な教育効果をあげられるように適切に整備されている。

本学は、令和 3(2021)年 4 月に東京都千代田区丸の内から東京都港区六本木の泉ガーデンタワー (45 階建) の 21 階部分に移転した。泉ガーデンタワーは SBI グループ各社が入居するビルであり、SBI グループのみならず様々な企業が集まり、人的交流の観点からアントレプレナー育成及び産学連携において大きなシナジー効果を見いだすことが期待できる。

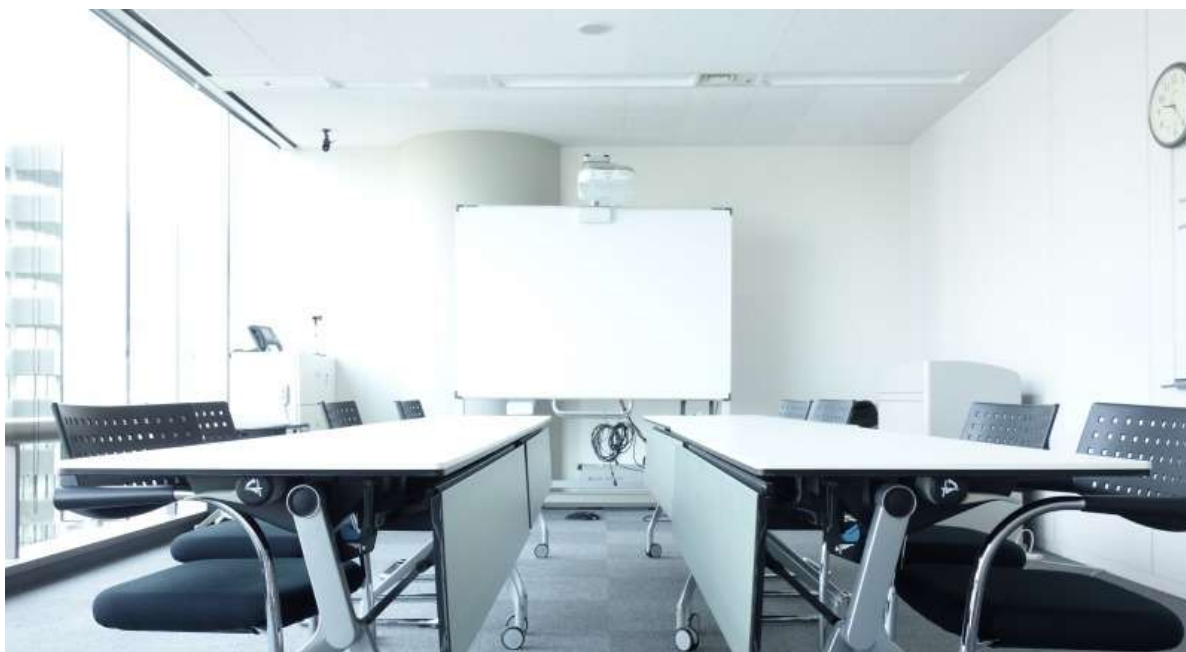
校舎の面積は 202.32 m<sup>2</sup>となっている。施設の内訳は、[表 2-5-1]のとおりであり、教室

の他、図書室、教員研究室、学生用自習室等があり、大学設置基準に沿った施設及び設備等を維持している【資料 F-8】。

〔表 2-5-1〕 施設の主な内訳

| 区分    | 面積 (㎡) | 備考      |
|-------|--------|---------|
| 教室    | 45.79  | 30 人収容  |
| 図書室   | 21.03  | 3,258 冊 |
| 教員研究室 | 19.37  | 3 ブース   |
| 学生自習室 | 14.37  | 4 ブース   |
| 学長室   | 4.013  |         |
| 医務室   | 4.20   |         |
| 会議室   | 14.59  | 12 人収容  |
| 事務室等  | 61.28  |         |

〔教室〕



[図書室]

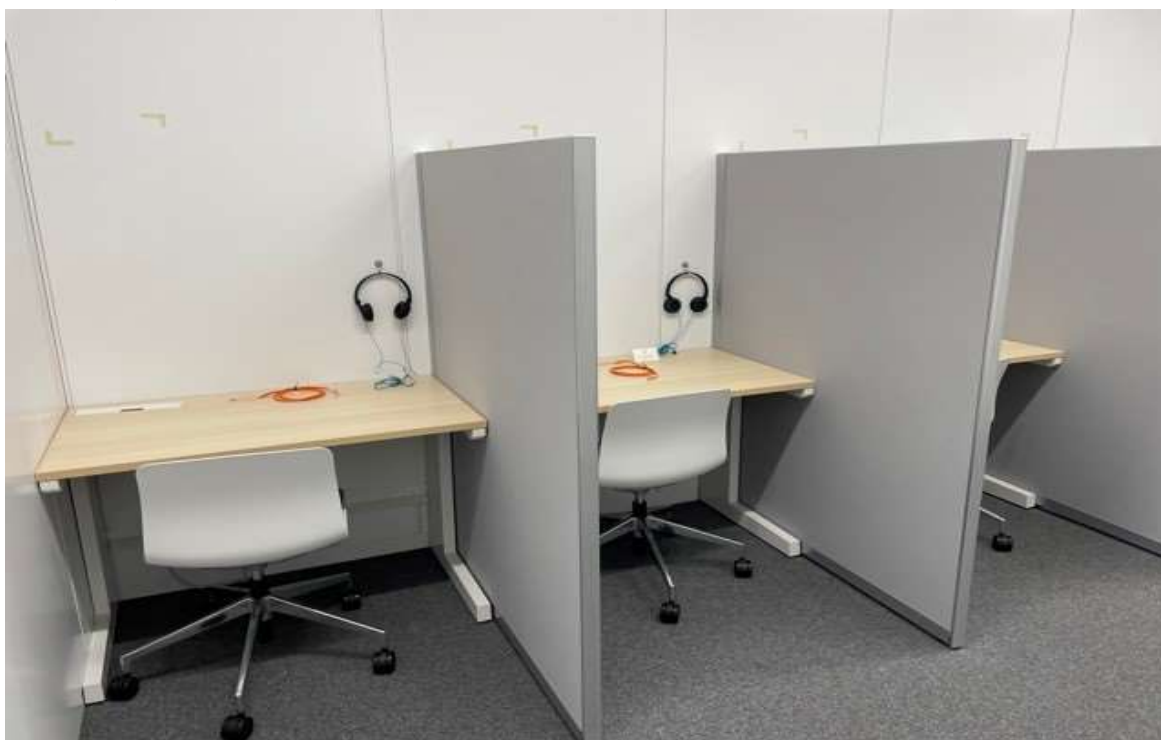


[教員研究室]





## [学生自習室]



本学での授業は、e ラーニングを前提としていることから、各種機器やソフト、コンテンツ管理のための IT 関連設備が必要であり、(株)プロシーズの「LMS」、(株)よんでんメディアワークスの動画配信システム、CNC(株)の事務管理処理システムなどを使用している。

また、遠隔での対面授業、打ち合わせなどで使用する Web 会議システムは、Microsoft Teams、Zoom、Cisco Webex を利用している。

対面授業、セミナー、各種イベント等については、教室および会議室のほか、[表 2-5-2]の通り、同ビル内の SBI ホールディングス(株)のセミナールーム、会議室等も利用が可能である。

また、「学生会」との定期的な意見交換の場を持ち、学修環境の改善に努めている【資料 2-5-1】。

[表 2-5-2] SBI 大学院大学が利用している SBI ホールディングス(株)の施設

| 部屋         | 階  | 収容定員   |
|------------|----|--------|
| 大会議室 C エリア | 22 | 118 人  |
| 大会議室 B エリア | 22 | 32 人   |
| 大会議室 A エリア | 22 | 32 人   |
| セミナールーム    | 20 | 60 人   |
| プレゼンルーム    | 17 | 40 人   |
| 会議室 13 部屋  | 19 | 6～10 人 |

なお、泉ガーデンタワーは鉄骨鉄筋コンクリート造の制震構造となっており、セキュリティは非接触型 IC カードシステムを実装しているため安全性が非常に高い。また、外観は熱

線吸収倍強化ガラスによるカーテンウォールを採用しているため、強度のみならず日射を適度にコントロールして室内の温度の上昇を抑えることができ、環境にも配慮している。

[泉ガーデンタワー]



そして、これらの施設及び設備において、安全かつ適切な学修環境を維持し運営することを目的として、「安全衛生管理規程」、「危機管理規程」、「個人情報管理規程」、「情報セキュリティ規程」、「SBI グループコンティンジェンシープラン」等の規程を定め、遵守している。【資料 2-5-2】、【資料 2-5-3】、【資料 2-5-4】、【資料 2-5-5】、【資料 2-5-6】。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、e ラーニングを中心に経営管理に関する高度専門職業人を養成する専門職大学院であり、実習施設は設置していない。

教育環境整備の重要施設である図書室については、大学院設置基準第 21 条に基づき、経営系専門職学位課程の学生の学修および教員の教育研究のために必要な、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理すべく、授業において使用するものを中心に毎年計画的に購入し、平成 20(2008)年 4 月開校時点の 1,354 冊から、令和 3(2021)年 5 月 1 日時点で 3,258 冊にまで増やしている。

図書室は、来校利用(利用時間は平日 9:00-18:00)のほか、遠隔地の学生の利用のため、Web 上での蔵書検索、貸出申込の受付、および宅配便等を使った貸出を行っている。電子ジャーナルは、EBSCOhost を利用している。また、校舎内は Wi-Fi を完備しており、学



生の自習及び教員の研究環境の整備に努めている。

以上の事実から、図書室等の有効活用が可能な環境であり、またその対策を講じていると評価する。

#### [図書検索システム]

大学図書館蔵書一覧 [リンクの編集](#)

## 大学図書館蔵書一覧

大学図書館の書籍貸し出しを希望される方は、「蔵書一覧」内の「大学図書館蔵書一覧」をクリックし、書籍名・著者名等で書籍を検索してください。

貸出を希望する書籍がございましたら、[library@mba.sbi-u.ac.jp](mailto:library@mba.sbi-u.ac.jp) 宛てに

- ・書籍名
- ・蔵書No
- ・氏名
- ・学籍番号
- ・郵送希望もしくは来校受取希望のいずれかを明記の上、メールにてお申し込みください。

貸出上限冊数：3冊／貸出期間3週間 ※延長希望の場合はご相談ください。

※貸出の際の送料は大学側で負担します。返却時の送料は、ご自身にてご負担をお願いいたします。

### 蔵書一覧

[+ 新規作成](#)
[↑ アップロード](#)
[🔄 同期](#)
[🔄 共有](#)
[その他 ▼](#)

☒ 名前
 ☐ 更新日時
 ☐ 更新者

☒ 大学図書館蔵書一覧 ... 2 時間前 ☐

#### [電子ジャーナル EBSCO]

EBSCO

## Select Resource

SBI GRADUATE SCHOOL

EBSCO

データベースとしての文献検索はこちらから  
ジャーナル等の収録出版物を探す場合はこちら

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎の入居する泉ガーデンタワー共有部分および、本学校舎内はバリアフリーを実現している。また、泉ガーデンタワーは東京メトロ南北線駅から直結しているため、雨に濡れずに校舎に入ることができ、天候不良時における車椅子等を始めとした移動の利便性にも優れている【資料 F-8】。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和 3(2021)年度春学期の開講授業科目履修登録者数は、後掲資料の通りである【資料 2-5-7】。また下表のとおり、令和 2(2020)年春学期から令和 3(2021)年春学期の 3 学期間に開講された科目中の約 7 割の科目の受講人数が 30 人以下であり、また、最大人数は 54 人（「ファイナンス」、「管理会計」共に 2021 年春学期開講）である。

[表 2-5-3] 科目別の受講人数（令和 2(2020)年春学期～令和 3(2021)年春学期）

| 受講人数      | 2020 春学期 | 2020 秋学期 | 2021 春学期 | 平均      |
|-----------|----------|----------|----------|---------|
| ～5 人      | 17 科目    | 16 科目    | 15 科目    | 16 科目   |
| 6 人～10 人  | 2 科目     | 1 科目     | 3 科目     | 2 科目    |
| 11 人～15 人 | 2 科目     | 5 科目     | 6 科目     | 4.3 科目  |
| 16 人～20 人 | 1 科目     | 7 科目     | 8 科目     | 5.3 科目  |
| 21 人～30 人 | 8 科目     | 6 科目     | 7 科目     | 7 科目    |
| 31 人～     | 19 科目    | 20 科目    | 11 科目    | 16.7 科目 |
| 合計        | 49 科目    | 55 科目    | 50 科目    | —       |

e ラーニングによる授業が中心であるため、上記[表 2-5-3]の通り科目別の受講人数は、学修効果上十分であり適正と言える。また、修了要件に係る課題である「事業計画演習」、「組織変革演習」、「修論ゼミ」の 3 つの演習科目については、その学修効果を鑑みて、2～4 人程度となっている。

さらに教員は、教育内容の水準を維持していくために、適正な人数となるよう科目によっては受入可能な人数の上限を設けている。

なお、授業科目の内容と進め方によっては、討議や質疑応答を円滑かつ効果的に行うなどの目的のために、クラスを分割しているケースもある。一例として「組織行動学」では、受講人数が 20 人を超えた場合は分割しており討議内容に違いが生じるが、教材は同じであり、視聴する授業コンテンツも同じであるため、学修効果に差は生じない。

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、校舎等の学修施設の整備及び向上と適切な運営・管理を継続して行うと共に、バリアフリーの維持等、学生や教職員の多様性に応じた環境を構築する。

また、図書については、科目の開講に合わせ計画的に増やしていくと共に、遠隔地の教員や学生に有効な電子ジャーナルを継続して提供していく。

クラスサイズについては、学生数は増加傾向にあるため、前述の「組織行動学」のよう

に科目に応じた柔軟な対応を教員間で共有し取り入れることで、教育の質を担保していく。

(エビデンス集 (資料編))

【資料 F-8】 交通アクセス／泉ガーデンタワーへのアクセス／校舎レイアウト／泉ガーデンタワー21 階フロア図

【資料 2-5-1】 学生会からの要望と進捗

【資料 2-5-2】 安全衛生管理規程

【資料 2-5-3】 危機管理規程

【資料 2-5-4】 個人情報管理規程

【資料 2-5-5】 情報セキュリティ規程及び管理体制

【資料 2-5-6】 SBI グループコンティンジェンシープラン及び附則

【資料 2-5-7】 開講授業科目履修登録者数

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援に関する学生の意見・要望を把握するために、メール、電話、来校オンライン会議システムなどで対応する「学生窓口」や「個別相談窓口」、また、「LMS」の問合機能などを用意している。また、「授業評価アンケート」から学生支援につながる意見を把握することもできる。

これらの機会を通じて伝えられた学修支援に関する学生の意見や要望は、LS が受け付け、事務局内、担当教員、担当委員会などで対応の検討が行われ、恒久的な対応が必要と判断されたものについては「研究科委員会」の審議を経て対策や制度の見直しを図っている。

具体的な改善例としては、選択必修科目である「リーダーシップ特論Ⅳ (史記にみるリーダー像)」の授業評価アンケートに於いて、『提示された文献や資料は、学習内容への理解に役立ったか?』という設問に対して、『そうだった』、『ややそうだった』が全体の約 63%だった。これを受けて翌学期に参考文献を増やしたところ、同じ設問に対して、『そうだった』、『ややそうだった』が約 82%まで増加した。

適切な参考文献の提示はもとより、学生の声を丁寧に拾い、それを教職員が共有し改善

策を講じることが学修支援において重要であることを認識すると共に、今後に活かす材料となった【資料 2-6-1】。

また、基準 2 の中で何度か記述されている「学生会との意見交換会」も学生からの意見や要望を把握する重要な機会として捉えている【資料 2-6-2】。

さらに、修了生に対するアンケートを行うことで学生生活全般に及ぶ満足度を測っている【資料 2-6-3】。

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

健康相談、経済的支援に関する相談も「学生窓口」が対応しており、学生は電話、メール、若しくは来校で何時でも相談ができる【資料 2-6-4】。

経済的な問題については、本学の学生は社会人であり、様々な事情を抱えている者がいるのも事実である。そのため、学費に関する問題が発生した場合には、一方的に早急な納入を促すのではなく、困難な理由を丁寧に確認し、状況を踏まえて日本学生支援機構の奨学金の案内などを含めた柔軟な対応を取ることとしている。

さらに、学生のプライベートに関する問題や相談については、「広報・リレーションズ委員会」の教員による個別相談でプライバシーに配慮しながら慎重に扱うこととしている。

また災害発生時の安否確認も「学生窓口」から行っており、学生が災害により学修ができない状況になった場合にも、速やかに状況の把握、教員への連携が可能となっており、履修及び課題提出期限の延長などの措置を講じている【資料 2-6-5】。

そして、どうしても学修の継続が困難と判断された学生に対しては、まずは「長期履修制度」を案内し、経済的及び肉体的負担を軽減する措置を講じている。また、退学に際しても、まずは休学を促し、学生が再起できる機会を維持するよう努めている。

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、2-6-①で記述した「学生会との意見交換会」を重視している。「意見交換会」では、学生が構築する SNS で交わされた、学業や学生生活に関する情報及び意見の他、勉強会などのイベント等を通じて抽出された要望を、学生会役員が事務局へ共有することで、状況の把握と意見交換を行っている。それらの意見や要望は更に事務局が中心となって検討し、対応結果は「2-4. 学生サービス」で記述の通り、「LMS」に公開している。

具体的な改善例としては、蔵書一覧の Excel ファイルが見つらいという意見に応え、新たな蔵書検索システムの構築を決定し、2021 年秋学期から稼働することになっている。

また、この他にも学生と教員・職員との懇親会の場でも積極的に意見や要望を聞くようにしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学は 1 研究科の小規模な大学院大学であるため、学生数も少なく、学生と教職員の距離が非常に近い。このメリットを最大限に活かし、メール、電話、来校、オンライン会議システム、「LMS」など、あらゆる手段で学生の声を拾い、機動的に学修支援に取り組んできた。このように、直接声が直接届く利点がある一方で、アンケートや過去事例のデータ化及び分析が弱くなる要因となるため、積極的にデータ分析に取り組む体制を構築する。

なお、令和 3(2021)4 月に、市場や経済情報の調査を行う際に情報を取得できるデータソースの導入に関する意識調査を教員に対して行った。次回は学生、修了生も対象に調査し、結果を精査した上で必要と判断した際には導入することを決定している。

(エビデンス集（資料編）)

【資料 2-6-1】授業に関する学生からの要望と対応

【資料 2-6-2】学生会からの要望と進捗

【資料 2-6-3】修了生アンケート

【資料 2-6-4】学生からの相談履歴

【資料 2-6-5】災害時等における学生及び教職員の安否確認とその後の対応について

[基準 2 の自己評価]

本学は平成 20(2008)年の開学以来、「教育研究の目的」の実現に向け、基準 2 の各項目に関して組織的に取り組んでおり、着実に改善を図っている。各基準項目に関する上記の記述を総合して判断し、本学としては基準 2 全体に関して求められる要件を満たしていると評価する。

また、前回の自己評価の際に、満たしていなかった「図書館の機能拡充」という課題について、平成 27(2015)年 10 月に電子ジャーナル「EBSCOhost」を導入し、遠隔地での利用が可能になった。今後ともより多彩で、かつ最新の学術情報をはじめとした経営に関する電子書籍や電子ジャーナルなどを充実させていく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

本学では「学則」第1条「設置の目的」第2項で『経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。』と規定しているものを、「教育研究上の目的」として定めている【資料 F-3】。

これを受け、ディプロマ・ポリシーは以下の通り定め、パンフレット及びホームページで広く一般に周知している【資料 F-2】、【資料 3-1-1】。

＜ディプロマ・ポリシー＞

2 年以上在学し、かつ必修科目を含め修了に必要な単位以上を取得するとともに、以下の要件を満たす学生に対して経営管理修士(専門職)の学位を授与する。

1. 経営管理の専門分野での学術水準の理論を修得、ビジネスや経営の問題解決に応用できること。
2. 高度専門職業人に求められる主要なコンピテンシー(行動特性)を高いレベルで有していること。

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、修了認定基準等を「学則」第9章・第10章及び「履修規程」に定めている。「学則」は入学時に全ての学生に配布すると共に、学生がいつでもアクセスできる「LMS(Learning Management System)」、及びホームページに掲載し周知を図っている【資料 F-3】、【資料 3-1-2】。

[「LMS」学則・履修規程掲載ページ]



併せて、各科目のシラバスには、学修目標、授業計画、成績評価基準などを明記し在学生、新入生及び教員全員への周知徹底を図っている【資料 F-12】。

また、ディプロマ・ポリシーに定められている 2 つの要件の集大成とも言える、修了要件に係る課題については、審査項目と配分、審査員の体制、成績評価基準についてまとめた資料をホームページで公開している【資料 3-1-3】。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定に必要な授業の出席確認は、「LMS」において、各学生が授業教材にアクセスした記録で行っている。また、「LMS」へのログイン時には二段階認証で本人確認を行うと共に、同時刻に同一アカウントで複数の画面にログインできないようになっており、授業ビデオは最後まで再生しないと「視聴済み」にならないようにする等の措置により、厳正に管理されている【資料 3-1-4】。また授業ビデオの章（1 時限）の終わりにクイズが設置され、未回答の場合は次の章に進めないようにするなど、学修の効果を測りながら進む工夫がなされている科目もある。

成績評価時には教員から出された成績評価は、成績評価基準に則っているかどうか、各科目の担当 LS（ラーニングスタッフ）が確認を行った上で、「研究科委員会」へ提出される。その後、各科目の判定割合等を審議し、成績評価の公平性を保った上で、学長が決定している。

なお、成績評価が高くなる傾向が多かったことから、「研究科委員会」で審議の結果、『成績評価の点数の中央値を 85 点未満にすると共に、90 点以上の A 評価の割合を 3 割以上にならないようにする』というガイドラインを設けた【資料 3-1-5】、【資料 3-1-6】。

また、学生が成績評価結果に疑義がある場合、異議申立ができるよう「成績評価に関する異議申立規程」を定めることで、成績評価の過程と結果の透明性を確保している【資料

3-1-7】。

さらに、修了要件に係る演習科目については、最終審査の際に学生を指導した教員だけでなく、他の演習科目担当教員や外部審査員を招聘し審議を行うことで、評価の公平性を保っている【資料 3-1-3】。また、対象となる学生の成績評価について各演習担当教員全員で審議を行う体制が作られている。

なお、学生の修了については 3 月、9 月の「研究科委員会」の場で対象者全員の単位取得状況と成績状況を確認し、修了要件等に問題がないか審議された後に学長に諮られており、厳正に運用されている【資料 3-1-8】、【資料 3-1-9】、【資料 3-1-10】。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

適切な単位認定・修了認定等が行われるように、今後も「入試・教務委員会」を中心に GPA(Grade Point Average)や演習科目等で実際に発揮された行動のコンピテンシーを分析し、各種基準や運用の改善を図る。

(エビデンス集（資料編）)

【資料 F-2】パンフレット

【資料 F-3】SBI 大学院大学学則（第 1 条）

【資料 F-3】SBI 大学院大学学則（第 9 章・10 章）

【資料 F-12】2021 年度春学期シラバス一覧

【資料 3-1-1】教育理念 ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us/educational\\_ideal](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal))

【資料 3-1-2】履修規程

【資料 3-1-3】修了要件に係る課題の成績評価基準

【資料 3-1-4】SBI 大学院 e ラーニングサイト ご利用の手引き

【資料 3-1-5】第 141 回 研究科委員会議事録

【資料 3-1-6】評価別集計

【資料 3-1-7】成績評価に関する異議申立規程

【資料 3-1-8】第 163 回 研究科委員会議事録

【資料 3-1-9】修了生判定用資料 1-科目区分別取得単位数・必修履修状況

【資料 3-1-10】修了生判定用資料 2-成績一覧

## 3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成



### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、開学より 5 年を迎え分野別認証評価を受けたことを契機として、平成 25 (2013) 年 4 月以降、「理念」、「教育研究上の目的」などについて見直しを行い、「学修目標」のさらなる具体策として、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、及び「ディプロマ・ポリシー」の三つの方針を定めた。このように教育研究上の目的を踏まえて作成されたカリキュラム・ポリシーは次の通りであり、大学の教育理念を十分に反映している。

経営管理に必要な知識を体系的に学修できるように、「戦略・マーケティング」、「組織・人的資源」、「金融・財務」、「経営数理・問題解決」、「企業倫理・経営思想」、「グローバル・ビジネス」の科目群を設ける。各群には、必修科目を含むコア、応用、発展の 3 段階で有用な科目を配置して、学修者が知識・経験に応じて必要な科目を柔軟に選択できるようにする。また、学んだことを実際の現場で実践し、他の学修者との討議を通して理解を深め、習得を図ることで、高度専門職業人に求められるコンピテンシー（行動特性）を高められるようにする。

そして、本学のホームページやパンフレット、オリエンテーション資料などに明示している【資料 3-2-1】、【資料 F-2】、【資料 F-5】。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前述の通り、教育研究上の目的と学修目標に基づいて三つのポリシーを策定しており、学修目標に掲げている知識やスキル、コンピテンシーを修得できるカリキュラム・ポリシーに添って、カリキュラムを編成すると共に授業を行い、基準 3-1 で述べた単位認定、卒業認定を行っている。その結果、ディプロマ・ポリシーにある「1. 経営管理の専門分野での学術水準の理論を修得、ビジネスや経営の問題解決に応用できること。2. 高度専門職業人に求められる主要なコンピテンシーを高いレベルで有していること。」という条件を満たすことに繋がることから、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されていると言える。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、「戦略・マーケティング」、「組織・人的資源」、「金融・財務」、「経営数理・問題解決」、「企業倫理・経営思想」、「グローバル・ビジネス」の 5 つの科目群を設置しており、令和 3 (2021) 年度の開講科目は、「科目一覧」の通りである【資料 3-2-2】。

各科目は 3 つのレベルに分類されており、「コア科目」は、各科目群の基礎として位置づ

けられる科目で、「マーケティング」や「組織行動学」、「ファイナンス」といった必修科目に加え、「経営戦略論」や「統計学」などが含まれる。その中で、必修科目は、学位取得者として、将来どのような職務に就くにしても経営学の基本として必ず修得しておくことが求められるものを指定している。「応用科目」は、実際の職場での実践を前提とした科目で、学んだことを現場で応用できる授業内容としている。「発展科目」は、特定の職能分野での高度な実践を念頭に置いたものである。なお、全ての科目についてシラバスを作成しており、「LMS」及びホームページで公開している【資料 3-2-3】

[「LMS」に公開されているシラバス]

**SBI Graduate School**

**ドキュメント**

- 00\_よくあるご質問 (FAQ)
- 01\_eラーニングサイトマニュアル
- 02\_Office365マニュアル集
- 03\_履修登録について【重要】
  - 21年度春学期シラバス
- 04\_学期スケジュール
- 05\_Web会議システムマニュアル
- 06\_各種証明書発行
- 07\_SBI大学院大学学則・履修規程
- 08\_学生会規約
- 09\_個別面談のご案内
- 11\_SBIグループ新人研修
- 12\_SBIグループ上級管理職研修
- 13\_SBI大学施設利用案内 正科生用
- 98\_授業評価アンケートフィードバック
- 99\_その他ご案内事項

履修登録に関する資料を掲載しています。  
※21春版にアップデートしました！(2021.3.19)

03\_履修登録について【重要】 > 21年度春学期シラバス

**タイトル**

- 21年度春学期シラバス.zip
- 21春\_シラバス\_01\_戦略・マーケティング.pdf
- 21春\_シラバス\_02\_組織・人的資源.pdf
- 21春\_シラバス\_03\_金融・財務.pdf
- 21春\_シラバス\_04\_経営数理・問題解決.pdf
- 21春\_シラバス\_05\_企業倫理・経営思想.pdf
- 21春\_シラバス\_06\_グローバル・ビジネス.pdf
- 21春\_シラバス\_07\_演習.pdf

そして、社会や学生のニーズの変化を受けて、「入試・教務委員会」で年2回科目の見直しを行い、「研究科委員会」での審議を経て、新規開講科目、継続開講科目、閉講科目を決定し、各学期の開講科目が決定される。

[表 3-2-1] 令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度 開講および閉講科目一覧

| 開講／開講時期   | 開講科目                 | 担当教員   | 開講科目             | 担当教員      |
|-----------|----------------------|--------|------------------|-----------|
| 2019年春季学期 | マーケティング              | 佐々木 一人 | マーケティング          | 徐 忍之      |
|           | 孫子の兵法×現代経営学          | 田中 道昭  | ファイナンス           | 石川 秀樹     |
|           | ファイナンス               | 花村 信也  | ネット経済・経営学        | 沖田 貴史     |
|           | 経済政策の理論と実証           | 福田 淳一  | プロジェクトマネジメント     | 黒木 弘司     |
|           | 人工知能（フィンテック）         | 花村 信也  |                  |           |
| 2019年秋季学期 | ネット経営概論              | 沖田 貴史  | グローバル・マーケティング    | 川久保 カロリーナ |
|           | 統計学 基礎               | 飯沼 邦彦  | 統計学              | 重田 孝夫     |
|           | 統計学 理論の数学的理解         | 飯沼 邦彦  |                  |           |
|           | 財政と社会保障の理論と実証        | 福田 淳一  |                  |           |
| 2020年春季学期 |                      |        | FinTechイノベーション概論 | 沖田 貴史     |
|           |                      |        | 近代日本の代表的経営書論     | 川西 重忠     |
|           |                      |        | 事業戦略構築論（森本）      | 森本 晴久     |
|           |                      |        | ネット経営概論          | 沖田 貴史     |
| 2020年秋季学期 | 事業戦略構築論（熊沢）－独立起業コース－ | 熊沢 拓   | 統計学 基礎           | 飯沼 邦彦     |
|           | コーポレート・ガバナンス         | 上田 亮子  | 統計学 理論の数学的理解     | 飯沼 邦彦     |
|           | 経営哲学                 | 十名 直喜  |                  |           |
|           | ビジネス統計学              | 石尾 謙   |                  |           |
|           | 金融論基礎：基礎から応用へ        | 林 直嗣   |                  |           |

また、教育や社会、専門職などに関する知見を有する外部委員と学内委員で構成される「教育課程連携協議会」を年 2 回開催し、カリキュラム編成についても議論を行い、意見を聴取できる体制を組んでいる【資料 3-2-4】

なお、修了に向けた適切な履修を保つため、履修科目として登録ができる単位数の上限は、1 年間当たり 26 単位、1 学期当たり 13 単位と「履修規程」第 2 条で定めている【資料 3-2-5】。なお、修了前の半年間において、(1) 事業計画演習、組織変革演習、修論ゼミを除く必修科目が修了していること、(2) 申請時の GPA が 3.2 以上であること、の 2 つの条件を満たす場合は、上限を超えた履修を認めることも、「学則」第 36 条で定めている【資料 F-3】。

### 3-2-④ 教養教育の実施

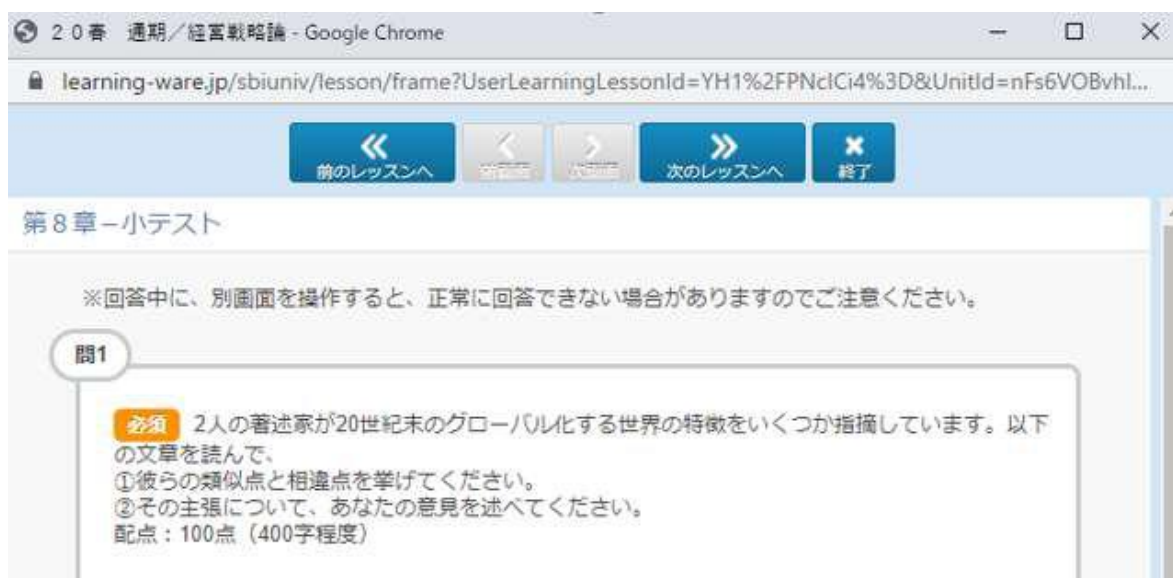
専門職大学院は、学校教育法第 99 条第 2 項によれば『大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもの』と定義されている。本学では、こうした定義に従い、実務家として社会で仕事を遂行していく上で必要となる高度で専門的な知識・能力を備えるための教育に重点を置いている。

一方で、本学は経営分野の実務家教育に加えて人間学教育も重視しており、経営者や社会人としての人間性を涵養するために、中国の古典や経営哲学を学ぶ科目を経営人間学系科目として 12 科目配置している【資料 3-2-2】。本学では人間学教育、教養教育は全ての学生が広く学ぶべきと捉えており、経営人間学系科目は選択必修科目として最低 4 単位の取得を修了要件としている。

また、その他の科目でも多角的な視野に立って客観的な分析や考察、議論を行うためには、高い教養が必要となることから、授業の中で、相反する専門家の見解を紹介すると共

に、それに対して考察し、討議や課題を行うような機会を設けている。このように、学生が討議や課題を行う際に、課題となっている事柄の歴史的・文化的背景を理解し、各見解に関する文献を調べることで教養を高めることに繋がっている。

[「LMS」上の相反する視点での考察課題の例]



### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学はオンラインでの受講が中心であり授業方法も通学制とは異なるため、平成20(2008)年開学以来の授業制作の経験を踏まえた、オンライン授業の「制作手順説明書」を整備し、新任の教員に対して授業の制作から科目の運営、教授方法の説明を行っている【資料 3-2-6】。

また、教授方法の工夫・開発については、「入試・教務委員会」、「FD・SD 委員会」を中心に活動している。

「入試・教務委員会」では、新設ならびに授業内容に変更のあった科目についてはその都度内容を検証しているほか、他高等教育機関の教授方法や学修方策を参考にするなどして、グループワーク、シミュレーション、ディスカッション等のアクティブラーニングを取り入れるよう随時改善している。

現在、アクティブラーニングを取り入れている科目は演習科目を除く 58 科目中、23 科目ある（下表 3-2-2）。

[表 3-2-2] アクティブラーニングを取り入れている科目一覧

| 科目区分       | レベル | 授業科目の名称      | 単位数 | 担当教員   |
|------------|-----|--------------|-----|--------|
| 戦略・マーケティング | コア  | 経営戦略論        | 2   | 細沼 藹芳  |
|            | コア  | マーケティング（佐々木） | 2   | 佐々木 一人 |
|            | コア  | 事業戦略構築論（石川）  | 2   | 石川 明   |
|            | コア  | ビジネスモデル思考    | 1   | 松原 恭司郎 |

SBI 大学院大学

|            |    |                           |   |       |
|------------|----|---------------------------|---|-------|
|            | 応用 | 歴史に学ぶ戦略論（中国兵法概論）          | 1 | 福田 晃市 |
|            | 発展 | 歴史に学ぶ戦略論（孫子の兵法を現代に役立てる方法） | 1 | 福田 晃市 |
| 組織・人的資源    | コア | ヒューマン・リソース・マネジメント         | 2 | 重田 孝夫 |
|            | コア | 組織行動学                     | 1 | 重田 孝夫 |
|            | 応用 | コーチング                     | 2 | 重田 孝夫 |
| 金融・財務      | コア | 管理会計                      | 1 | 小林 英幸 |
|            | 応用 | 為替政策と為替市場                 | 1 | 山崎 達雄 |
| 経営数理・問題解決  | コア | オペレーションズ・マネジメント           | 2 | 小林 英幸 |
|            | コア | ロジカルシンキング                 | 1 | 太齋 利幸 |
|            | 応用 | 問題解決技法                    | 2 | 太齋 利幸 |
|            | 応用 | ビジネス紛争処理法                 | 2 | 小林 秀之 |
|            | 発展 | ビジネス・ミクロ経済学               | 1 | 石川 秀樹 |
| 企業倫理・経営思想  | コア | 法務概論                      | 2 | 盧 暁斐  |
|            | コア | コーポレート・ガバナンス              | 2 | 上田 亮子 |
|            | コア | 企業経営と会社法                  | 2 | 盧 暁斐  |
|            | 応用 | 近代経営者哲学研究                 | 1 | 細沼 藹芳 |
| グローバル・ビジネス | コア | アジアにおける人事管理論              | 2 | 細沼 藹芳 |
|            | 応用 | 中国企業論                     | 1 | 細沼 藹芳 |
|            | 発展 | 中国市場戦略                    | 1 | 細沼 藹芳 |

## [「LMS」上のディスカッション例]

learning-ware.jp/sbuniv/lesson/frame?UserLearningLessonId=52cEYIMaxZy%3D&UnitId=%3FQwUGTnHEM77Gkw%3Ff6wq%3D%3D

第5章－確認テスト（ディスカッション）

テーマ：  
今回の講義内容を自分のビジネスにあてはめて考えたことを簡潔に記述してください。

※一度投稿したものは消すことができないので、記入内容をご確認の上「投稿する」ボタンを押してください。

▼投稿一覧を見る

本文

テーマに対する、あなたの意見を投稿しましょう。

添付ファイル

ファイルを選択 選択されていません

※5MB以内

投稿する

新しいコメントのついた投稿の順に表示する

投稿数 本文 Q検索

全30件 1 2 3 4 5 >

投稿者 投稿時間 2021/01/18 23:58:43

石川先生、みなさん、こんばんは。

会社でのテレワークによる情報の非対称性について投稿いたします。

私の会社では、遠隔は在宅勤務は行っておりませんが、コロナ禍の影響を受け、一部テレワークの導入や、チーム分けによる別室勤務などを行っています。そこで業務テレワーク等を行っていない会社のため、情報共有の仕組みが十分ではなく、従業員間で様々な情報の非対称性が起こっていると感じています。

例えば、管理の仕様が整っていないため、残業時間が仕事の進捗のシグナルとなったり、テレワーク中の業務報告は自己申告制のため、申告の仕方によって評価されやすかったりという古い体質に属したような印象を受けています。

このような事はテレワークに属することではありませんが、対面では能力評価や両面からの多面的な評価を取り入れるなど修正された直ぐの体質が、テレワークによる情報の非対称性によって、残業時間が進捗といった「モラル・ガード」や、優秀な人は出ていってしまう「逆選択」を生じさせるリスクがあると感じました。

私は個人は残業時間が減ったりとテレワークの恩恵を有難く感じているのですが、組織としてはまだ課題が多いと感じます。宜しくお願いいたします。

ここに、投稿へのコメントをしましょう。 クリップアイコンをクリックするとファイルを添付できます。(500文字以内)

コメントする

投稿者 投稿時間 2021/01/19 23:19:22

さん、  
です。

×残業時間が仕事の進捗のシグナルとなったり、テレワーク中の業務報告は自己申告制のため、申告の仕方によって評価されやすかったりという古い体質に属したような印象を受けています。

わが社でも半ば強制的に在宅勤務に移行しましたが、同じような現象が起きています。

新たなテレワークの移行のため管理の仕組みも確立させる術もないことから、結果通り「情報の非対称性」が起きやすく、人事評価がこれまで以上に不透明になりました。

ただ、びっくりしたのが、当社の所属が「テレワークになってからより働くヒトとそうでないヒトが明確化された」と言っていました。

「ホウレンソウ」の仕方が、評価に直結するようになったのかなと感じました。

このコメントに返信する。

投稿者 投稿時間 2021/01/19 00:39:03

さん

テレワークによる情報の非対称性については、まさに多くの企業にとって課題だと感じました。情報の非対称性による「モラル・ガード」も、最終からのチームワークや個人の性質を知ってこそ手放せるものだと思うので、その基盤がないと理解が難しいと感じました。

仕事の内容によっては、結果物で評価しにくい部分もあると思いますが、それをどうにか評価できる形にマニュアル化が進むのでしょうか。私も貴社も、パートナーにテレワークのタスクの振り分けを考えていましたが、石川さんのおっしゃる労働時間の「モラル・ガード」の点から異議を申し立てていません。

コロナが落ち着かない状況で、単にテレワークが推奨されるだけでなく、課題が多いことを再認識しました。



さらに、演習科目の「事業計画演習」では、担当教員を補佐し、学生が作成する事業計画に対して実務家の視点から教育・指導を行うために、起業や経営の専門的スキルを持つ教員に加え、「最終報告会」（プレゼンテーション）では投資会社の役職員など外部の評価員の参加も得てアドバイスや評価をすることで、より学生が実践的な学修を可能とする取り組みが行われている。

なお、令和元(2019)年度以前は「最終報告会」（プレゼンテーション）は、遠隔地の学生及び教員以外は対面を原則としていたが、COVID-19 対策として令和 2(2020)年度は学生、教職員、外部評価員とも、全てオンライン参加とした。本学は、平成 20(2008)年の開学以来、通信制の大学院としてオンラインによる対面授業を研究し、積極的に取り入れて来たため、蓄積されたノウハウや知見により、オンラインによる報告会は非常にスムーズに実施され、学修効果、教育の質とも十分に保たれた。このことにより、“環境の変化や差異に対する柔軟性”というオンライン授業の優位性が改めて実証されたと言える。

[平成 26(2014)年度春学期 対面による事業計画演習「成果報告会」の様様]



また、「FD・SD 委員会」では、教育研究の質の維持向上、改善を図る取り組みを行っている。毎学期に全ての開講科目を対象に実施している「授業評価アンケート」の結果は、教員が自身の科目の教授方法の工夫に役立てるとともに、全ての教員が自分の担当授業だけでなく全科目についての集計データやコメント・改善要望を確認することができ、これらも自身の授業の改善に活用されている【資料 3-2-7】。

なお、「授業評価アンケート」への学生からの要望やコメントにはそれぞれ教員によって回答が行われることとされており、それらの回答結果は年に 2 回（4 月と 10 月）に e ラーニングシステムを通じて全学生へ公開されている【資料 3-2-8】。

[「LMS」に公開されている「授業評価アンケート」への回答結果]



**SBI Graduate School**

通知

**ドキュメント**

- 00\_よくあるご質問 (FAQ)
- 01\_eラーニングサイトマニュアル
- 02\_Office365マニュアル集
- 03\_履修登録について【重要】
- 04\_学期スケジュール
- 05\_Web会議システムマニュアル
- 06\_各種証明書発行
- 07\_SBI大学院大学学則・履修規程
- 08\_学生会規約
- 09\_個別面談のご案内
- 11\_SBIグループ新人研修
- 12\_SBIグループ上級管理職研修
- 13\_SBI大学施設利用案内 正科
- 98\_授業評価アンケートフィードバック
  - 20春学期
  - 20秋学期

☑ファイル名 ☑詳細

皆様にご提出いただいた「授業評価アンケート」の結果をレポートを掲載しています。

※20秋版アップしました(2021.4.1)

98\_授業評価アンケートフィードバック > 20秋学期

**タイトル**

- 20秋前期\_授業アンケートのフィードバック.pdf
- 20秋通期・後期\_授業アンケートのフィードバック.pdf

なお、教授方法の改善のためのひとつの取組として、「事業計画演習」科目においては、毎月定期的に担当教員による勉強会を実施している。少人数のゼミ形式で行う同科目は必修科目でもあることから複数のゼミが存在している。勉強会では、課題に対する議論だけでなく、ゼミ内での様々な事例や優れた教育指導上の取組みを共有して科目として共通する授業内容と教授方法の改善に努めている【資料 3-2-9】。

また、体験授業や授業の公開収録には他の教員も参加可能とすることで、自身の教授方法の改善に活かせるようにしている。



[表 3-2-3] 公開収録及び授業見学を実施した科目（令和 2(2020)年度）

| 年     | 月  | 日  | 曜日 | 担当教員     | 実施種別   | 体験授業テーマ                     |
|-------|----|----|----|----------|--------|-----------------------------|
| 2020年 | 4  | 18 | 土  | 重田孝夫 教授  | 体験授業   | 「内発的動機づけのループを回す目標によるマネジメント」 |
|       | 5  | 16 | 土  | 佐々木一人 教授 | 体験授業   | 「マーケティング」                   |
|       | 6  | 6  | 土  | 太齋利幸 准教授 | 体験授業   | 「問題解決技法」                    |
|       | 7  | 5  | 日  | 吉田宣也 教授  | 体験授業   | 「アントレプレナーシップ」               |
|       | 8  | 29 | 土  | 上田亮子 准教授 | 授業公開収録 | 「コーポレート・ガバナンス」              |
|       | 8  | 27 | 木  | 山崎 達雄 教授 | 授業公開収録 | 「為替政策と為替市場」                 |
|       | 8  | 8  | 土  | 小林英幸 教授  | 体験授業   | 「オペレーションズ・マネジメント」           |
|       | 9  | 19 | 土  | 盧曉斐 准教授  | 体験授業   | 「企業経営と会社法」                  |
|       | 10 | 24 | 土  | 吉田宣也 教授  | 体験授業   | 「アントレプレナーシップ」               |
|       | 11 | 14 | 土  | 上田亮子 准教授 | 体験授業   | 「コーポレート・ガバナンス」              |
|       | 12 | 5  | 土  | 太齋利幸 准教授 | 体験授業   | 「問題解決技法」                    |
| 2021年 | 1  | 9  | 土  | 花村 信也 教授 | 体験授業   | 「人工知能（フィンテック）」              |
|       | 2  | 6  | 土  | 細沼 諒芳 教授 | 体験授業   | 「中国企業のマネージメント」              |
|       | 3  | 22 | 月  | 山崎 達雄 教授 | 授業公開収録 | 「世界経済と政策対応」                 |
|       | 3  | 13 | 土  | 佐々木一人 教授 | 体験授業   | 「マーケティング」                   |

さらに、学生会との意見交換会から得られる情報も、授業方法の工夫や効果的な授業の参考としている【資料 3-2-10】。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

1. 組織にダイナミック・ケイパビリティが求められているのと同様に、個人にも変化に対応する自己革新能力の向上が求められるため、それを有効に促進するための職場におけるプロジェクトと関連づけた学修方策を検討する。
2. 他教員による公開授業や公開収録の見学を増やし、フィードバックと意見交換を促進する。
3. 新規開講科目は開講後 2 年以内に教員によるピア・レビューを実施する。

### (エビデンス集（資料編）)

【資料 F-2】パンフレット

【資料 F-3】SBI 大学院大学学則（第 36 条）

【資料 F-5】オリエンテーション資料

【資料 3-2-1】教育理念 ([https://www.sbi-u.ac.jp/a\\_about\\_us/educational\\_ideal](https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal))

【資料 3-2-2】科目一覧

【資料 3-2-3】科目一覧(<https://www.sbi-u.ac.jp/curriculum>)

【資料 3-2-4】第 1 回、第 2 回教育課程連携協議会 議事録

- 【資料 3-2-5】履修規程（第 2 条）
- 【資料 3-2-6】授業制作手順説明書
- 【資料 3-2-7】授業評価アンケート
- 【資料 3-2-8】授業評価アンケートフィードバック
- 【資料 3-2-9】事業計画演習勉強会 開催記録
- 【資料 3-2-10】学生会からの要望と進捗

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、「教育研究上の目的」に掲げる人材を養成するための 5 つの「学修目標」と三つのポリシーを設置しており、ディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシーが策定され、その達成のために個々の科目が配置され、各シラバスが作成されている。

##### <ディプロマ・ポリシー>

2 年以上在学し、かつ必修科目を含め修了に必要な単位以上を取得するとともに、以下の要件を満たす学生に対して経営管理修士(専門職)の学位を授与する。

1. 経営管理の専門分野での学術水準の理論を修得、ビジネスや経営の問題解決に応用できること。
2. 高度専門職業人に求められる主要なコンピテンシー(行動特性)を高いレベルで有していること。

シラバスでは学修目標を明示するとともに、学修成果の点検・評価方法としての成績評価基準も明示している。学生の日常的な学修進捗や状況は「LMS」を通じて把握され、担当教員にも共有されており、シラバスに基づいて適切に実施された各科目の成績評価を公正に実施することで、ディプロマ・ポリシー達成のひとつの判断としている。

さらに、本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価という観点で学生のコンピテンシーの獲得、強化も重視している。即ち、入学時に既に保有していたコンピテンシーではなく、本学での学びを通して獲得、伸長できたコンピテンシーを把握することが欠かせないと捉えている。

そこで、授業の課題の成果物や作成するプロセスで発揮された取組みの出来栄については、単に点数だけではなく、コメントを付して学生に評価をフィードバックしている。

[「LMS」でのフィードバック例]

**SBI Graduate School**

管理画面ホーム | サイト設定 | ヘルプ・ご質問 | ユーザー画面 | ログアウト

### レポートを評価する

[レポート詳細へ戻る](#)

評価状態: 評価本文などを入力し、[確認]ボタンをクリックします。

|       |                     |        |                     |
|-------|---------------------|--------|---------------------|
| 講座名   | 20秋 通称/マーケティング(佐々木) | レポート名  | 第7章-対面授業の課題(中間レポート) |
| ユーザー名 |                     | ログインID |                     |

提出・評価状況 必須 評価済 ▼

点数 84 ▼

※提出・評価状況、点数は、提出毎の評価ではありません。  
レポートユニット全体での評価になります。

評価本文

全体像について良く把握、理解できていると思います。〇〇さんもレポート記述でいくつか述べられていますが、現場・現物・現実(私が最も重要視している、いわゆる『三現主義』)の視点を大切に。知識やスキルの拡充のため、三現主義の取り組みを是非、実践して行ってください。そうすることで、自身のマーケティング活動との対比や暗黙知の探求など、非常に有用な気づきが得られると思いますし、実践した結果については、可視化や定量化を図り、マーケティングの基本でもあるPDCAを回し続けて行くことも試みてください。今後は、より効果的かつ実践的な戦略構築とその実現手段を獲得するために、自身のポジショニングについて、常に多角的な視点で振り返り、全体俯瞰や本質・基本に立ち返る姿勢を忘れないで、コミュニケーション戦略等の各個別戦略の習得に取り組んでみて下さい。なお、「Why、何故!？」の視点や問いかけ姿勢も大切にしてください。

そして、必修科目となっている「演習科目」においては、明確な学修目標と成績評価基準を定めて明示すると共に、「成果報告会」ではプレゼンテーションや提出物について複数の教員や外部有識者を交えて評価を行い、専門性や客観性を担保した学修成果の点検、確認を行っている【資料 3-3-1】。

また、複数の科目(ゼミ)が開講される「事業計画演習」では、担当する全ての教員が、全てのゼミの学生の学修成果を点検している【資料 3-3-2】。

さらに、修了判定会議となる「研究科委員会」では、学生ごとに全ての履修科目の成績を一覧化し、各学生の学修成果を総合的に確認することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果となっているか確認し審議している【資料 3-3-3】。

一方、このような成績評価を通じた学修成果の点検以外の方法としては、「授業評価アンケート」、「学生会との意見交換会」、「修了生アンケート」などから得られる情報も、学修成果や学修達成状況の点検・評価の材料としている【資料 3-3-4】、【資料 3-3-5】、【資料 3-3-6】。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

前述した、授業科目での学修成果の点検・評価や「授業評価アンケート」、「学生会との意見交換会」、「修了生アンケート」で得られた情報を元に、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

まず、授業科目での学修成果の点検・評価からの改善という視点では、「演習科目」における学生の「成果報告」に対する他の教員や外部有識者からの評価は、指導担当教員も確認することで、学生だけでなく教員の指導へのフィードバック資料ともしている【資料 3-3-2】。

次に、「授業評価アンケート」では、当該学期開講科目全てのアンケート結果を「研究科委員会」で確認すると共に、対象となる全教員がアンケート結果を受けて「授業評価アンケート・フィードバックシート」を提出し、具体的な授業改善策を回答することとなっており、PDCA サイクルが適切に行われる体制が執られている【資料 3-3-7】。具体的な改善策としては、対面授業などのアクティブラーニングの導入や下記 [表 3-3-1] の通り、授業用資料、授業動画の修正、再収録などが行われている。

[表 3-3-1] 2020 年度授業動画修正、再収録一覧

| 授業科目の名称           | 担当教員   | 修正 | 再収録<br>(更新) |
|-------------------|--------|----|-------------|
| MBA のためのケーススタディー  | 野間口 隆郎 | ○  |             |
| ヒューマン・リソース・マネジメント | 重田 孝夫  |    | ○           |
| 組織行動学             | 重田 孝夫  |    | ○           |
| 管理会計              | 小林 英幸  | ○  |             |
| 経済政策の理論と実際        | 福田 淳一  | ○  |             |
| M&A 基礎            | 中村 亨   |    | ○           |
| 為替政策と為替市場         | 山崎 達雄  |    | ○           |
| 人工知能（フィンテック）      | 花村 信也  |    | ○           |
| 金融・資本市場概論         | 幸田 博人  |    | ○           |
| 資金調達実践            | 太齋 利幸  |    | ○           |
| 財政と社会保障の理論と実際     | 福田 淳一  | ○  | ○           |
| 法務概論              | 盧 曉斐   |    | ○           |
| 世界経済と政策対応         | 山崎 達雄  |    | ○           |

そして、学生会との意見交換会で得られた意見については、内容に応じて、所掌する委員会で対応策を検討し、学修成果に有効と思われる意見を取り入れ改善を図っている。

一例として、従来、授業動画は倍速での再生ができなかったが、社会人で多忙な学生が限られた時間で反復学修を行うために有効であるとの意見があり、法令上も問題ないことを確認の上、倍速視聴を可能とするよう「LMS」を改修することで全学的な取組みに結び付けたケースが挙げられる【資料 3-3-5】。

[「LMS」授業動画 倍速機能の実装]



(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて設計された授業の実施と、特に「演習科目」に代表される学生個人へのきめ細かい教育指導を通じた成績評価を中心に、「授業評価アンケート」、「学生会との意見交換会」、「修了生アンケート」などを通じて学修成果の点検・評価とその活用を進めている。

しかし、点検方法の確立や運用、そして結果のフィードバックは行われているが、効果的な活用は課題であると認識している。そのため、今後はアンケート内容の見直しなどを通じた情報収集の改善と、収集した多様な情報を効果的に分析し、個々の科目の改善だけでなく大学全体の教育の充実に活用できるように「入試・教務委員会」、「広報・リレーションズ委員会」を中心に IR(Institutional Research) の強化を進める。

(エビデンス集（資料編）)

【資料 3-3-1】修了要件に係る課題の成績評価基準

【資料 3-3-2】事業計画演習成果報告会評価集計（一部抜粋）

【資料 3-3-3】成績評価一覧（一部抜粋）

【資料 3-3-4】授業評価アンケート

【資料 3-3-5】学生会からの要望と進捗

【資料 3-3-6】修了生アンケート

【資料 3-3-7】授業評価アンケートフィードバック

### 〔基準 3 の自己評価〕

本学の教育課程（単位や修了の判定、教育課程と教授方法、学修成果の点検評価）については、理念と教育研究上の目的に適合した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」に基づく運用が厳正かつ適切に実践されており、基準項目は満たされている。加えて、コンピテンシーを活用した行動のレベルアップを確認する仕組みにより、内部質保証の一層の向上が図られているものとする。

本学の三つのポリシーは実際の運用に的確に組み込まれ、その改善も図られている。今後も、学生や修了生、さらには、「教育課程連携協議会」の外部委員や企業派遣をしている会社の人事担当者などからの様々なフィードバックを踏まえて行われる議論・検討と、委員会間相互の有機的な連携によって、更なる改善・向上を図る。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

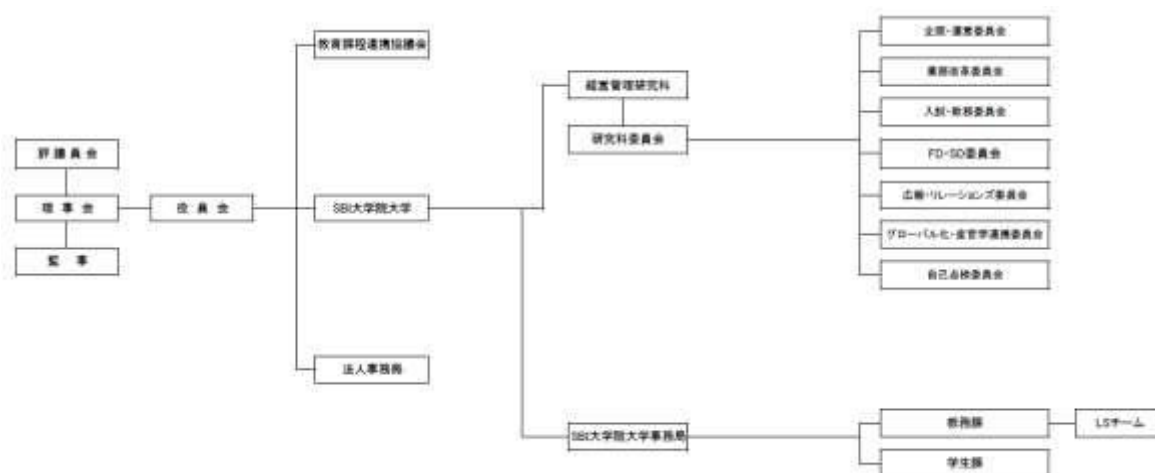
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、平成 27(2015)年の学校教育法改正を受け、学長のリーダーシップの確立とガバナンスの改革を実行するため「学則」第 10 条で、『学長は校務に関する最終的な決定権を有することとする。』と規定した【資料 F-3】。

この結果、本学のあらゆる教育研究ならびに全学的な事項に関して、下部組織である各委員会（詳細は後述）で協議・検討された事案を、上部組織である「研究科委員会」で審議し、その結果に基づき学長が判断及び決定して最終的な結論を導く体制となっている。ま

た、「研究科委員会」で選出され、学長が任命した研究科長が、研究科の教育研究方針を実現する責任者として配置されており、学長を補佐する体制が敷かれている【資料 4-1-1】、【資料 4-1-2】。

[学校法人 SBI 大学／SBI 大学院大学 組織図]



#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「学則」第 13 条で『本大学院に、教育研究に関する重要事項を審議するため「研究科委員会」を置き、専任教員をもって組織する。』としており、意思決定と教学マネジメントに関わる審議は「研究科委員会」で行われている【資料 F-3】。

具体的には、第 3 項に定める通り、学長が掲げる以下の事項について決定を行うにあたり意見を述べている。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

さらに、前項に規定するものの他、学長及び研究科長が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べている。なお、「研究科委員会」に関するその他の事項については、「研究科委員会規程」に定めている【資料 4-1-1】。

また、「研究科委員会」での審議に先立ち、事案に応じて下部組織である各委員会、即ち「企画・運営」、「業務改革」、「FD・SD」、「入試・教務」、「広報・リレーションズ」、「グローバル化・産学官連携」、及び「自己点検」の 7 つの委員会で協議・検討している【資料 4-1-3】。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員は大学事務局に所属し、「組織規程」、「事務組織規程」に従った体制を組み、適切な人員配置のもとで大学運営に従事している【資料 4-1-4】。

また、法人事務局は法人全体の管理機能を擁し、職員は大学事務局と兼務しており、法人と大学においてスムーズな意思疎通が図れている。

そして、大学事務局は、大学運営を反映させた組織となっており、授業サポートを行う「教務課」、学生募集及び学生生活の窓口となる「学生課」に分かれ、学校運営を行っている。

一方、経営管理研究科における主要な活動については、全正職員が前述した「研究科委員会」の下部組織の各委員会に所属し、教員と連携して各事案を協議・検討することで、新たな戦略・展開に伴う事項に関する企画立案を事務局で集約し、調整を行っている。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学長のリーダーシップの下に、権限の分散と教学マネジメントが適切に機能するように努めると共に、近年の学生数の増加にも対応しながら、引き続き安定的な大学運営を維持するよう努めていく。

（エビデンス集（資料編））

【資料 F-3】 SBI 大学院大学学則 第 10 条・第 13 条

【資料 4-1-1】 研究科委員会規程

【資料 4-1-2】 研究科長選考規程

【資料 4-1-3】 組織規程／学校法人 SBI 大学組織機構

【資料 4-1-4】 事務組織規程

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項及び平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第 1 条第 1 項により、本学に必要な専任教員数は 11 人以上であるが、平成 20(2008)年の設置以降、常に必要人数を満たしている。そして、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の学生の収容定員数は 120 人であり、必要専任教員数 11 人、実在専任教員数は[表 4-2-1]の通り 16 人※1 である。一方、非常勤教員数は 23 人※2 であり専任教員比率は 41.0%であるが、専任教員による単位担当比率は 72.5%であり、専任教員



主導の適正な配置となっている。

また、同基準第4項により、概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する実務家教員数は、専任教員数の3割以上、即ち5人以上必要となっているが、現員は10人が実務家教員であり、同じく適切に法令を遵守している。

[表 4-2-1] 教員人数及び専任教員比率

| 区分  | 専任教員   | 非常勤教員  | 合計     | 専任教員比率<br>専任教員担当単位比率 |
|-----|--------|--------|--------|----------------------|
| 人数  | 16 人※1 | 23 人※2 | 39 人   | 41.0%                |
| 単位数 | 121 単位 | 46 単位  | 167 単位 | 72.5%                |

※1 専任教員 16 人は、理事長かつ教授である北尾（担当単位数：1 単位）、及び、副理事長かつ教授（担当単位数：2 単位）である山崎の 2 人を含む

※2 非常勤教員 23 人は、「事業計画演習」副担当教員 5 人、研修のみ担当している教員 1 人を除く

このうち、MBA コースの中核を構成するコア科目の専任教員担当単位比率は、[表 4-2-2] のとおり、専任教員が 36 単位中、29 単位（80.6%）となっている。

[表 4-2-2] コア科目担当教員一覧

| 科目群        | コア科目              | 配当年次 | 単位 | 担当教員   |       |
|------------|-------------------|------|----|--------|-------|
| 戦略・マーケティング | 経営戦略論             | 1・2  | 2  | 細沼 藹芳  | 専任・学術 |
|            | マーケティング【必修】       | 1    | 2  | 佐々 木一人 | 専任・実務 |
|            | 事業戦略構築論           | 1    | 2  | 石川 明   | 非常勤   |
|            |                   |      |    | 熊沢 拓   | 非常勤   |
|            | ビジネスモデル思考         | 1・2  | 1  | 松原 恭司郎 | 非常勤   |
| 組織・人的資源    | 中国古典に見る指導者の条件     | 1    | 1  | 守屋 洋   | 専任・学術 |
|            | 組織論 概説            | 1・2  | 1  | 南 学    | 非常勤   |
|            | ヒューマン・リソース・マネジメント | 1・2  | 2  | 重田 孝夫  | 専任・実務 |
|            | 組織行動学【必修】         | 1    | 1  | 重田 孝夫  | 専任・実務 |
| 金融・財務      | マクロ経済学            | 1・2  | 2  | 高島 修   | 専任・実務 |
|            | ファイナンス【必修】        | 1    | 2  | 花村 信也  | 専任・実務 |
|            | 財務会計【必修】          | 1    | 1  | 花村 信也  | 専任・実務 |
|            | 管理会計【必修】          | 1    | 1  | 小林 英幸  | 専任・学術 |
|            | 経済政策の理論と実際        | 1・2  | 1  | 福田 淳一  | 非常勤   |
|            | 金融論基礎：基礎から応用へ     | 1・2  | 1  | 林 直嗣   | 非常勤   |
| 経営数理・      | 統計学               | 1・2  | 1  | 岡本 将輝  | 非常勤   |

|            |                     |     |   |       |       |
|------------|---------------------|-----|---|-------|-------|
| 問題解決       | オペレーションズ・マネジメント【必修】 | 1・2 | 2 | 小林 英幸 | 専任・学術 |
|            | テクノロジマネジメント         | 1・2 | 2 | 藤原 洋  | 専任・実務 |
|            | ロジカルシンキング           | 1・2 | 1 | 太齋 利幸 | 専任・実務 |
| 企業倫理・経営思想  | 中国古典から学ぶ経営理論        | 1・2 | 1 | 北尾 吉孝 | 専任・実務 |
|            | 法務概論                | 1・2 | 2 | 盧 曉斐  | 専任・学術 |
|            | コーポレート・ガバナンス        | 1・2 | 2 | 上田 亮子 | 専任・学術 |
|            | 企業経営と会社法            | 1・2 | 2 | 盧 曉斐  | 専任・学術 |
| グローバル・ビジネス | アジアにおける人事管理論        | 1・2 | 2 | 細沼 藹芳 | 専任・学術 |
|            | 世界経済と政策対応           | 1・2 | 1 | 山崎 達雄 | 専任・実務 |

そして、多様性のある教員の確保という点からは、専任教員のうち1人が中国籍、さらにもう1人は中国籍であった者が婚姻により日本国籍に変更になったものである。なお、女性教員は、専任・非常勤合わせて6人（15.4%）となっている【資料4-2-1】。

また、本学の教員の任用と昇任は、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績等に基づいて行うことされ、専任教員の任用及び昇任に関し、「教員選考規程」の定めに基づいて適切に運用されている。非常勤教員についても、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績等に基づいて、「客員教授等選考規程」を定め、「研究科委員会」で任用を審議し、学長が決定している【資料4-2-2】、【資料4-2-3】。

そして、本学の教員は、年1回「教育研究業績書」及び「自己点検報告書」を「FD・SD委員会」に提出することで、その活動を促進すると共に確認している。現在の教育研究業績は、ホームページでも広く一般に公表されている【資料4-2-4】、【資料4-2-5】、【資料4-2-6】。

なお、本学では、教員の優れた教育及び研究の業績を評価することで、教育研究の質の維持向上を図っている。具体的には、「教員評価実施規程」に基づいて、学長または学長が任命したものが評価委員となり、前述の「教育研究業績書」、「自己点検報告書」及び「授業評価アンケート」に基づき評価を行い、学長が評価を決定すると共に、優れた業績があると認められた教員に対しては、表彰するなど顕彰を行うこととしている【資料4-2-7】、【資料4-2-8】、【資料4-2-9】。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容や方法等の改善や開発については、毎年「FD・SD委員会」において検討した計画を「研究科委員会」で承認したうえで実施する体制にある【資料4-2-10】。

「FD・SD委員会」では、4-2-①で記述の通り、毎学期に全ての科目を対象に実施している「授業評価アンケート」の結果や「学修管理システム」から確認できる各種受講データ、

修了生などから聴取した意見などを踏まえて授業内容の改善への取り組みを検討している。

「授業評価アンケート」の結果は、全ての教員が自分の担当授業だけでなく全科目についての集計データやコメント・改善要望を確認することができ、自身の授業の改善に活用されている。

なお、「授業評価アンケート」への学生からの要望やコメントにはそれぞれ教員によって回答が行われることとされており、それらの回答結果は年に 2 回（4 月と 10 月）に「LMS(Learning Management System)」を通じて全学生へ公開されている【資料 4-2-11】。

[「LMS」に公開されている「授業評価アンケート」への回答結果]

| タイトル  | 最終更新       | サイズ |
|-------|------------|-----|
| 20春学期 | 2020/10/02 |     |
| 20秋学期 | 2021/04/01 |     |

また、FD(Faculty Development)の取り組みの一環として授業内容についての教員同士のレビュー、研修会議などFDのための意見交換も積極的に行われている。特に、「事業計画演習」科目においては、毎月定期的に担当教員による勉強会を実施しており、課題に対する議論だけでなく、ゼミ内での様々な事例や優れた教育指導上の取組みを共有して常に授業内容の改善に努めている【資料 4-2-12】。

また、毎月実施している体験授業は他の教員も見学参加できることとして、自分の授業の改善に活かせるようにしている。

[表 4-2-3] 体験授業実施一覧

| 年     | 月  | 日  | 曜日 | 担当教員      | 体験授業テーマ                     |
|-------|----|----|----|-----------|-----------------------------|
| 2021年 | 3  | 13 | 土  | 佐々木 一人 教授 | 「マーケティング」                   |
|       | 2  | 6  | 土  | 細沼 藹芳 教授  | 「中国企業のマネージメント」              |
|       | 1  | 9  | 土  | 花村 信也 教授  | 「人工知能（フィンテック）」              |
| 2020年 | 12 | 5  | 土  | 太齋 利幸 准教授 | 「問題解決技法」                    |
|       | 11 | 14 | 土  | 上田 亮子 准教授 | 「コーポレートガバナンス」               |
|       | 10 | 24 | 土  | 吉田 宣也 教授  | 「アントレプレナーシップ」               |
|       | 9  | 16 | 土  | 盧 曉斐 准教授  | 「企業経営と会社法」                  |
|       | 8  | 8  | 土  | 小林 英幸 教授  | 「オペレーションズ・マネージメント」          |
|       | 7  | 5  | 日  | 吉田 宣也 教授  | 「アントレプレナーシップ」               |
|       | 6  | 6  | 土  | 太齋 利幸 准教授 | 「問題解決技法」                    |
|       | 5  | 16 | 土  | 佐々木 一人 教授 | 「マーケティング」                   |
|       | 4  | 18 | 土  | 重田 孝夫 教授  | 「内発的動機づけのループを回す目標によるマネジメント」 |

さらに、新任の教員に対しては、e ラーニングでの授業制作や授業運営に関する資料を整備し、事務局職員より直接説明を行い、授業資料の作成、講義動画の収録、科目の運営、「LMS」の操作などスムーズに授業の準備と担当が可能となるように支援を行っている【資料 4-2-13】。

なお、令和 2(2020)年度の新たな試みとしては、東北大学 高度教養教育・学生支援機構の e-ラーニングコンテンツの受講が挙げられる。また同じく FD の取り組みにひとつとして早稲田大学アカデミックソリューション主催の「大学業務ソリューションセミナー」についても受講するよう案内を行った。

[表 4-2-4] 令和 2(2020)年度 FD 実施計画及び実績表

| 開催日                | 研究支援活動                  | 実施 | 内容                              | 参加者                | 備考                 |
|--------------------|-------------------------|----|---------------------------------|--------------------|--------------------|
| 7/20 (月)           | 外部の科研費の支援サポートについて       | ○  | 外部に科研費の支援サポートを依頼できるか検討し、調査を行った  | FD・SD委員会、事務局       |                    |
| 8/3 (月)            | 外部業者へのヒアリング             | ○  | 早稲田大学アカデミックソリューションとオンラインミーティング  | FD・SD委員会、事務局       | 早稲田大学アカデミックソリューション |
| 10/27 (火)～30 (金)   | 大学業務ソリューションセミナー         | ○  | 早稲田大学アカデミックソリューション              | 非常勤含む全教員           | 早稲田大学アカデミックソリューション |
| 11/1 (日)～翌3/31 (水) | ロバストジャパン 外部資金獲得のための動画視聴 | ○  | 外部資金獲得のための動画視聴                  | 全教員・事務局職員          | ロバストジャパン           |
| 2020年2/2 (火)       | 研究促進勉強会                 | ○  | 藤原副学長による紀要投稿論文についての発表及びディスカッション | 教員（専任・非常勤）、在校生、修了生 | オンライン実施            |

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令で定められた教員人数を確保しながら、本学の目的及び教育研究上の目的、学修目標を実現するために教育組織の充実を図る。教員採用の際には、教育組織の年齢構成、性別のバランスを考慮しながら適正な体制を維持することに努める。また、教員昇任についても引き続き関係規程に則って公正、厳格に運用する。そして、規程の内容については不断の見直しを行い、必要に応じてより実際的な内容へ改良を行うこととする。

FD の取組については、引き続き「FD・SD 委員会」が中心となって進める。特に e ラーニングの大学院として、e ラーニングに適した授業内容や教育方法を明らかにするために、引き続き積極的に教員間の連携と事例やノウハウの共有を進める。

具体的には、「LMS」を通じて把握できる学生の受講データの分析を通じた授業内容の改善に取り組むとともに、現在実施している体験授業や授業収録の公開、そして教員間によるディスカッションや研究を推進して、大学の組織的な教育力の向上に努める。

(エビデンス集 (資料編))

【資料 4-2-1】教員一覧 (<https://www.sbi-u.ac.jp/curriculum/professorate>)

【資料 4-2-2】教員選考規程

【資料 4-2-3】客員教授等選考規程

【資料 4-2-4】教育研究業績書 (サンプル 3 件)

【資料 4-2-5】自己点検報告書 (サンプル 3 件)

【資料 4-2-6】ホームページに公開されている教育研究業績書 (小林英幸教授)

【資料 4-2-7】教員評価実施規程

【資料 4-2-8】授業評価アンケート

【資料 4-2-9】教員評価シート

【資料 4-2-10】委員会体制

【資料 4-2-11】授業評価アンケートフィードバック

【資料 4-2-12】事業計画演習勉強会 開催記録

【資料 4-2-13】授業制作手順説明書

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、平成 28(2016)年の大学設置基準等の改正に伴う SD(Staff Development)の義務化の趣旨に則り、職員の資質・能力の向上に組織的に取り組んでいる。具体的には、事務職員には教員と協働して積極的に大学改革を牽引していく能力が求められるという認識の元に、組織としての事務力向上を目指し、また組織力の基礎となる職員個々の資質向上を目的として主に以下の取組みを計画的に行っている。

1. 現場での OJT を中心とした指導と支援
2. 全職員を対象とする研修の実施
3. 担当分野による外部研修への参加
4. 能力、実績を評価する人事考課制度の運用

#### 1. 現場での OJT を中心とした指導と支援

本学では新規採用「LS（ラーニングスタッフ）」には経験を積んだ先任者が個別のフォロー担当として OJT の形で業務や処理手順について指導を行っている【資料 4-3-1】。その結果、新任職員は効率的に業務に慣れることが可能となっている。

その上で、より広範な問題については毎週実施している全「LS」によるミーティングにて共有すると共に、問題解決を図ることとしている。

#### 2. 全職員を対象とする研修の実施

大学事務職員として職種や担当を問わず必要となる能力向上の取組みは職員全員に対して実施している。具体的には、SD 戦略の策定を管掌する「FD・SD 委員会」にて立案された計画に基づき実施されている【資料 4-3-2】、【資料 4-3-3】。

特に本学では日常的に業務で IT を利用し、インターネット上で学生や顧客企業の様々なデータを取り扱っているため、情報セキュリティや個人情報の取り扱い及び保護に関する知識と意識の向上を重要視しており、令和 2(2020)年度は SBI グループが実施する情報セキュリティやコンプライアンスをテーマとした e ラーニング研修を合計 3 回実施した。

他に大学職員として必要となる学生支援、教員支援や授業設計、教授法などをテーマとした知識の強化策として令和 2(2020)年度は東北大学 教養教育・学生支援機構 大学教育支援センターの提供する e ラーニングコンテンツより「FD・SD 委員会」が重要と考えられる 2 テーマ、5 コンテンツを抽出し、職員はその中より各員が自身の学習したいものを選択して受講した【資料 4-3-4】、【資料 4-3-5】。

#### 3. 担当分野による外部研修への参加

本学では、業務の都合や職員数の制約から、外部講師による職員全体に対しての集合研修の実施や大人数での外部研修への参加が困難なため、全職員による一律の受講とは別に各職員が自身の担当分野、業務に関連するテーマなど必要に応じて積極的に参加することとしている。【資料 4-3-3】、【資料 4-3-6】。

また、希望者に対しては、SBI グループ職員を対象としている「企業派遣制度」を利用して本学に進学することも可能としている。現在、入学審査を経た職員 2 人が在籍している。実際に学生として受講することで知識や能力の向上を可能にすると共に、「LMS」の操作性、授業内容、学生間の交流などの理解を深め大学運営の改善に役立てている。

#### 4. 能力、実績を評価する人事考課制度の運用

本法人では、職員一人ひとりが前向きに業務に取り組めるよう、SBI グループに倣い、年2回目標設定を行い、半期ごとに各目標に対する自己評価及び上司による評価を行っている。さらに個々人の360度評価も採用し、客観的に自分の行動に対する外部からの評価を認知できる仕組みを構築している。その結果、各職員が明確な目標を持って業務に取り組むことができると共に、その評価を分かりやすく数值的、定量的に表すことでより理解が図られ、ステップアップに繋がっている【資料4-3-7】、【資料4-3-8】。

#### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き職員の資質、能力向上のために「FD・SD委員会」の主導のもとに効果的な研修を実施すると共に、外部の研修やセミナー等に積極的に参加できる環境の維持に努めていく。特に、教員、学生の支援を直接行う職員は知識のみでなく、コミュニケーション能力やスキルの向上が重要であり、今後もOJTにより仕事を通してのレベルアップの取組みを強化していく。

一方で、OJTは日常的な業務、作業への指導、支援が中心となるために新たな取組みとして新採用の職員には大学職員としての入門書（『SDのための速解 大学教職員の基礎知識』）を配布し基礎的な知識の獲得を促進するとともに組織全体の事務力向上を図ることとしている。また、現在行っている職員に対する事務局長による半期に1回の面談に加え、抱えている問題、業務に対する提案、更に担当業務の変更希望などにフォーカスした面談を実施することで、職員のキャリア形成の支援も強化していく。

#### （エビデンス集（資料編））

【資料4-3-1】ラーニングスタッフ OJT 担当（2019年度～）

【資料4-3-2】委員会体制

【資料4-3-3】2020年度 SD 実施計画及び実績表

【資料4-3-4】東北大学 教養教育・学生支援機構 大学教育支援センター「10のPDモジュール」資料

【資料4-3-5】研修実施状況管理表（東北大学 教養教育・学生支援機構 大学教育支援センター「10のPDモジュール」）

【資料4-3-6】参加研修資料（サンプル4件）

【資料4-3-7】目標管理シート

【資料4-3-8】360度評価シート

#### 4-4. 研究支援



4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、基準「2-5. 学修環境の整備」でも記述の通り、学内に図書室、教員研究室、学生用自習室を整備しており、教員・学生の研究活動に十分な環境・資源を提供している。

図書については、遠隔地の学生や教員も利用可能な Web 上での蔵書検索、貸出申込の受け付け、および宅配便等を使った貸出を行っている。また、電子ジャーナルは、EBSCOhost を利用している。なお、校舎内は Wi-Fi を完備しており、研究環境の整備に努めている。

[図書室]





[教員研究室]



[学生自習室]



また、本学が入居するビル内にある SBI ホールディングス（株）の施設（会議室、セミナールーム等）についても教員による利用が可能となっている。

さらに専任教員には、希望があれば外部施設（六本木ライブラリー※）の利用も可能としている。

※六本木ライブラリー：月額 9,450 円で利用できる会員制図書館。会館時間は 7 時から 24 時。図書館機能の他、半個室の Co-working スペースやミーティング・ルームも備えており、オープンカフェでも仕事ができる（令和 3(2021)年 1 月現在、COVID-19 感染予防対策のため、当面の間、新規入会申込停止中）【資料 4-4-1】。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、研究倫理に関する規程として「SBI 大学院大学研究公正規則」、「SBI 大学院大学研究倫理ガイドライン」、「SBI 大学院大学 人を対象とする研究倫理ガイドライン」を制定しており、教員・学生に研究倫理の遵守の徹底を求めている。これらの関連規程はホームページに掲載して広く社会に公開している【資料 4-4-2】、【資料 4-4-3】、【資料 4-4-4】。

[ホームページで公開している研究倫理に関する規程]



なお、令和 2(2020)年 1 月に、人を対象とする研究を行う際は「研究科委員会」による「事前審査制度」を導入することを決定し、研究倫理の運用は一層厳格になった【資料 4-4-5】。

そして、専任教員には日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」の受講を就任時及び 5 年毎に義務付けており、学生には教員が制作した研究倫理に関する動画授業の受講を義務付けている【資料 4-4-6】。

また、剽窃チェックソフトを導入しており、学生によるレポートや論文作成時の研究倫

理の遵守を強化している。導入に際しては、教員向けにソフトの使用方法に関する勉強会を開催し、積極的な利用を促している【資料 4-4-7】。

上記の状況は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組み状況に係るチェックリスト及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を通じて、毎年文部科学省へ提出している。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関する規程としては、「SBI 大学院大学研究助成費制度規則」、「SBI 大学院大学研究費等運営・管理要項」が定められている【資料 4-4-8】、【資料 4-4-9】。このうち、「SBI 大学院大学研究助成費制度規則」第 2 条(1)に定められている「単年度に教員 1 名に支給する個人研究助成費」については、研究推進を所掌とする「FD・SD 委員会」が、毎年 3 月に各教員から提出される当年度の「教育研究業績書」に基づき、「個人研究費支給基準」に照らして、S ランク、A ランク、B ランクに分け翌年度分配案を作成し、研究科委員会で審議し、学長が決定している【資料 4-4-10】、【資料 4-4-11】、【資料 4-4-12】。当該制度は、教員の研究活動に十分な資金を提供すると共に、活発な研究活動を促進している。また、個人研究費を申請しない教員は、図書購入費を申請することができる。

他方、競争的研究資金の獲得については、FD 活動の一環として、令和 2(2020)年度にロバスト・ジャパン株式会社の「外部資金獲得のための動画講座」を購入し、教員による受講を通じて、研究活動を促進し、競争的な研究資金の獲得を促進している【資料 4-4-13】。

また、科研費については、毎年 3 人前後の教員が申請しており、令和 3(2021)年 5 月現在、小林英幸教授（若手研究 課題番号 18K12905）と小林秀之教授（基盤研究(C)（一般）課題番号 21K01230）の研究が採択されている【資料 4-4-14】。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

「学生会との意見交換会」や教員へのヒアリングを通して、研究環境に関する意見や満足度などを測り、現在の研究環境・研究資源を有効に活用しているか否かを検証し、より有効に利用する方策等を令和 4(2022)年度より「FD・SD 委員会」が中心となって検討し実行に移す。

今後、研究倫理に関する勉強会などを実施する場合には、事務局でビデオ録画をし、その後も教員が利用できるようにすることで教育を促進する。

本学の教員間、本学教員と国内外の他校の教員との研究交流を促進するために、「FD・SD 委員会」が主導して有効な体制を検討し、令和 5(2023)年度までに活動を開始する。

（エビデンス集（資料編））

【資料 4-4-1】 六本木ライブラリー

- 【資料 4-4-2】 SBI 大学院大学研究公正規則
- 【資料 4-4-3】 SBI 大学院大学研究倫理ガイドライン
- 【資料 4-4-4】 SBI 大学院大学 人を対象とする研究倫理ガイドライン
- 【資料 4-4-5】 第 161 回 研究科委員会議事録
- 【資料 4-4-6】 研究倫理授業
- 【資料 4-4-7】 剽窃チェックソフトの概要と勉強会の実施概要
- 【資料 4-4-8】 SBI 大学院大学研究助成費制度規則
- 【資料 4-4-9】 SBI 大学院大学研究費等運営・管理要項
- 【資料 4-4-10】 教育研究業績書（サンプル 3 件）
- 【資料 4-4-11】 個人研究費支給基準
- 【資料 4-4-12】 第 164 回 研究科委員会議事録
- 【資料 4-4-13】 外部資金獲得のための動画講座
- 【資料 4-4-14】 科研費 交付決定一覧等

#### 〔基準 4 の自己評価〕

教学マネジメントの機能性については、本学ではあらゆる教育研究ならびに全学的な事項は分野別の委員会にて協議・検討された事案を「研究科委員会」にて審議し、学長の決定によって最終的な意思決定を行う体制が整備されている。これによって学長のリーダーシップとそれを補佐する体制による責任の明確化と権限の分散からなる教学マネジメント体制が構築されている。

教員の配置、職能開発については、教員の任用・昇任等は「教員選考規程」、「教員評価実施規程」などの関連規程に基づき学長が最終決定を行い適切に運用されている。教員配置も法令を遵守し教育研究上の目的を踏まえたものとなっているが、更なる教員組織の充実のために引き続き年齢、国籍、性別といった観点からの教員の多様性を高めていく。

教員の能力開発、向上の取り組みとしては、毎年「FD・SD 委員会」主導で検討された実施計画を「研究科委員会」にて承認して実施する体制が取られており適切に運用されている。

職員の研修については、「FD・SD 委員会」による計画に基づいた研修の実施に加えて、外部研修やセミナーへの積極的な参加を促している。さらに職員の能力、実績を評価する「人事考課制度」の運用を通じて、職員それぞれのキャリア形成、能力開発の支援を行っている。

研究支援については、学内の施設と共に外部施設の利用も可能として教員及び学生の研究にとって十分な研究資源・環境を提供している。

さらに、研究倫理については関連する諸規程による厳格な規制と手続きを整備して教職員に研究倫理制度の遵守を求める体制が有効に機能している。また、「教員個人研究費制度」に則り各教員の研究実績に基づいて個人研究費を配分し、教員の研究活動を支援する体制が整備されている。

以上のことから本学は基準 4 の要件を満たしていると評価できる。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人 SBI 大学は、「学校法人 SBI 大学寄附行為」に掲げている目的（第 3 条）として、『この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類の平和と日本経済の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。』としており、経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に運営している【資料 F-1】。

また、本学の建学の精神や独自の教育を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立すると共に、教育機関に求められる公共性を高めるための組織の倫理・規律に関する綱領・規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

具体的には「SBI 大学院大学行動規範」、「SBI 大学院大学研究公正規則」、「情報公開に関する規程」などを定め、規律と誠実性の維持に基づいた運営を行っている【資料 5-1-1】、【資料 5-1-2】、【資料 5-1-3】。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」に規定されている最高意思決定機関として理事会を、そして諮問機関として評議員会を設置し、中長期計画や単年度の事業計画など、経営に関する事項を中心に定期的に審議がなされている。また、理事と法人事務局長で構成される「役員会」を設置し、より機動的かつ十分な議論を行える体制を整えている。そして、理事会のもとに管理運営する組織として、法人事務局を置いて目的達成のための運営体制を整えている。

また、教育・研究に関する重要事項を審議するため、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する「研究科委員会」が設置され、月に 1 回開催している。さらに「研究科委員会」の下部組織として運営に関する事項を企画立案及び実行するために「企画・運営委員会」、「業務改革委員会」、「入試・教務委員会」、「FD・SD 委員会」、「広報・リレーションズ委員会」、「グローバル化・産官学連携委員会」、「自己点検委員会」の 7 つの委員会が設置され、それぞれの所掌事項について推進している【資料 5-1-4】。

加えて、外部有識者と学内委員によって構成される「教育課程連携協議会」を年 2 回実施し、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項について審議する場を設けている【資料 5-1-5】。

上記のような体制を構築し常に、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

SBI グループでは、『自然環境や社会との長期的な共存の重要性と、環境問題が組織や社会に与える影響及びリスクや機会を認識し、事業活動を通じて持続可能な社会の維持・発展に貢献する』ことをグループ指針としており、本学もそれに準じて環境保全に配慮している【資料 5-1-6】。

また、労働・雇用に関する規程として、「教職員等就業規則」、「臨時職員就業規則」、「無期契約職員就業規則」、「ハラスメント防止に関する細則」、「公益通報者保護規程」などを定めており、人権配慮に努めている【資料 5-1-7】、【資料 5-1-8】、【資料 5-1-9】、【資料 5-1-10】、【資料 5-1-11】。

反社会的勢力についても、「反社会的勢力でないことの表明及び確約に関する規程」を定め、教職員は元より、学生においても遵守を求めている【資料 5-1-12】。

さらに、「安全衛生管理規程」、「危機管理規程」、「SBI グループ コンティンジェンシープラン」を定め、安全への配慮を行うと共に、危機に対して常に備えている【資料 5-1-13】、【資料 5-1-14】、【資料 5-1-15】。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、経営の規律と誠実性の維持、そして環境保全や人権、安全に対する配慮を重視しながら、法令等の改変や社会の変化に対応した経営を行う。また学校法人としての使命と目的の実現に向け、継続的に組織や体制の見直しを図る。

(エビデンス集（資料編）)

【資料 F-1】学校法人 SBI 大学寄附行為（第 3 条）

【資料 5-1-1】SBI 大学院大学行動規範

【資料 5-1-2】SBI 大学院大学研究公正規則

【資料 5-1-3】情報公開に関する規程

【資料 5-1-4】委員会体制

【資料 5-1-5】組織規程・組織図

【資料 5-1-6】SBI グループ環境方針

(<http://www.sbigroup.co.jp/csr/environment.html>)

【資料 5-1-7】教職員等就業規則

【資料 5-1-8】臨時職員就業規則

【資料 5-1-9】無期契約職員就業規則

【資料 5-1-10】ハラスメント防止に関する細則

【資料 5-1-11】公益通報者保護規程

【資料 5-1-12】反社会的勢力でないことの表明及び確約に関する規程

【資料 5-1-13】安全衛生管理規程

【資料 5-1-14】危機管理規程

【資料 5-1-15】 SBI グループコンティンジェンシープラン及び附則

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

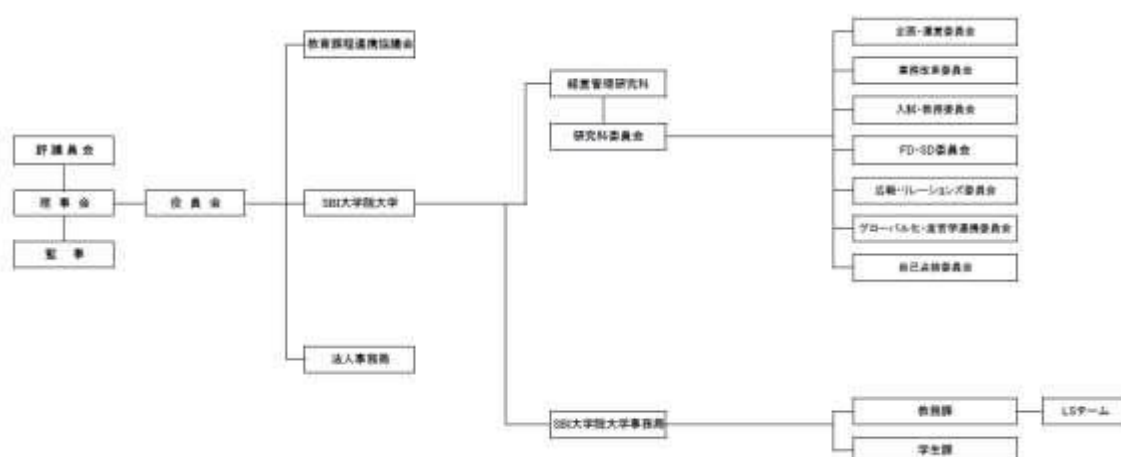
### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の最高意思決定機関である理事会は定期開催されており、事業計画、予算、決算、財産管理、「寄附行為」や重要な規程の改廃、設置大学の企画運営等の重要事項についての審議・決定を行っている。

理事会は、「寄附行為」第 5 条の定めるところにより、理事 5 人と監事 2 人で構成されており、理事総数の過半数以上の出席により成立する。また、同第 6 条により理事は、学長、評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人以上 3 人以内、学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内、と定められており、適切に選任されている【資料 F-1】。理事会は、社会経験が豊かで、本法人の運営に資する意見と識見を持った者から構成されている【資料 F-10】。

なお、大学運営の基本事項及び理事会決議事項については、理事及び法人事務局長で構成される「役員会」を事前に開催し、機動的かつ十分な議論を尽くすと共に、学生や教職員の活動などの報告もなされ、情報の共有が図られている【資料 5-2-1】、【資料 5-2-2】。

[学校法人 SBI 大学／SBI 大学院大学 組織図]



令和 2(2020)年度には 3 回の役員会及び 4 回の理事会が開催され、理事の出席率も毎回良好であり、適切な意思決定がなされている【資料 5-2-2】。

また、理事会に先立ち実施される評議員会の出席率も良好であり、意見の具申等を行っ

ている。

また、理事会のもとに管理運営する組織として法人事務局を置き、使命・目的達成のための運営組織を備えている。そして理事会で審議された重要事項やその目的については法人事務局を通じて、基準 5-1-②で述べた「研究科委員会」で共有されており、使命・目的の達成に向けた意思決定体制が整備され、適切に機能している【資料 5-2-3】。

また、学外の有識者の意見を聴取する場として「教育課程連携協議会」を設置している。外部委員には、深い見識と豊かな経験を持つ人材を迎え、法人、大学それぞれにその意見が共有されている【資料 5-2-4】、【資料 5-2-5】。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、社会経験が豊かで本学の運営に資する意見と識見を持つ内外の人員で構成し、機動的な意思決定を行う。また、理事会の下に配置されている各運営機関がそれぞれの役割を果たし、使命・目的の達成に向けた運営組織を維持し、社会公正の観点で誠実に機能するよう努めていく。

（エビデンス集（資料編））

【資料 F-1】学校法人 SBI 大学寄附行為（第 5 条、第 6 条）

【資料 F-10】理事会、評議員会開催状況（2020 年度）／理事、監事、評議員一覧

【資料 5-2-1】役員会規則

【資料 5-2-2】役員会 開催記録

【資料 5-2-3】第 154 回、第 158 回、第 161 回、第 164 回 研究科委員会 議事録

【資料 5-2-4】教育課程連携協議会規程

【資料 5-2-5】教育課程連携協議会 外部委員

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学は 1 研究科の小さな組織であるため、法人、大学とも非常に効率化が図られた体制となっている。法人の理事には大学の代表として、学長の藤原 洋（常務理事）及び教授の



山崎 達雄（副理事長）が就任している。そして事務局長の太田 紀子は評議員であると共に法人事務局長と大学事務局長を兼務しており、法人と大学の意味疎通は十分に図られる体制となっている。

また、理事長の北尾 吉孝は開学より令和 2(2020)年度まで学長を兼務していたため、教育現場である大学の実情を、十分に理解した上で経営者としてリーダーシップを発揮し、他の理事や評議員の意見を考慮しつつ、スピーディな意思決定を行っている【資料 F-10】。

まず、理事長に指名された理事、事務局長及び事務局次長で実施される月次の定例会議に於いて、事務局運営に関する相談及び教学に関する報告等が行われている。

そして、大学運営の基本事項及び理事会決議事項については、理事会に先立ち、理事及び事務局長により構成される「役員会」において十分に議論を尽くしているが、前述の通り学長、教授、事務局長が構成員となっていることから、教職員の意見を反映できる体制となっている【資料 5-3-1】。

また、理事会では、「研究科委員会」で決定した事項も報告しており、法人と大学との情報の交流が図られ、意思疎通がスムーズに行われている。

同様に、基準 5-2 で述べた通り、専任教員と事務局員で組織される「研究科委員会」では、事務局が理事会における審議事項や決定事項の報告を行っており、理事長や理事の意思決定及び評議員の意見などの共有がなされている。

このように、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

大学から理事会への提出議案については、理事長が議長となり、事務局より詳細な説明を行っている。また理事会では、事務局より大学の運営状況を報告している。

なお、「寄附行為」第 7 条により、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任した監事 2 人を置いている。2 人の監事のうち 1 人は、東京国税局から独立し、30 年にわたり税理士事務所を運営している者であり、もう 1 人は税理士事務所出身者で、上場企業を含め 7 社の監査役経験者である。このように監事の選任は適切に行われ、選任された監事は理事会及び評議員会へ出席している。そして監事は、「寄附行為」第 15 条に記す事項について職務を行い、監査法人はもとより必要に応じて内部監査担当職員とも連携して、法人の業務の監査、財産の状況の監査、及び法人の理事の業務執行の状況の監査を行っている【資料 5-3-2】、【資料 5-3-3】、【資料 5-3-4】。そして、理事会及び評議員会に報告し、意見を述べている【資料 F-11】、【資料 5-3-5】、【資料 5-3-6】。さらに、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求できることになっている。

また、「寄附行為」第 20 条により、12 人の評議員からなる評議員会を置き、評議員の出席率も概ね良好である。そして、「寄附行為」第 22 条に記す事項については、予め評議員会の意見を聞くこととなっており、評議員会は法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができ、相互チェックを果たせる体制となっている。このように、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能していると言える【資料 F-1】。

さらに、基準 5-2 でも述べた外部有識者による外部委員と、学内の委員から構成される「教育課程連携協議会」を設置し、年 2 回の意見交換を実施している【資料 5-3-7】。ここでの議論は、理事会はもとより、「研究科委員会」でも共有され、学校運営に活かす体制が整えられている【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学とのコミュニケーションは良好に図られ、ガバナンスも整備されている。引き続き、理事会－役員会－研究科委員会－事務局の 4 者の連携を強め、教職員からの情報や提案が生かされる環境を維持していく。そして、法令の改正及び社会の変化を捉えた意思決定や運営に向けた情報収集に努めると共に、役員のみならず教職員 1 人ひとりが法令や規程の趣旨を理解することに努めることで、ガバナンスも一層強化されることから、その教育及び啓発活動を継続的に行っていく。

### (エビデンス集（資料編）)

【資料 F-1】学校法人 SBI 大学寄附行為（第 7 条、第 15 条、第 20 条、第 22 条）

【資料 F-10】理事、監事、評議員一覧

【資料 F-11】監事監査報告書（2016 年度から 2020 年度）

【資料 5-3-1】役員会 開催記録

【資料 5-3-2】第 14 期(2020 年度)監査計画報告会 議事録

【資料 5-3-3】第 14 期(2020 年度)監査結果報告会 議事録

【資料 5-3-4】監事 業務監査報告書

【資料 5-3-5】第 58 回、第 59 回、第 60 回、第 61 回 理事会議事録

【資料 5-3-6】第 49 回、第 50 回、第 51 回、第 52 回 評議員会議事録

【資料 5-3-7】第 1 回、第 2 回 教育課程連携協議会 議事録

【資料 5-3-8】第 156 回 研究科委員会議事録

【資料 5-3-9】第 163 回 研究科委員会議事録

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[表 5-4-1]の通り、平成 30(2018)年より、毎期定員の充足を果たしており、学生生徒納付金も増加している【資料 F-11】。

[表 5-4-1] 過去 5 年間の出願者数、合格者数、入学者数の推移 定員：60 人

|      | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 出願者数 | 58 人    | 57 人    | 76 人    | 66 人    | 82 人    |
| 合格者数 | 58 人    | 57 人    | 74 人    | 65 人    | 80 人    |
| 入学者数 | 57 人    | 55 人    | 72 人    | 62 人    | 75 人    |

これは、Web マーケティング施策の見直しとその成果の現れである。さらに、令和 2(2020)年に発生した COVID-19 の影響により、オンライン学習の優位性に対する理解が世の中に広く深まり、出願者数の増加に寄与している。このことは、経営改善計画で令和 5(2023)年度に予定している入学定員の改定（現在の 60 人から 70 人に、収容定員を 120 人から 140 人に増員）における好材料ともなっている【資料 F-6】。

また、SBI グループからの寄付金は平成 27(2015)年度に 120 百万円だったものが、平成 28(2016)年度に 93 百万円、平成 29(2017)年度に 60 百万円となり、令和元(2019)年度には 30 百万円にまで減少させている（令和 2(2020)年度も同額）[表 5-4-2]。

[表 5-4-2] 教育活動収入に占める寄付金の割合、及び、学生生徒納付金に占める SBI グループの研修

単位：円

| 科 目        | 2015年度      | 2016年度      | 2017年度      | 2018年度      | 2019年度      | 2020年度      |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 学生生徒等納付金   | 162,486,000 | 194,514,000 | 245,456,000 | 272,186,000 | 255,516,000 | 257,270,000 |
| 授業料        | 154,880,000 | 184,630,000 | 232,790,000 | 257,750,000 | 239,630,000 | 239,590,000 |
| 入学金        | 4,900,000   | 5,700,000   | 5,500,000   | 6,850,000   | 6,000,000   | 7,400,000   |
| 教材費        | 2,706,000   | 4,184,000   | 7,166,000   | 7,586,000   | 9,886,000   | 10,280,000  |
| 手数料        | 820,000     | 820,000     | 1,590,000   | 1,450,000   | 1,590,000   | 2,218,250   |
| 入学検定料      | 820,000     | 780,000     | 1,550,000   | 1,450,000   | 1,590,000   | 2,190,000   |
| メンター手数料    | 0           | 40,000      | 40,000      | 0           | 0           | 20,000      |
| 証明手数料      | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 8,250       |
| 寄付金        | 120,000,000 | 93,000,000  | 60,000,000  | 60,079,244  | 30,059,244  | 30,000,000  |
| 一般寄付金      | 120,000,000 | 93,000,000  | 60,000,000  | 60,079,244  | 30,059,244  | 30,000,000  |
| 経常費等補助金    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 付随事業収入     | 0           | 2,406,960   | 16,956,000  | 12,564,000  | 15,963,333  | 13,187,377  |
| 生涯学習講座収入   |             | 866,160     | 1,706,400   | 54,000      | 0           | 0           |
| 会費収入       |             | 1,540,800   | 15,249,600  | 12,510,000  | 15,963,333  | 13,187,377  |
| 雑収入        | 627,201     | 108,426     | 93,223      | 492,804     | 188,568     | 188,347     |
| 施設設備利用料    | 20,000      |             | 27,776      | 0           | 0           |             |
| 雑収入        | 607,201     | 108,426     | 65,447      | 492,804     | 188,568     | 188,347     |
| 教育活動収入計    | 283,933,201 | 290,849,386 | 324,095,223 | 346,772,048 | 303,317,145 | 302,863,974 |
| 寄付金／教育活動収入 | 42.3%       | 32.0%       | 18.5%       | 17.3%       | 9.9%        | 9.9%        |

|                        |            |            |             |             |            |            |
|------------------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| (参考) SBI研修<br>(科目等履修生) | 82,500,000 | 81,110,000 | 120,140,000 | 107,510,000 | 82,400,000 | 81,670,000 |
| SBI研修／学納金              | 50.8%      | 41.7%      | 48.9%       | 39.5%       | 32.2%      | 31.7%      |

一方、支出はシステム改修等、運営改善を目的とした費用が発生しているが、効率的な運営による人件費を始めとしたコスト削減等を継続して行い、経営改善計画に基づいた適切な財務運営を行っている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、開学から今日まで、私立大学等経常費補助金の交付を受けず、SBI グループからの寄付金を受けていたが、前述の通り学生数の増加に伴い、寄付金を順調に減少させている。その結果として、教育活動収入に占める寄付金の割合は、平成 27(2015)年度は 42.3%、平成 28(2016)年度は 32%、平成 29(2017)年度は 18.5%、平成 30(2018)年度は 17.3%、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度はいずれも 9.9%と著しく減少している[表 5-4-2]。このように寄付金の依存度を下げることで、収支バランスを質的に変化させ、健全な財務基盤への移行に向けて取り組んでいる。

さらに、学生生徒納付金に占める SBI グループからの「管理職研修」及び「新入社員研修(科目等履修生)」の比率は平成 27(2015)年度の 50.8%から令和 2(2020)年度の 31.7%と 2 割削減している[表 5-4-2]。

また、基本金組入前当年度収支差額は寄付金を 30 百万円に減額している中で、令和 2(2020)年度はプラス 7 百万円に転じている[表 5-4-3]。学納金の増加に加え、オンライン

学習及びリカレント教育への注目度が上がり、教育活動外収入である教材の二次利用による、オンライン学習の販売が増加していることが、収支バランスの向上に寄与していると言える。

このように、SBI グループ外の一般の学生による学生生徒納付金に加え、オンライン学習の二次利用による外部資金の導入を推進し、より安定的な収入を得ることで健全な財務体質へと転化している【資料 F-11】、【資料 5-4-1】、【資料 5-4-2】、【資料 5-4-3】、【資料 5-4-4】。

[表 5-4-3] 基本金組入前当年度収支差額と寄付金を除いた当年度収支差額

単位：円

|                      | 2016年度             | 2017年度             | 2018年度            | 2019年度             | 2020年度             |
|----------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 教育活動収入計              | 290,849,386        | 324,095,223        | 346,772,048       | 303,317,145        | 302,863,974        |
| 教育活動支出計              | 265,158,575        | 313,032,054        | 305,641,332       | 332,968,083        | 321,839,524        |
| 教育活動収支差額             | 25,690,811         | 11,063,169         | 41,130,716        | -29,650,938        | -18,975,550        |
| 教育活動外収入計             | 23,853,375         | 24,508,719         | 22,138,236        | 27,686,644         | 29,838,907         |
| 教育活動外支出計             | 753,695            | 0                  | 0                 | 4,546,545          | 3,855,208          |
| 教育活動外収支差額            | 23,099,680         | 24,508,719         | 22,138,236        | 23,140,099         | 25,983,699         |
| 特別収支差額               | 203,615            | 326,365            | 227,380           | 45,064             | 26,980             |
| <b>基本金組入前当年度収支差額</b> | <b>48,994,106</b>  | <b>35,898,253</b>  | <b>63,496,332</b> | <b>-6,465,775</b>  | <b>7,035,129</b>   |
| (参考) 寄付金             | 93,000,000         | 60,000,000         | 60,000,000        | 30,000,000         | 30,000,000         |
| <b>当年度収支差額-寄付金</b>   | <b>-44,005,894</b> | <b>-24,101,747</b> | <b>3,496,332</b>  | <b>-36,465,775</b> | <b>-22,964,871</b> |

また、外部資金導入としては、毎年 3 人前後の教員が科研費を申請しており、令和 3(2021)年 5 月現在、小林英幸教授（若手研究 課題番号 18K12905）と小林秀之教授（基盤研究◎（一般）課題番号 21K01230）の研究が採択されている【資料 5-4-5】。競争的研究資金の獲得については、FD(Faculty Development)を所掌とする、「FD・SD 委員会」が中心となりその推進を図っており、令和 2(2020)年度にロバスト・ジャパン株式会社の「外部資金獲得のための動画講座」を購入し、教員より受講を通じて、研究活動を促進し、競争的な研究資金の獲得を促進している【資料 5-4-6】。

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

近年は継続的に定員を充足しており、また、定員増員施策により、学生生徒納付金の増加を見込むが、教育の質を担保するための教職員の増加に伴う人件費支出は増加していくため、システム化や業務フローの見直しなどによる効率化を図ることで費用をバランスさせていく。また、学生支援の強化により、退学者や休学者を削減することで予算を確実に実行していく。

さらに、広く社会一般の人々に受講されるよう、引き続き授業の二次利用などによるオンライン学習の販売を促進すると共に、SBI グループの社員研修を含む企業研修の受注により、安定した財務基盤となるよう推進していく。

加えて、研究活動の促進による外部資金（競争的研究資金）の獲得に努める。また、前

述の通り、令和 3(2021)年 4 月の「研究科委員会」に於いて、藤原学長より収益構造の健全化のために、外部資金の獲得を目標とした企業との共同研究プロジェクトの創設が提案された（DX 共同研究プロジェクト）ため、実現に向け準備を進める【資料 5-4-7】。

（エビデンス集（資料編））

【資料 F-6】経営改善計画（P11～P12 定員改定）

【資料 F-11】財務計算に関する書類（2016 年度から 2020 年度）

【資料 5-4-1】事業活動収支計算書関係比率（法人全体）（エビデンス集（データ編 5-2）より）

【資料 5-4-2】貸借対照表関係比率（法人全体）（エビデンス集（データ編 5-4）より）

【資料 5-4-3】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体）（エビデンス集（データ編 5-5）より）

【資料 5-4-4】財産目録（過去 5 年間）

【資料 5-4-5】科研費 交付決定一覧等

【資料 5-4-6】外部資金獲得のための動画講座

【資料 5-4-7】第 164 回 研究科委員会議事録

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び、「会計規程」、「寄付金取扱規程」、「固定資産管理規程」、「資金運用規程」に準拠し適切に処理している【資料 5-5-1】、【資料 5-5-2】、【資料 5-5-3】、【資料 5-5-4】。

予算は、「予算規程」に基づき、各部署からの予算要求を体系的に編成し、予め評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得て各部署に配分している。各部署の担当者は、配分された予算の管理と執行に責任を持ち、適切に処理している【資料 5-5-5】、【資料 5-5-6】、【資料 5-5-7】。

また、会計処理上における問題点や難解な事例等が生じた場合には、監査法人や税理士の指導・助言を受けながら処理を進めている。

なお、会計基準等の改正に対しては、早急な対応ができるよう会計等に影響のある研修会に積極的に参加し、業務の円滑な遂行に努めており、会計基準や経理に関する規則など

に基づく、適正な会計処理が実施されている。

[表 5-5-1] 研修会参加実績

| 実施日                         | 研修名                         | 内容                                     |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| 2020 年 11 月                 | 第 21 回 学校・教育法実務研究会【オンライン開催】 | Q & A で考える学校法務の問題解決と対応策                |
| 2020 年 10 月<br>～2020 年 12 月 | 令和 2 年度学校法人監事研修会            | 監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資する研修【e ラーニング】 |
| 2020 年 12 月<br>～2021 年 3 月  | 外部資金獲得のための動画講座              | ロバスト・ジャパン社の外部資金獲得のための動画講座【e ラーニング】     |
| 2021 年 1 月                  | 授業目的公衆送信補償金制度のオンライン説明会      | 授業目的公衆送信補償金制度の趣旨・概要、2021 年 4 月以降の運用等   |

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、「会計規程」、「監事監査規程」に基づき、私立学校法第 37 条に定められた監事による監査と、私立学校振興助成法に基づく独立監査法人である監査法人による監査が実施される。監査に際しては関係者による「監査計画説明会」、「監査結果報告会」が開催され、それぞれが「監査報告書」を作成すると共に、監事が理事会及び評議員会に対して報告を行っている【資料 F-11】、【資料 5-5-8】、【資料 5-5-9】、【資料 5-5-10】、【資料 5-5-11】、【資料 5-5-12】、【資料 5-5-13】。

監査法人による監査は、アーク有限責任監査法人に委嘱しており、5 人の担当が実査を含めて監査を行っている。

また、「基準 5-3」でも記述の通り、2 人の監事のうち 1 人は、東京国税局から独立し 30 年にわたり税理士事務所を運営している者であり、もう 1 人は税理士事務所出身者で、上場企業を含め 7 社の監査役経験者である。このように十分な資質とキャリアを有している者が、厳正な監査を実施している。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、正確な会計処理と監査を遂行すると共に、予算と著しく乖離する予算額については、補正予算を編成するなど、適正な処理を実施する。そのためには、法改正などの情報を正しく理解する上でも、外部研修への参加等を積極的に行うと共に、担当職員のスキルアップは当然のことながら、業務フローの見直しや改善に努めていく。

また、十分なキャリアを備えた監事を配置し、厳選な監査を行っていく。

(エビデンス集（資料編）)



- 【資料 F-11】 監事監査報告書（2016 年度から 2020 年度）
- 【資料 5-5-1】 会計規程
- 【資料 5-5-2】 寄付金取扱規程
- 【資料 5-5-3】 固定資産管理規程
- 【資料 5-5-4】 資金運用規程
- 【資料 5-5-5】 予算規程
- 【資料 5-5-6】 第 61 回 理事会議事録
- 【資料 5-5-7】 第 52 回 評議員会議事録
- 【資料 5-5-8】 監事監査規程
- 【資料 5-5-9】 第 14 期（2020 年度）監査計画説明会 議事録
- 【資料 5-5-10】 第 14 期（2020 年度）監査結果報告会 議事録
- 【資料 5-5-11】 監査法人「監査報告書」
- 【資料 5-5-12】 第 58 回 理事会議事録
- 【資料 5-5-13】 第 49 回 評議員会議事録

#### 〔基準 5 の自己評価〕

本学は「寄附行為」の設立の目的に『教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類の平和と日本経済の発展に貢献する人材を育成することを目的とする』掲げ、最高意思決定機関である理事会を中心に規律と誠実性の維持に努め運営している。また「研究科委員会」等に於ける教育・研究に関する戦略的意思決定、及び理事長、学長のリーダーシップは、迅速かつ十分に発揮されており、法人と大学のスムーズな連携により業務執行は機能的に運営されている。さらに、環境保全、人権、安全への配慮など、規律や体制の整備に努めている。

上記のような基盤の元で、「経営改善計画」を策定し、また、単年度毎の事業計画を立案し、将来に向けた使命・目的の実現に努めている。

そして、これらの使命・目的の実現を達成するための業務遂行の適格性を確認及び担保するために、監事並びに内部監査による監査体制を整えてガバナンスの強化を図ると共に、職員の能力・資質向上を図っている。結果として、SBI グループからの寄付金の減額と学納金収入の増加により財務状況及び体質は年次で好転している。また会計処理は、「学校法人会計基準」等に従い、監事監査及び監査法人の監査を受けて適正かつ厳正に実施している。

以上のことから、本学における「経営・管理と財務」の状況は適正であると評価する。

#### 基準 6. 内部質保証

##### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立



(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

本学では、自己点検・評価の実施、外部認証評価機関での認証評価を定める学校教育法第 109 条、及び「学則」第 58 条の『本大学院は、教育研究水準の向上を図ると共に、本大学院の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。 2. 本大学院は、教育研究等の総合的な状況について、本大学院の教職員以外の者による検証を行うものとする。』との定めに従い、内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立を行っている【資料 F-3】。

具体的には、それまでの「業務改革委員会」の役割の 1 つとしていた体制をより機能的とするために、発展的に変更し、自主的・自律的な自己点検を主導する目的で令和元(2019)年度に新設された「自己点検委員会」が中心となって、各担当委員会が毎年、自己点検と改善活動を行っている。

各委員会は「研究科委員会」の下部組織として位置づけられ、専任教員と事務局員で構成されている【資料 6-1-1】、【資料 6-1-2】。現在は「企画・運営委員会」、「業務改革委員会」、「入試・教務委員会」、「FD・SD 委員会」、「広報・リレーションズ委員会」、「グローバル・産官学連携委員会」の 6 つの委員会があり、各委員会に委員長 1 人と副委員長 1 人、委員（専任教員）と事務局員を配置している。委員長は他の委員会の委員長を重任できないと規定しており、全ての教員が主体的に運営に携わる仕組みができている。また、委員会体制は「研究科委員会」の審議を経て学長が決定し、委員会での活動も「研究科委員会」で審議、報告され、学長の決定に基づき施策を決定している。これらの委員会を横断的にまとめた組織が前述の「自己点検委員会」であり、全ての委員と事務局員が所属することで各委員会の活動が全学的な活動方針に沿ったものとなっている。

さらに、これらの自己点検・評価及び外部評価機関による点検内容も踏まえた中期計画が作成され、大学運営の改善が継続的に行われている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では各委員会が主体となって自己点検・評価活動を実施すると共に「自己点検委員会」が各委員会の連携と結果の共有を促進し、全学的な内部質保証の取組みを行っている。今後も中期計画との有機的連携を維持しながら、自主的・自律的かつ定期的に自己点検・評価を実施していく。

(エビデンス集 (資料編))

【資料 F-3】 SBI 大学院大学学則 第 58 条

【資料 6-1-1】 別表 1 学校法人 SBI 大学組織機構

【資料 6-1-2】 委員会体制

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

基準 6-1-①でも記載の通り、本学では、自己点検・評価の実施、外部認証評価機関での認証評価を定める学校教育法第 109 条及び「学則」第 58 条の定めに従い自主的・自律的な自己点検・評価を実施している【資料 F-3】。

具体的には、外部評価機関である ABEST21 の認定審査プロセスとも連携した PDCA 管理手法を確立しているのが本学の特徴であり、「自己点検委員会」が中心となって、ABEST21 のレビュープロセスでのアドバイスも踏まえた評価基準を設け、それを基に各担当委員会が毎年、自己点検と改善活動を行っている【資料 6-2-1】。

点検の実施に際しては、委員会に応じてクラウド上のストレージサービスを活用して関係するエビデンスやデータを共有し、作業の効率化と情報の共有を進めている。

委員会を通じて実施された自己点検の進捗状況と結果は「自己点検委員会」を通じて一表に整理され、学内で横断的に共有されている【資料 6-2-2】。本学は 1 研究科の小規模な大学院大学であるため、自己点検・評価活動には、ほぼ全員の専任教員及び事務局職員が主体的に取り組んでいる。

また、外部評価機関による認証評価結果は本学ホームページにて広く公開している。即ち平成 26(2014)年度には日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、その際の自己点検評価書、認証評価結果を公開している。加えて、専門職大学院として ABEST21 の認証評価を受審し、それぞれ平成 25(2013)年度、平成 29(2017)年度受審での自己点検評価報告書と認証評価結果をホームページにて全文公開している【資料 6-2-3】。

[ホームページに公開している認証評価結果]

オンラインMBAならSBI大学院大学

**SBI Graduate School**

資料請求 願書請求 Pre-MBA申込 単科申込 English site

MBA独習ゼミ 研修プログラム 説明会・セミナー

SBI大学院大学 | コース | 学習スタイル | 科目・教員一覧 | 募集要項・学費 | インタビュー |

**説明会・セミナー**

**MBA独習ゼミ**

**研修プログラム**

▼ SBI大学院大学とは

▼ SBI大学院大学概要

▼ コースについて

- > MBA本科
- > Pre-MBA
- > MBA単科

▼ 学習スタイル

▼ 科目一覧

▼ 教員一覧

▼ 募集要項・学費

**認証評価結果**

本大学院経営管理研究科アントレプレナー専攻は、2017年度に認証評価機関である一般社団法人「ABEST21」が実施する認証評価を受審し、当該認証評価機関が定める経営分野認証評価基準に適合しているとの評価を受けましたのでお知らせいたします。認定期間は、2023年3月31日までです。

当大学院が行った自己点検評価報告及び「ABEST21」からの認証評価結果は下記よりご覧ください。

▶ **ABEST21**

- ▶ 自己点検評価報告書（2017年度）
- ▶ 認証評価結果（2017年度）
- ▶ 自己点検評価報告書（2013年度）
- ▶ 認証評価結果（2013年度）

SBI大学院大学は2014年度に公益財団法人「日本高等教育評価機構（JIHEE）」が実施する大学機関別認証評価を受審し、同機構の定める大学評価基準に適合していると認定されました。認定期間は、2014年4月1日から2021年3月31日までの7年間。

当大学院が行った自己点検評価書及び「日本高等教育評価機構（JIHEE）」からの認証評価結果は下記よりご覧ください。

▶ **日本高等教育評価機構**

- ▶ 自己点検評価書（2014年度）
- ▶ 認証評価結果（2014年度）
- ▶ 認証評価結果に対する改善報告書（2014年度）

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の大学運営に関する各種調査としては、「FD・SD 委員会」が中心となって実施する「授業評価アンケート」や、「広報・リレーションズ委員会」と「学生会」との間に定期的に実施されている「学生会との意見交換会」、「修了生アンケート」などが該当する【資料 6-2-4】、【資料 6-2-5】、【資料 6-2-6】。

これらの調査結果は事務局において経年的に収集・管理されると共に、「自己点検委員会」及び各委員会によって調査、分析が行われ改善活動に活用されている。即ち、「授業評価アンケート」は「FD・SD 委員会」の調査や活動、各教員の授業改善に活用され、「学生会との意見交換会」を通じて確認される学生生活全般に係る課題や要望事項は、所掌する委員会により学生支援策の策定に広く活用されている。

また、全ての授業を「LMS(Learning Management System)」で実施する本学では、出欠状況の確認や学生が各講義にアクセスする際のログ等の解析を行っており、各科目の教員に定期的に報告されている【資料 6-2-7】。

[Share Point 上の「出欠状況報告」]



これにより、個々の学生がどの時間帯にどの科目を受講しているかなどの学習状況を詳しく把握し分析できるという利点がある。学生の受講状況や異常事項は各科目に配属されている「LS（ラーニングスタッフ）」が教員と緊密に連携を取ることで効果的な教育指導に活用されている。なお、「LMS」でシステム障害が発生した場合、速やかに事務局が対応し早急に復旧させる体制となっている【資料 6-2-8】。

また、「学則」第 58 条に定める「本学の教職員以外の者による検証」としては、外部評価機関の（機関別、分野別）認証評価受審を活用すると共に、「教育課程連携協議会」を設置して外部有識者からの意見も聴取することとしている【資料 6-2-9】。

以上の活動に示されているように、本学では「自己点検委員会」を中心に各委員会が連携しながら各種データや意見の収集と分析が行われ、内部質保証のために活用されていると評価できる。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

ここまで説明のとおり、本学では「自己点検委員会」が各委員会の連携と結果の共有を促進し、全学的な内部質保証の取り組みを行っている。自己点検・評価項目については、大学に対する社会の要請の変化等も踏まえつつ、随時、見直しを図る。また、自己点検・評価は、アカウンタビリティの要請に応える手段の 1 つでもあることを常に想起し、同結果の学外への公表及び学内での共有を継続していく。

また、現状把握のための IR(Institutional Research)は継続的に実施し、その結果を内部質保証に反映させていく。

(エビデンス集 (資料編))

【資料 F-3】 SBI 大学院大学学則 第 58 条

【資料 6-2-1】 委員会体制

【資料 6-2-2】 自己点検実施状況

【資料 6-2-3】 認証評価結果 (<https://www.sbi-u.ac.jp/outline/ninshohyoka>)

【資料 6-2-4】 授業評価アンケート

【資料 6-2-5】 学生会からの要望と進捗

【資料 6-2-6】 修了生アンケート

【資料 6-2-7】 教員に報告されている出欠状況

【資料 6-2-8】 LMS 動画配信障害連絡体制図

【資料 6-2-9】 第 1 回、第 2 回 教育課程連携協議会 議事録

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は 1 研究科の比較的小規模な大学院大学であるため、基準 6-1、基準 6-2 で述べた活動を実施していくことで全学的な内部質保証のための PDCA サイクルを稼働させ、その結果を踏まえた中期計画に基づき、大学運営の改善・向上を図っている【資料 F-6】。

また、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーの検証については各委員会での自己点検の中で各ポリシーの実行を検証しており、必要に応じて「自己点検委員会」を経て「研究科委員会」での見直し、検討を行うこととしている【資料 6-3-1】、【資料 6-3-2】。

以上のような定期的な PDCA サイクルの稼働に加えて、本学の教育改善、質向上に資する活動は時期を逃さずフレキシブルに行っている。近い時期での具体的な事例としては令和 3(2021)年 1 月に「研究科委員会」で審議された「入試選考方法の改善」が挙げられる。

これはアドミッション・ポリシーに定める求める学生の受入れを目的とした改善であり、担当委員会内での検証からの課題発見、議論より以下の点が提起され、これにより、「研究科委員会」の中で入試選考方法の改善について活発な意見交換が行われ、改善のためのアクションをとることが決定されたものである【資料 6-3-3】。

1. 現行の仕組み
2. 現状の問題点と課題
3. 2021 年春学期の選考について
4. 今後の改善

このような事例からも分かるように本学では、定期的かつ継続的な改善プロセスを稼働させることで内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルを確立していると共に、1 研究科の小規模な大学である特徴を活かし、改善課題が発生した場合には柔軟な対応を取ることで迅速な改善も実現している。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

変化のスピードが加速している今日において、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成することが求められており、そのためには、高等教育は硬直化することなく常に進化を続けることが必須であると考ええる。

本学では、全学的な内部質保証のための自己点検を主導する「自己点検委員会」と各委員会が密接に連携しながら、三つのポリシーを起点とした内部質保証のサイクルを機能させる体制が整備されている。その上で、今後も小規模校としての特性を活かして機動的、柔軟な改善に取り組む。

さらに「自己点検委員会」で改善プロセスの不断の見直しを行い、本学の内部質保証の機能性の向上を目指す。

### （エビデンス集（資料編））

【資料 F-6】経営改善計画／経営改善計画財務計画表

【資料 6-3-1】委員会体制

【資料 6-3-2】自己点検実施状況

【資料 6-3-3】第 161 回 研究科委員会議事録

【資料 6-3-4】第 154 回 研究科委員会議事録

### 〔基準 6 の自己評価〕

これまで述べてきたように本学では、自己点検及び評価、外部認証評価機関での認証評価を定期的に行い、その結果を公表している。またその体制をより機能的にするため、「自己点検委員会」を発足させ、ABEST21 のレビュープロセスも踏まえた評価基準を基に各担当委員会が毎年、自己点検と改善活動を行っている。係る自己点検の進捗状況と結果は「自己点検委員会」から「研究科委員会」に報告され、学内で横断的に共有されると共に、こ

れらを踏まえた「中期計画」の策定・遂行に繋がっている【資料 6-3-4】。

内部質保証に関する取組みについては各委員会が主体的に実施すると共に、「自己点検委員会」との連携と結果の共有も図る体制となっており、その意味で内部質保証の取組みは継続的かつ全学的であると言える。

IR については、引き続き学内の各種データを収集して進めていき、その結果を教職員や学生と共有する仕組みを構築して PDCA サイクルを活性化させていく。

また、令和 2(2020)年からは外部有識者による「教育課程連携協議会」も実施し、内部質保証の定期的かつ継続的な改善プロセスを PDCA サイクルとして稼働させることで、これからの社会で求められる「改善と進化」に向けた仕組みを確立している。

これらのことから、本学は「基準 6. 内部質保証」で求められる要件を満たしていると判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会の変化に対応した教育及び研究による社会貢献

###### A-1. 社会と連携した教育及び研究

###### A-1-① 教育活動成果の社会への還元

###### A-1-② 研究活動成果の社会への還元

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### A-1-① 教育活動成果の社会への還元

本学は、社会人を対象とした専門職大学院であり、実践的な教育により社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成に係る教育・研究を図るだけでなく、広くそれらの成果を社会に還元することを重視している。

平成 21(2009)年と平成 22(2010)年に、一般の人を対象に起業家育成を目的とした「ビジネスプラン・コンテスト」を、平成 24(2012)年には「ビジネスプラン・グランプリ」と「ビジネスプラン実践道場」（全 7 回）を開催した【資料 A-1-1】、【資料 A-1-2】。これらはいずれも本学の「事業計画演習」の指導教員が中心となり、同科目での教育指導の知見を活用して、成功可能性の高い事業計画の紹介及び情報共有を、広く社会に行うことを目的に行われた。

なお、一般向けの新規事業やビジネスプランのコンテストはその後、地方自治体をはじめとして多くの機関でも実施されたことから、本学では開催を取り止め、より直接的な社会への還元を目指し、平成 27(2015)年より、修了生を対象とした「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」を実施している【資料 A-1-3】。

本制度は修了生のうち希望者が、本学教員をメンターとして指名し、自身のビジネスプランを一定期間ブラッシュアップした後に、事業計画書とプレゼンテーションによる学内審査を受けることができるものである。そして、学内審査を通ったプランに対しては、本学から SBI グループのベンチャーキャピタルである SBI インベストメント株式会社へ投資案件として推薦する制度であり、修了生支援、継続学修の機会創出である同時に、教育を実際の起業へ結び付ける取組みとして実施されている。

これまでの実績は、9 件のエントリーに対して[表 A-1-1]の通り 3 件を同社へ推薦しており、いずれも非常に社会的意義のある事業となっている。



[表 A-1-1] 「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」推薦案件

|         | 事業計画 案件名                    | 推薦案件 |
|---------|-----------------------------|------|
| 2015 年度 | 障害者目線でのアクセシビリティコンサルティング     | ○    |
|         | ベトナムでオフショア開発                |      |
|         | 運輸業における人・車・サービスの管理システム      |      |
| 2016 年度 | 日本の遺伝子を前へ                   | ○    |
|         | キュービック・ディスプレイによる新市場創出       |      |
|         | グローバル婚活応援倶楽部                |      |
| 2017 年度 | 障害者専門の人材バンクと新型クラウドソーシングビジネス | ○    |
|         | 「二代目社長バイブル」事業               |      |
| 2020 年度 | あなたの EQ が喜ぶ「じぶんデザイン 2.0」    |      |

### A-1-② 研究活動成果の社会への還元

本学では、教員や関係機関での研究活動の成果も積極的に社会に還元している。平成 25(2013)年には紀要を創刊し、研究成果を学外にも発信することとした【資料 A-1-4】。さらに、平成 28(2016)年からは各回で本学の特徴を活かしたテーマ、若しくはその時々々の時代背景も踏まえて、社会的な関心の強いテーマから成る共通テーマを設定して、より社会貢献としての機能を強く打ち出した【資料 A-1-5】。なお、直近の令和 2(2020)年に発行した「紀要第 8 号」では、COVID-19 のパンデミックにより、日本の社会・経済が大きな影響を受けたことから、社会的に関心が高い「イノベーションーポストコロナ社会に向けてー」をテーマとして特集を組んでいる。

また、平成 28(2016)年には、フィンテック及びグローバル金融市場動向への社会的な注目の高まりを受けて、竹中平蔵元金融財政担当大臣を理事長に迎え「SBI 大学院大学金融研究所」を設立した【資料 A-1-6】。同研究所の活動の柱は、世界金融と経済の動向の分析を手がける「グローバル金融市場研究会」、フィンテックに関する調査研究を行う「フィンテック研究会」であり、本学の教員の一部も研究員として研究活動を行い、勉強会やセミナーを平成 28(2016)年度は 13 回、平成 29(2017)年度は 20 回、平成 30(2018)年度は 20 回、令和元(2019)年度は 26 回、そして令和 2(2020)年度には 30 回開催し、年を重ねるごとに活発な活動となった【資料 A-1-7】。また、令和元(2019)年 6 月 7 日には一般財団法人インターネット研究所が主催した「G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 in 福岡開催イベント - IoT/AI 時代におけるオープンイノベーション推進協議会第 3 回シンポジウム」を協賛し、本学研究所の研究員が講演を行った。

その後、日本の金融界におけるフィンテックへの関心が十分に高まり、関連する金融機関や民間企業におけるビジネス展開が進展していることを受け、今後さらに調査研究を強化し、先端分野での時勢の潮流を捉えた事業展開を目指すことを目的に、同研究所を令和 2(2021)年 3 月末をもって SBI ホールディングス株式会社が新設する法人に移管した【資料 A-1-8】。そして本学は、移管後も同社と密接に産学連携を保ち、最先端の研究成果やそこから発信される情報を本学の授業や社会への還元に活用していく。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学ではこれまでの教育及び研究を通じた成果の社会還元に加えて、今後は産学連携の取組みを強化していく。具体的には、コロナ禍への対応で表面化した日本政府や企業のデジタル化の遅れを踏まえ、本学を核とする「企業向けデジタル・トランスフォーメーション（DX）共同研究プロジェクト」を進めることとし、令和 3(2021)年 4 月の「研究科委員会」において実施について決議した【資料 A-1-9】。

さらに、金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業を中心に幅広いグループ企業を有する SBI グループと近いという本学の強みを活かし、同グループと連携して産学協同の取組みを展開することで、社会のニーズの変化に対応した社会貢献を行う。また、本学の学修指導での経験や知見を、他の教育機関や社員教育を実施している企業に提供することを検討している。一例として、テレワークの普及に伴い「ジョブ型」の人事制度への関心が高まっているが、大手企業と異なりコンサルティング会社に依頼できない中小企業に対して、セミナーあるいは勉強会の開催を検討している。

（エビデンス集（資料編））

【資料 A-1-1】 第 2 回ビジネスプラン・コンテスト フライヤー

【資料 A-1-2】 第 7 回ビジネスプラン実践道場 フライヤー

【資料 A-1-3】 SBI-U ベンチャーチャレンジ制度概要

【資料 A-1-4】 ホームページに掲載されている紀要

【資料 A-1-5】 紀要共通テーマ

【資料 A-1-6】 第 36 回 理事会議事録

【資料 A-1-7】 2020 年度金融研究所活動内容

【資料 A-1-8】 SBI ホールディングス(株)プレスリリース

【資料 A-1-9】 第 164 回 研究科委員会議事録

A-2. 社会の変化や多様性に応じた社会人教育

A-2-① オンラインの強みを活かした教育の実施

A-2-② 学びやすさを追求したプログラムの提供

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① オンラインの強みを活かした教育の実施

現在では、多様な働き方、様々なキャリア選択の支援が求められており、令和元（2019）

年に閣議決定された「成長戦略 2019（令和元（2019）年 6 月 21 日閣議決定）」では大学・専門学校等での社会人受講者数を令和 4（2022）年度までに 100 万人とする（平成 28（2016）年度：約 50 万人）などリカレント教育を含めた社会人の教育の重要性は高まっている。

一方で、さまざまな環境の社会人が時間と場所の制約を受けずに学修するには、オンライン教育が大きな可能性を有する。さらに昨年より継続している COVID-19 の影響からオンライン教育はこれまでになく広く普及し、その利用ニーズはますます拡大している。

係る環境下、本学では今から 13 年前の平成 20（2008）年の開学以来、オンラインを活用した e ラーニングを提供している。また単に、講義ビデオを一方向で配信するだけでなく、「LMS（Learning Management System）」やオンライン会議システムを利用し、学生とのディスカッションを組み込んだインタラクティブな授業を実施するなど、授業方法においても工夫や進化を続けている。このように、時間と場所の制約を受けないというメリットだけでなく、学修効果も伴ったオンライン教育を既に実施している。その先進的な取組みの 1 つの証左として、COVID-19 の影響で令和 2（2020）年に社会で急速に利用が進んだオンライン会議システムの「Zoom」を、前述の通り本学では平成 29（2017）年から授業は言うまでもなく、教職員間及び遠方の学生とのコミュニケーションツールとして活用している事実が挙げられる。さらに、本学では e ラーニングのユーザーである学生の要望を直接確認して、必要な修正を加えていくことにより、効果的な教育及び学修の実現に向けた情報収集と検討を行い、社会の変化に柔軟に対応している【資料 A-2-1】。

#### A-2-② 学びやすさを追求したプログラムの提供

我が国でのリカレント教育は、フルタイムの就学ではなく働きながら学ぶ形態が主体である。従って、例えば専門職大学院の提供する授業に価値を見出しても、仕事と学業の両立が困難なために断念する人は少なくない。そのことが我が国における MBA 取得率の低さにも繋がっている。

本学では、社会人が学びやすい方法として前述の通りオンライン教育を中心に据えると共に、限られた時間で必要な学びを得たいという個別ニーズに応えるべく、学位取得をゴールとする受講だけでなく、4 単位をセットにした「Pre-MBA コース」と、1 科目から選べる「MBA 単科コース」及び単位認定外の「MBA 独習ゼミ」を設置している【資料 A-2-2】、【資料 A-2-3】、【資料 A-2-4】。

このうち「Pre-MBA コース」と「MBA 単科コース」は取得した単位を「MBA 本科コース」に引き継ぐことができ、一定程度の受講生が入学を果たしている。

〔表 A-2-1〕 Pre-MBA コース、MBA 単科コースの受講状況及び本科コースへの入学状況（人）

|                               | 19 春 | 19 秋 | 20 春 | 20 秋 | 21 春 |
|-------------------------------|------|------|------|------|------|
| Pre-MBA コース受講者数               | 8    | 3    | 6    | 7    | 22   |
| 単科コース受講者数                     | 12   | 13   | 8    | 13   | 22   |
| Pre-MBA コースから MBA 本科コースへの入学者数 | 3    | 2    | 1    | 4    | 4    |
| 単科コースから MBA 本科コースへの入学者数       | 0    | 2    | 5    | 0    | 4    |

また、新たなプログラムとして、令和 3(2021)年 4 月の「研究科委員会」で、「履修証明プログラム」の準備を開始することを決議した【資料 A-2-5】。

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、幅広い社会人の教育ニーズに応えることを目的に、令和 4(2022)年度からの開講を目指して、「履修証明プログラム」の準備を開始する。

「履修証明プログラム」は、社会人等を対象とした一定のまとまりのある 60 時間以上の学修プログラムであり、修了者に対しては学校教育法の規定に基づく履修証明書が交付される。

社会の変化や多様性を捉えたりカレント教育のニーズに的確に応えるためには、時宜にかなう社会的な課題に対応したプログラムの提供が必要であり、「履修証明プログラム」という形態は有力な選択肢の 1 つである。同プログラムでは、既存の授業も有効に使いながら、適宜授業を新設してテーマに沿った内容を構成する。このプログラムについても、取得した単位は「MBA 本科コース」に引き継ぐことができるものとする。履修期間は 1 年とし、年間 10 人程度の履修を見込む。

これにより、本学では「MBA 本科コース」、「履修証明プログラム」、「Pre-MBA コース」、「MBA 単科コース」、「MBA 独習ゼミ」というラインナップが完成し、受講者の様々な制約条件に合致した学修形態を提供できることになる。

「履修証明プログラム」として開講を検討するテーマは次の通りである。ゆくゆくは複数のテーマを開講したいと考えるが、令和 4(2022)年度にはこれらのテーマから 1 つを選んで開講することを目指している。

- ・フィンテック、暗号資産などの新時代の金融ビジネスプログラム
- ・海外に拠点を持つ企業のためのグローバルビジネスプログラム
- ・地方創生に役立つ起業家育成プログラム
- ・働き方改革のためのデジタル・トランスフォーメーションプログラム
- ・結婚や出産で離職した優秀な女性のキャリア再開発プログラム

### (エビデンス集（資料編）)

【資料 A-2-1】学生会からの要望と進捗

【資料 A-2-2】Pre-MBA コースとは

【資料 A-2-3】MBA 単科コースとは

【資料 A-2-4】MBA 独習ゼミとは

【資料 A-2-5】第 164 回 研究科委員会議事録

**〔基準 A の自己評価〕**

本学では、社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成に係る教育・研究を図るだけでなく、広くそれらの成果を社会に還元することも重視して、これまでに様々な催しや紀要の発行、「SBI 大学院大学金融研究所」での研究活動などを行ってきた。さらに今後は、産学連携の取組みを強化することとし、「DX 共同研究プロジェクト」の推進を決議した。

また、本学の学生対象となる社会人がより学びやすくなるようにオンライン教育の改善を続けると共に、リカレント教育の多様なニーズに柔軟に対応できるコース設定を進めていく。具体的には既存の「Pre-MBA コース」や「MBA 単科コース」など、「MBA 本科コース」とは別のプログラムを設置している他、「履修証明プログラム」の設置を決議した。これらの施策により、本学では社会的な変化に対応した教育及び研究の社会還元を継続的にやっていると評価する。

## V. 特記事項

### 1. 人間学教育

本学の大きな特長として、開学の精神やその理念にも挙げているように、理論に裏打ちされた実践的な学問である実学だけでなく、実務家としての資質に欠くことのできない倫理的価値観や人間力を涵養するための徳育、つまり『人間学』の重視が挙げられる。ここでは実践的な経営学と共に、企業経営や事業構築において組織のメンバーの共感とその力を合わせるために必要となる経営者としての徳性、人間性を学ぶこととしている。そして、人間学を学ぶに当たって中国古典に着目し、経営者の視点で学ぶことができる点も本学のユニークな特長である。

全 60 科目中、12 科目（12 単位）の「人間学科目」を設置し、理事長である北尾 吉孝自ら「中国古典から学ぶ経営理論」科目を担当し、中国古典を読み解き、物事の本質を見抜く力、時代を予見する先見性、大局的な思考を身に付けるよう指導している。「人間学科目」は選択必修科目として 4 単位の取得が修了要件とされており、学生への積極的な学びを促している。そして、令和元(2019)年の紀要第 6 号では「リーダーシップと人間学」とのテーマを設けて、起業家や組織のリーダーに求められる人間力やそのための徳育について積極的に社会に向けて発信している。なお、令和 2(2020)年入学対象者アンケートによると、本学を選択した理由のうち「授業を通しての優れたリーダーとしての人間形成」を挙げた割合が全体の約 7 割と 2 番目に多く（複数回答可）、本学の特長として広く認知されると共に、入学後の受講でも高い満足度が示されている。このように、『人間学』教育は本学の大きな特色ある教育活動であると言える。

### 2. 社会人学生の様々なニーズに対応する演習科目の設置

本学は研究指導、修士論文審査を必須としない専門職大学院の特徴を活かして、社会人学生の幅広いニーズに対応し得る必修の「演習科目」として、「事業計画演習」、「組織変革演習」、「修論ゼミ」という 3 種の科目を設定している。いずれも講義動画の視聴を中心とする一方的な受講ではなく、少人数でのゼミ形式で、現地参加と Web 参加を自由に選択できる対面授業によって、指導教員とゼミの学生、また学生同士の討議、意見交換を通じ学修が行われる（現状では、COVID-19 の対策として全て同期型の Web 形式での実施）。

「事業計画演習」では、各ゼミ 1 人若しくは 2 人の指導教員の下で、学生が自分で考えるテーマによる実現可能性の高い事業計画を作り上げる。「組織変革演習」では、所属する会社、組織の変革プラン・改革プランを作成し、立案したプランを実践してその結果の確認までを行う。「修論ゼミ」でも多くの学生は現在の仕事に関連するテーマを設定するように、自分自身の希望に合った実践的な取組みを可能としている。また、いずれの演習でも中間報告と最終報告の 2 回のプレゼンテーションを行い、学内外の講評者から様々な視点でのフィードバックを受けることができる。

このように、本学は、社会人が実践的な経営学を学ぶ大学院として、様々な居住地、属性、目的を持つ学生がそれぞれのニーズに合ったテーマで取り組むことができる「演習科目」を設置している。この密度の濃い「演習科目」も本学の特色ある教育活動として挙げることができる。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                            | 該当<br>基準項目        |
|---------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 83 条  | ○        | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 3 条及び「SBI 大学院大学学則」第 1 条に規定している。                                 | 1-1               |
| 第 85 条  | ○        | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 4 条及び「SBI 大学院大学学則」第 2 条で規定の通り、専門職大学院の課程として、経営管理研究科を設置している。      | 1-2               |
| 第 87 条  | －        | 大学院大学であり、学部を持たないため該当しない。                                                           | 3-1               |
| 第 88 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 40 条で規定している。                                                        | 3-1               |
| 第 89 条  | －        | 大学院大学であり、学部を持たないため該当しない。                                                           | 3-1               |
| 第 90 条  | －        | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                        | 2-1               |
| 第 92 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 9 条～12 条、および、「教員選考規程」第 3 条～第 6 条で規定している。                            | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 93 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 13 条で「研究科委員会」として規定している。                                             | 4-1               |
| 第 104 条 | ○        | 大学院大学の専門職大学院であり、学校教育法第 104 条 1 項 3 号について、「SBI 大学院大学学則」第 44 条で規定している。               | 3-1               |
| 第 105 条 | －        | 履修証明プログラムは実施していないため、該当しない。                                                         | 3-1               |
| 第 108 条 | －        | 大学院大学であり、短期大学を設置していないため該当しない。                                                      | 2-1               |
| 第 109 条 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 58 条で規定し、「自己点検委員会」が中心となって自己点検及び評価を行い、その結果をホームページの「公開情報」のページに公表している。 | 6-2               |
| 第 113 条 | ○        | 公開授業、紀要のホームページ上での公開、などで教育研究活動の状況を公表している。                                           | 3-2               |
| 第 114 条 | ○        | 事務職員については「SBI 大学院大学学則」第 9 条で定めるとともに「組織規程」及び「事務組織規程」に規定し、配置している。技術職員は配置していない。       | 4-1<br>4-3        |
| 第 122 条 | －        | 大学院大学であり、学部への編入に関する規定は該当しない。                                                       | 2-1               |
| 第 132 条 | －        | 大学院大学であり、学部への編入に関する規定は該当しない。                                                       | 2-1               |

## 学校教育法施行規則

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 4 条 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 2 章～第 4 章及び第 7 章～第 13 章で記載すべき事項はすべて規定されている。但し、通信制であるため、 | 3-1<br>3-2 |

# SBI 大学院大学

|                 |   |                                                                                                                                                                                       |                                 |
|-----------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                 |   | 第 9 号「寄宿舍に関する事項」については、規定していない。                                                                                                                                                        |                                 |
| 第 24 条          | ○ | 大学院大学であり、児童等は在籍していない。但し、学生の学修状況等を記録したデータは保持している。また、求めに応じて必要な修了証明書、成績証明書は学長名で発行している。                                                                                                   | 3-2                             |
| 第 26 条<br>第 5 項 | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 51～53 で退学、停学、訓告について規定している。                                                                                                                                             | 4-1                             |
| 第 28 条          | ○ | 次のものを除き備えなければならない表簿は整備され、正しく保管されている。<br>日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌、並びに担任学級、健康診断に関する表簿、往復文書処理簿                                                                  | 3-2                             |
| 第 143 条         | － | 代議員会等を設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                                | 4-1                             |
| 第 146 条         | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 38 条～40 条で規定している。                                                                                                                                                      | 3-1                             |
| 第 147 条         | － | 大学院大学であり、学部卒業の認定に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                         | 3-1                             |
| 第 148 条         | － | 大学院大学であり、学部の修業年限に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                         | 3-1                             |
| 第 149 条         | － | 大学院大学であり、学部の在学期間に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                         | 3-1                             |
| 第 150 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 151 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 152 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 153 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 154 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 161 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 162 条         | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                           | 2-1                             |
| 第 163 条         | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 6 条及び第 7 条で規定している。                                                                                                                                                     | 3-2                             |
| 第 163 条の 2      | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 54 条で規定している。                                                                                                                                                           | 3-1                             |
| 第 164 条         | － | 特別の課程は編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                                | 3-1                             |
| 第 165 条の 2      | ○ | 「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育編成課程・実施の方針）」、「アドミッション・ポリシー（求める学生像）」として定め、ホームページに公表している。                                                                                           | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>6-3 |
| 第 166 条         | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 58 条及び「委員会体制」で規定し、「自己点検委員会」を中心とした体制で行っている                                                                                                                              | 6-2                             |
| 第 172 条の 2      | ○ | 教育研究活動等の状況についてはホームページで公表している。<br>また、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力としては、外部有識者が委員に加わる教育課程連携協議会を設置し、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項について審議している。また、起業家育成を主眼として SBI ホールディングス株式会 | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>5-1 |



## SBI 大学院大学

|         |   |                                                                                                 |     |
|---------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|         |   | 社および SBI グループのベンチャーキャピタルである SBI インベストメント株式会社の協力を得て実施している、「SBI-U ベンチャーチャレンジ」の活動状況をホームページに公表している。 |     |
| 第 173 条 | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 42 条及び 44 条で規定している。修了を認定された者には学長が学位記を授与している。                                     | 3-1 |
| 第 178 条 | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                     | 2-1 |
| 第 186 条 | － | 大学院大学であり、学部の入学に関する規定は該当しない。                                                                     | 2-1 |

### 大学設置基準

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                 | 該当<br>基準項目        |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 1 条     | ○        | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 3 条（目的）で掲げる通り、教育基本法及び学校教育法、その他の法令に従い、大学を設置するのに必要な最低の基準の維持と更なる向上に努めている。               | 6-2<br>6-3        |
| 第 2 条     | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 1 条に設置の目的及び教育研究上の目的を規定している。                                                              | 1-1<br>1-2        |
| 第 2 条の 2  | ○        | 「入試・教務委員会」が所掌となり、「SBI 大学院大学学則」第 7 章及び「学生選考基準」に則った選考が行われ、「研究科委員会」の審議を経て学長が決定する体制が整っている。                  | 2-1               |
| 第 2 条の 3  | ○        | 「組織規程」及び「別表 1 学校法人 SBI 大学組織機構」で規定の通り、研究科委員会のもとに、教員と職員が 7 つの委員会に所属し適切な役割分担と連携を行う体制が確保され実行されている。          | 2-2               |
| 第 3 条     | －        | 大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。                                                                             | 1-2               |
| 第 4 条     | －        | 大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。                                                                             | 1-2               |
| 第 5 条     | －        | 大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。                                                                             | 1-2               |
| 第 6 条     | －        | 大学院大学であり、学部の組織に関する規定は該当しない。                                                                             | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第 7 条     | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 9 条～第 12 条で規定された教員を「教員選考規程」に則り採用している。また、実務家教員を一定数配置することで、専門職大学院として授与する学位と分野に応じたものとなっている。 | 3-2<br>4-2        |
| 第 10 条    | ○        | 必修科目の担当教員は専任の教授が担当している。また、演習科目である「事業計画演習」、「組織変革演習」、「修論ゼミ」については、必要に応じて副担当教員を配置している。                      | 3-2<br>4-2        |
| 第 10 条の 2 | ○        | 6 単位以上の授業科目を担当する専任の実務家教員についても、「研究科委員会」及び各委員会に属し、教育課程の編成に責任を負っている。                                       | 3-2               |
| 第 11 条    | －        | 授業を担当しない教員は配置していない。                                                                                     | 3-2               |

# SBI 大学院大学

|           |   |                                                                                                                                                                                   |            |
|-----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|           |   |                                                                                                                                                                                   | 4-2        |
| 第 12 条    | ○ | すべての専任教員が、本学のみの専任教員である。                                                                                                                                                           | 3-2<br>4-2 |
| 第 13 条    | ○ | 6 単位以上担当する専任教員は 13 名で規定を満たしている（収容定員：120 名）。                                                                                                                                       | 3-2<br>4-2 |
| 第 13 条の 2 | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 14 条で学長は理事会で選考されることが規定されている。なお、令和 3(2020)年 4 月に学長に就任した藤原 洋は、人間学を特長とする本学に於いて、開学時より副学長として学長であった北尾 吉孝を補佐すると共に、産業界に於いても IT、テクノロジーの第一人者であり、人格、学識共に優れ、大学運営に関し識見を有する者である。 | 4-1        |
| 第 14 条    | ○ | 大学院大学であり、学部の教授の資格に関する規定は該当しないが、「教員選考規程」に則り、採用、任命している。                                                                                                                             | 3-2<br>4-2 |
| 第 15 条    | ○ | 大学院大学であり、学部の准教授の資格に関する規定は該当しないが、「教員選考規程」に則り、採用、任命している。                                                                                                                            | 3-2<br>4-2 |
| 第 16 条    | ○ | 大学院大学であり、学部の講師の資格に関する規定は該当しないが、「教員選考規程」に則り、採用、任命している。                                                                                                                             | 3-2<br>4-2 |
| 第 16 条の 2 | － | 助教は設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                               | 3-2<br>4-2 |
| 第 17 条    | － | 助手は設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                               | 3-2<br>4-2 |
| 第 18 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 49 条で収容定員は定められており、教育にふさわしい環境の確保を維持し適正に管理している。                                                                                                                      | 2-1        |
| 第 19 条    | ○ | 大学院大学であり、学部の教育課程の編成方針に関する規定は該当しないが、カリキュラム・ポリシーに則った編成を行っている。                                                                                                                       | 3-2        |
| 第 19 条の 2 | － | 連携開設科目は設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                           | 3-2        |
| 第 20 条    | ○ | 「授業科目に関する規程」で規定しており、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」に分類し、配当年次を定めている。                                                                                                                        | 3-2        |
| 第 21 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 34 条で規定されている。                                                                                                                                                      | 3-1        |
| 第 22 条    | － | 通信制の大学院大学であり、授業を行う期間に関する規定は該当しないが大学通信教育設置基準第 4 条に定めるに従い、授業は年間を通じて適切に行っている。                                                                                                        | 3-2        |
| 第 23 条    | － | 通信制の大学院大学であり、授業を行う期間に関する規定は該当しないが大学通信教育設置基準第 4 条に定めるに従い、年間を通じて行っている。                                                                                                              | 3-2        |
| 第 24 条    | － | 通信制の大学院大学であり、原則として学生数や施設の制限を受けることは原則としてないが、対面授業時や科目の性質、講義方法などにより適正な人数となるよう考慮している。                                                                                                 | 2-5        |
| 第 25 条    | ○ | 通信制の大学院大学であり、高度なメディア利用による授業を中                                                                                                                                                     | 2-2        |

# SBI 大学院大学

|           |   |                                                                                                                                   |                   |
|-----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|           |   | 心に行うと共に、対面授業を一部で取り入れることで効果的な学修効果を創出している。                                                                                          | 3-2               |
| 第 25 条の 2 | ○ | 「オリエンテーション資料」で開講スケジュールを公開すると共に、「SBI 大学院大学学則」第 9 章及び第 10 章、各科目のシラバスにより、学修の成果に係る評価及び卒業の認定について学生に明示している。                             | 3-1               |
| 第 25 条の 3 | ○ | 「FD・SD 委員会」より、年 2 回（春学期、秋学期終了前）全科目について学生に「授業評価アンケート」を行い、結果を「研究科委員会」に報告すると共に審議する。また、各教員は改善策を提出するほか、他の教員の講義を閲覧するなど常に見直しを図る体制を整えている。 | 3-2<br>3-3<br>4-2 |
| 第 26 条    | － | 通信制の大学院大学であり、授業はインターネットで行っているため、昼夜開講制は該当しない。                                                                                      | 3-2               |
| 第 27 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 34 条及び 35 条で、単位を与えることを規定している。                                                                                      | 3-1               |
| 第 27 条の 2 | ○ | 「履修規程」第 2 条で履修科目として登録することができる単位数の上限を規定している。また、「SBI 大学院大学学則」第 36 条で、上限を超えて履修科目の登録を認めることが規定されている。                                   | 3-2               |
| 第 27 条の 3 | ○ | 「SBI 大学院大学」第 38 条で、入学前の既修得単位等の認定について規定している。                                                                                       | 3-1               |
| 第 28 条    | － | 大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当しない。                                                                                                       | 3-1               |
| 第 29 条    | － | 大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当しない。                                                                                                       | 3-1               |
| 第 30 条    | － | 大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当しない。                                                                                                       | 3-1               |
| 第 30 条の 2 | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 3 条及び「長期履修学生規程」で規定されている。                                                                                           | 3-2               |
| 第 31 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 54 条及び「科目等履修生規程」で規定され、教育に支障のない範囲で受入れている。                                                                           | 3-1<br>3-2        |
| 第 32 条    | － | 大学院大学であり、学部の卒業に関する規定は該当しない。                                                                                                       | 3-1               |
| 第 33 条    | － | 大学院大学であり、学部の卒業に関する規定は該当しない。                                                                                                       | 3-1               |
| 第 34 条    | － | 大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため校地に関する規定は該当しない。                                                                           | 2-5               |
| 第 35 条    | － | 大学院大学であり、学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため運動場に関する規定は該当しない。                                                                          | 2-5               |
| 第 36 条    | ○ | 組織及び規模に応じた校舎等施設を備えている。                                                                                                            | 2-5               |
| 第 37 条    | － | 学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため校地の面積に関する規定は該当しない。                                                                                 | 2-5               |
| 第 37 条の 2 | － | 学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外に該当するため校地の面積に関する規定は該当しない。                                                                                 | 2-5               |
| 第 38 条    | ○ | 規定の通り、図書等の資料及び図書館を備えている。                                                                                                          | 2-5               |

# SBI 大学院大学

|               |   |                                                                                                                                                                           |            |
|---------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 39 条        | － | 該当する学部・学科を設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                | 2-5        |
| 第 39 条の 2     | － | 該当する学部・学科を設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                | 2-5        |
| 第 40 条        | － | 設置する「経営管理研究科」では、機械、器具及び標本は不要なため、該当しない。                                                                                                                                    | 2-5        |
| 第 40 条の 2     | － | 通信制であり、二以上の校地に関する規定は該当しない。                                                                                                                                                | 2-5        |
| 第 40 条の 3     | ○ | 通信制であり、LMS をはじめインターネットでの受講環境の向上に向けた改修、保守等の経費を確保している。                                                                                                                      | 2-5<br>4-4 |
| 第 40 条の 4     | ○ | 「SBI 大学院大学」の名称は、設立母体である SBI グループの企業理念の元、『志あるビジネスパーソンを対象に、日本及び世界の経済・社会に活力をもたらす『有為な人材』を育成する』という建学の精神に基づき設立され“ため” “BI”を冠としていること、また、「経営管理研究科」の名称は「教育研究上の目的」に照らし、相応しいものとなっている。 | 1-1        |
| 第 41 条        | ○ | 「組織規程」及び「事務組織規程」で規定している。                                                                                                                                                  | 4-1<br>4-3 |
| 第 42 条        | ○ | 社会人を対象とした専門職大学院であるため、厚生補導は直接的には該当しないが、「広報・リレーションズ委員会」は学生支援を所掌としており、必要に応じて対応できる体制となっている。                                                                                   | 2-4<br>4-1 |
| 第 42 条の 2     | ○ | 社会人を対象とした専門職大学院であるため、社会的及び職業的自立は直接的には該当しないが、「広報・リレーションズ委員会」は同窓会との連携や発展支援を所掌としており、必要に応じて対応できる体制となっている。                                                                     | 2-3        |
| 第 42 条の 3     | ○ | 教職員の能力開発の支援を所掌とする「FD・SD 委員会」の計画に基づく学務を中心とした研修、及び SBI グループが行うビジネス全般を中心とした研修の双方で、技能、能力及び資質の向上に努めている。                                                                        | 4-3        |
| 第 42 条の 3 の 2 | － | 設置は「経営管理研究科」のみであるため、「学部等連係課程実施基本組織」に相当するものはなく、該当しない。                                                                                                                      | 3-2        |
| 第 43 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 3-2        |
| 第 44 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 3-1        |
| 第 45 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 3-1        |
| 第 46 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 3-2<br>4-2 |
| 第 47 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 2-5        |
| 第 48 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 2-5        |
| 第 49 条        | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                                                                                                                   | 2-5        |
| 第 49 条の 2     | － | 大学院大学であり、工学に関する学部に関する規定は該当しない。                                                                                                                                            | 3-2        |
| 第 49 条の 3     | － | 大学院大学であり、工学に関する学部に関する規定は該当しない。                                                                                                                                            | 4-2        |
| 第 49 条の 4     | － | 大学院大学であり、工学に関する学部に関する規定は該当しない。                                                                                                                                            | 4-2        |

## SBI 大学院大学

|        |   |                                |                   |
|--------|---|--------------------------------|-------------------|
| 第 57 条 | － | 外国に学部、学科その他の組を設けていないため、該当しない。  | 1-2               |
| 第 58 条 | ○ | 大学院大学であり、この規定に従っている。           | 2-5               |
| 第 60 条 | － | 新たに大学等を設置したこと、また予定もないため、該当しない。 | 2-5<br>3-2<br>4-2 |

### 学位規則

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                      | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|------------------------------|------------|
| 第 2 条     | －        | 専門職大学院であり、該当しない。             | 3-1        |
| 第 10 条    | ○        | 「学位規則」で「専門職修士」を付記すると規定されている。 | 3-1        |
| 第 10 条の 2 | －        | 「共同教育課程」を編成していないため、該当しない。    | 3-1        |
| 第 13 条    | ○        | 「学位規則」で規定し、文部科学大臣に報告している。    | 3-1        |

### 私立学校法

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                               | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 24 条    | ○        | 本学の建学の精神や独自の教育を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立する共に「学校法人 SBI 大学寄附行為」でその運営の透明性の確保を図るよう規定され、運営している。             | 5-1        |
| 第 26 条の 2 | ○        | 特別の利益供与の禁止については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 16 条 13 項、第 18 条 3 項、第 20 条 12 項で規定されており、遵守している。                   | 5-1        |
| 第 33 条の 2 | ○        | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 36 条で備置きと閲覧について定めており、データを学内のファイルサーバに保存すると共にホームページで公表しており、閲覧に供している。                 | 5-1        |
| 第 35 条    | ○        | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 5 条で理事 5 名以上 7 名以内、監事 2 名を置くと規定され、現在、理事 5 名、監事 2 名が就任している。また、理事である北尾 吉孝が理事長となっている。 | 5-2<br>5-3 |
| 第 35 条の 2 | ○        | 学校法人と役員の関係については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 17 条で規定され、定めに従っている。                                                | 5-2<br>5-3 |
| 第 36 条    | ○        | 理事会については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 16 条で規定され、定めに従い定期的に開催されている。                                               | 5-2        |
| 第 37 条    | ○        | 理事長、常務理事、理事の職務については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 11 条～第 14 条で、監事の職務については、第 15 条で規定され、定めに従っている。                  | 5-2<br>5-3 |
| 第 38 条    | ○        | 理事の選任については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 6 条で、監事の選任については、第 7 条で規定され、定めに従っている。                                    | 5-2        |
| 第 39 条    | ○        | 監事の兼職禁止については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 7 条                                                                   | 5-2        |

# SBI 大学院大学

|           |   |                                                                                   |                   |
|-----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|           |   | で規定され、定めに従っている。                                                                   |                   |
| 第 40 条    | ○ | 役員の補充については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 9 条で規定され、定めに従っている。                                  | 5-2               |
| 第 41 条    | ○ | 評議員会については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 20 条で規定され、定めに従い定期的に開催されている。                          | 5-3               |
| 第 42 条    | ○ | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 22 条で規定され、理事長は定めに従っている。                                        | 5-3               |
| 第 43 条    | ○ | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 23 条で規定され、評議員会は定めに従っている。                                       | 5-3               |
| 第 44 条    | ○ | 評議員の選任については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 24 条で規定され、定めに従っている。                                | 5-3               |
| 第 44 条の 2 | ○ | 役員の学校法人に対する損害賠償責任については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 19 条で規定されていると共に、第 55 回理事会において説明がなされている。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 3 | ○ | 役員の第三者に対する損害賠償責任については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 19 条で規定されていると共に、第 55 回理事会において説明がなされている。  | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 4 | ○ | 役員の連帯責任については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 19 条で規定されていると共に、第 55 回理事会において説明がなされている。           | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 5 | ○ | 一般社団・財団法人法の規定の準用を遵守している。                                                          | 5-2<br>5-3        |
| 第 45 条    | ○ | 寄附行為の変更については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 44 条で規定され、定めに従い所轄庁に届け出、認可を受けている。                  | 5-1               |
| 第 45 条の 2 | ○ | 事業計画及び事業に関する中期的な計画は「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 33 条で規定され、中期的な計画は 5 年ごとに編成している。             | 1-2<br>5-4<br>6-3 |
| 第 46 条    | ○ | 決算については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 35 条で規定され、理事長は定めに従っている。                                | 5-3               |
| 第 47 条    | ○ | 財産目録については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 36 条で規定され、定めに従っている。                                  | 5-1               |
| 第 48 条    | ○ | 「役員報酬規程」で規定されている。                                                                 | 5-2<br>5-3        |
| 第 49 条    | ○ | 会計年度は「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 40 条で規定し、定めに従っている。                                        | 5-1               |
| 第 63 条の 2 | ○ | 情報の公表については、「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 37 条で規定し、定めに従っている。                                  | 5-1               |

## 学校教育法（大学院関係）

# SBI 大学院大学

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                          | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|--------------------------------------------------|------------|
| 第 99 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 1 条、第 15 条及び「教育課程連携協議会規程」で規定している。 | 1-1        |
| 第 100 条 | ○        | 「学校法人 SBI 大学寄附行為」第 4 条で規定の通り、「経営管理研究科」を設置している。   | 1-2        |
| 第 102 条 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 19 条で規定され、定めに従っている。               | 2-1        |

## 学校教育法施行規則（大学院関係）

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|----------------------------------------|------------|
| 第 155 条 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 20 条で規定され、定めに従っている。     | 2-1        |
| 第 156 条 | －        | 博士後期課程は設置しておらず、該当しない。                  | 2-1        |
| 第 157 条 | ○        | 大学院大学であり、学校教育法第百二条第二項の規定によらないため、該当しない。 | 2-1        |
| 第 158 条 | －        | 大学院大学であり、学校教育法第百二条第二項の規定によらないため、該当しない。 | 2-1        |
| 第 159 条 | －        | 大学院大学であり、学校教育法第百二条第二項の規定によらないため、該当しない。 | 2-1        |
| 第 160 条 | －        | 大学院大学であり、学校教育法第百二条第二項の規定によらないため、該当しない。 | 2-1        |

## 大学院設置基準

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                          | 該当<br>基準項目 |
|----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 1 条    | ○        | 基準に則り設置していると共に、その水準の向上を図ることに努めている。                                                               | 6-2<br>6-3 |
| 第 1 条の 2 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 1 条に規定している。                                                                       | 1-1<br>1-2 |
| 第 1 条の 3 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 7 章及び「学生選考基準」に規定し、定めに従っている。                                                       | 2-1        |
| 第 1 条の 4 | ○        | 「組織規程」及び「別表 1 学校法人 SBI 大学組織機構」で規定の通り、「研究科委員会」のもとに、教員と職員が 7 つの委員会に所属し適切な役割分担と連携を行う体制が確保され実行されている。 | 2-2        |
| 第 2 条    | ○        | 専門職大学院の課程を設置している。                                                                                | 1-2        |
| 第 2 条の 2 | ○        | 専ら夜間において教育を行う課程は設置していない。ただし、通信制の大学院大学であり、インターネットを利用して 24 時間、365 日学修することが可能であること、また社会人を対象としている    | 1-2        |

# SBI 大学院大学

|          |   |                                                                                                                                                         |                   |
|----------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|          |   | ため、夜間に教育を行うことがある。                                                                                                                                       |                   |
| 第 3 条    | ○ | 『経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。』ことを目的とし、2 年の修業年限を設置している。 | 1-2               |
| 第 4 条    | － | 博士課程は設置しておらず、該当しない。                                                                                                                                     | 1-2               |
| 第 5 条    | ○ | 専攻の種類、教員数とも適当な規模内容を有するものとなっている。                                                                                                                         | 1-2               |
| 第 6 条    | ○ | 教育上適当と認められるため、1 個の専攻を設置している。                                                                                                                            | 1-2               |
| 第 7 条    | ○ | 附置していた「SBI 大学院大学金融研究所」は 2021 年 4 月に SBI ホールディングス株式会社が設置する新法人(SBI 金融経済研究所(株))に移管されたが、理事会及び法人事務局の基に引き続き連携を保つ。                                             | 1-2               |
| 第 7 条の 2 | － | 「共同教育課程」と「国際連携教育課程」は編成しておらず、該当しない。                                                                                                                      | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第 7 条の 3 | － | 研究科以外の基本組織は設置しないため、該当しない。                                                                                                                               | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第 8 条    | ○ | 研究科、学位、専攻に応じた必要な教員を設置している。なお二以上の校地については、保有しないため、該当しない。                                                                                                  | 3-2<br>4-2        |
| 第 9 条    | ○ | 「教員選考規程」に則り定められた資格を有する教員を、定められた数設置している。                                                                                                                 | 3-2<br>4-2        |
| 第 10 条   | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 49 条に定めた収容定員は適正であり、通信制の教育機関として、教育研究にふさわしい環境を確保している。                                                                                      | 2-1               |
| 第 11 条   | ○ | 「授業科目に関する規程」で規定しており、7 つの科目区分及び「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」に分類し、体系的に教育課程を編成すると共に、高度の専門的知識及び能力を修得し、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう努めている。                               | 3-2               |
| 第 12 条   | ○ | 授業科目の授業及び研究指導によって教育を行っている。                                                                                                                              | 2-2<br>3-2        |
| 第 13 条   | ○ | 第 9 条に規定する教員が指導を行っており、2 項は認めていない。                                                                                                                       | 2-2<br>3-2        |
| 第 14 条   | ○ | 通信制の大学院大学であり、インターネットを利用して 24 時間、365 日学修することが可能であること、また社会人を対象としているため、夜間及び休日に教育を行うことがある。                                                                  | 3-2               |



# SBI 大学院大学

|           |   |                                                                                                                                                                                                |                          |
|-----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 第 14 条の 2 | ○ | 「オリエンテーション資料」で開講スケジュールを公開すると共に、各科目のシラバスにより授業及び研究指導の方法及び内容を明示している。また学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定は「SBI 大学院大学学則」第 9 章、第 10 章及び「修了要件に係る課題の成績評価基準」で明示している。                                              | 3-1                      |
| 第 14 条の 3 | ○ | 「FD・SD 委員会」より、年 2 回（春学期、秋学期終了前）全科目について学生に「授業評価アンケート」を行い、結果を「研究科委員会」に報告すると共に審議する。また、各教員はアンケートでの指摘に対して改善策を提出するほか、他の教員の講義を閲覧するなど常に見直しを図る体制を整えている。                                                 | 3-3<br>4-2               |
| 第 15 条    | ○ | 本条で規定する内容及び、専門職大学院設置基準において該当する規程に従っている。                                                                                                                                                        | 2-2<br>2-5<br>3-1<br>3-2 |
| 第 16 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 42 条で規定されている。                                                                                                                                                                   | 3-1                      |
| 第 17 条    | － | 博士課程を設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                                          | 3-1                      |
| 第 19 条    | ○ | 教育研究に必要な専用の施設を設置している。                                                                                                                                                                          | 2-5                      |
| 第 20 条    | － | 専攻の種類から、機械、器具及び標本は必要ないため、設置していない。                                                                                                                                                              | 2-5                      |
| 第 21 条    | ○ | 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。                                                                                                                                                     | 2-5                      |
| 第 22 条    | － | 学部は設置しておらず、大学附置の研究所の施設及び設備も設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                    | 2-5                      |
| 第 22 条の 2 | － | 二以上の校地を設置していないため、該当しない。                                                                                                                                                                        | 2-5                      |
| 第 22 条の 3 | ○ | 通信制であるため、LMS をはじめインターネットでの受講環境の向上に向けた改修、保守等の経費を確保している。                                                                                                                                         | 2-5<br>4-4               |
| 第 22 条の 4 | ○ | 教育研究上の目的は『経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。』であり、研究科名「経営管理研究科」、専攻名「アントレプレナー専攻」は教育研究上の目的にふさわしいものである。 | 1-1                      |
| 第 23 条    | ○ | 独立大学院として、研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有している。                                                                                                                                           | 1-1<br>1-2               |
| 第 24 条    | ○ | 独立大学院として、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。                                                                                                                                                       | 2-5                      |
| 第 25 条    | ○ | 通信教育を行う専門職学位課程のみ設置している。                                                                                                                                                                        | 3-2                      |
| 第 26 条    | ○ | 通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるた                                                                                                                                                                   | 3-2                      |

# SBI 大学院大学

|           |   |                                                                                                    |                   |
|-----------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|           |   | め、通信教育を行っている。                                                                                      |                   |
| 第 27 条    | － | 昼間又は夜間において授業を行う大学院ではないため、該当しない。                                                                    | 3-2<br>4-2        |
| 第 28 条    | ○ | 大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条から第五条までの規定を準用し、「SBI 大学院大学学則」第 9 章で規定し、定めに従っている。                      | 2-2<br>3-1<br>3-2 |
| 第 29 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 33 条で規定し、定めに従っている。                                                                  | 2-5               |
| 第 30 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 33 条、「ティーチング・アシスタント実施規程」、「ラーニングスタッフ実施規程」に規定し、定めに従っている。                              | 2-2<br>3-2        |
| 第 30 条の 2 | － | 二以上の研究科を設置していないため、該当しない。                                                                           | 3-2               |
| 第 31 条    | － | 二以上の大学院を設置していないため、該当しない。                                                                           | 3-2               |
| 第 32 条    | － | 構成大学院を設置していないため、該当しない。                                                                             | 3-1               |
| 第 33 条    | － | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                                                                            | 3-1               |
| 第 34 条    | － | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                                                                            | 2-5               |
| 第 34 条の 2 | － | 工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。                                                                        | 3-2               |
| 第 34 条の 3 | － | 工学（工学分野の連続性に配慮した教育課程）を設置していないため、該当しない。                                                             | 4-2               |
| 第 42 条    | － | 本学は学部を持たない独立大学院であるが、大学院の事務を遂行するために「SBI 大学院大学学則」、「組織規程」及び「事務組織規程」に事務組織について定め、設置している。                | 4-1<br>4-3        |
| 第 42 条の 2 | － | 博士課程を設置していないため、該当しない。                                                                              | 2-3               |
| 第 42 条の 3 | ○ | 「SBI 大学院大学学則」「授業料減免規程」で規定し、ホームページ及び LMS で公表している。                                                   | 2-4               |
| 第 43 条    | ○ | 教職員の能力開発の支援を所掌とする「FD・SD 委員会」の計画に基づく学務を中心とした研修、及び SBI グループが行うビジネス全般を中心とした研修の双方で、技能、能力及び資質の向上に努めている。 | 4-3               |
| 第 45 条    | － | 外国に研究科、専攻その他の組織を設置していないため、該当しない。                                                                   | 1-2               |
| 第 46 条    | － | 新たに大学院及び研究科等を設置したことはなく、今後も予定していない。                                                                 | 2-5<br>4-2        |

## 専門職大学院設置基準

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 1 条 | ○        | 専門職大学院設置基準を遵守しており、また、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めている。 | 6-2<br>6-3 |

# SBI 大学院大学

|           |   |                                                                                                                                                            |                   |
|-----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 2 条     | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 1 条で、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを規定し、また修業年限については、同第 3 条で 2 年と規定している。                                                              | 1-2               |
| 第 3 条     | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 3 条で修業年限を 5 年まで延長することができる」と規定している。なお、早期修了制度は設けていない。                                                                                         | 3-1               |
| 第 4 条     | ○ | 教育上必要な教員を配置している。                                                                                                                                           | 3-2<br>4-2        |
| 第 5 条     | ○ | 担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、必要数以上に設置している。                                                                                                         | 3-2<br>4-2        |
| 第 6 条     | ○ | 教育課程連携協議会を設置し、意見を聴取しながら教育課程を編成している。                                                                                                                        | 3-2               |
| 第 6 条の 2  | ○ | 外部委員 3 名、内部委員 2 名による教育課程連携協議会を設置している。                                                                                                                      | 3-2               |
| 第 6 条の 3  | － | 連携開設科目は設置していないため、該当しない。                                                                                                                                    | 3-2               |
| 第 7 条     | ○ | e ラーニングで行う授業をメインとし、科目内容に即した適正な学生数となるよう運営している。                                                                                                              | 2-5               |
| 第 8 条     | ○ | e ラーニングで行う授業をメインとし、多様なメディアを高度に利用すると共に対面授業や演習を取り入れ、専攻分野に関して、当該効果が認められる実践的な教育を行っている。                                                                         | 2-2<br>3-2        |
| 第 9 条     | ○ | e ラーニングを中心に授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準の規定を踏まえて適切に実際されている                                                                                               | 2-2<br>3-2        |
| 第 10 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」、「履修規程」、「シラバス」、により、授業の方法や計画や修了認定の基準を明示している。                                                                                                   | 3-1               |
| 第 11 条    | ○ | 教職員の能力開発や質の向上を所掌とする「FD・SD 委員会」が計画し、組織的に研修や研究を実施している。                                                                                                       | 3-2<br>3-3<br>4-2 |
| 第 12 条    | ○ | 「履修規程」第 2 条により、履修できる単位の上限を、1 年間当たり 26 単位、1 学期当たり 13 単位と規定している。                                                                                             | 3-2               |
| 第 12 条の 2 | － | 連携開設科目は設置していないため、該当しない。                                                                                                                                    | 3-1               |
| 第 13 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 39 条で 17 単位を超えない（修了要件 34 単位なので 1/2 を超えない）と規定している。                                                                                           | 3-1               |
| 第 14 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 37 条～第 39 条で、入学する前に大学院において修得した単位を入学した後に修得したものとみなすことができる」と規定している。また、認定できる単位数については第 40 条で 17 単位を超えないと規定しており、二分の一を超えないものとなっている。（修了要件は 34 単位以上） | 3-1               |
| 第 15 条    | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 42 条で 2 年以上の在学および修了要件 34 単位以上と規定している。                                                                                                       | 3-1               |

# SBI 大学院大学

|        |   |                                                                                    |                                        |
|--------|---|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 第 16 条 | ○ | 「SBI 大学院大学学則」第 40 条で規定している。                                                        | 3-1                                    |
| 第 17 条 | ○ | 通信制の専門職大学院であり、経営管理に関する高度専門職業人を養成する目的に照らし、十分な教育効果をあげることができると思われる施設及び設備その他諸条件を備えている。 | 1-2<br>2-2<br>2-5<br>3-2<br>4-2<br>4-3 |
| 第 18 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 1-2<br>3-1<br>3-2                      |
| 第 19 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 2-1                                    |
| 第 20 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 2-1                                    |
| 第 21 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 22 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 23 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 24 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 25 条 | － | 法科大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 26 条 | － | 教職大学院でないため、該当しない。                                                                  | 1-2<br>3-1<br>3-2                      |
| 第 27 条 | － | 教職大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 28 条 | － | 教職大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 29 条 | － | 教職大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 30 条 | － | 教職大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-1                                    |
| 第 31 条 | － | 教職大学院でないため、該当しない。                                                                  | 3-2                                    |
| 第 32 条 | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                            | 3-2                                    |
| 第 33 条 | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                            | 3-1                                    |
| 第 34 条 | － | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                                            | 3-1                                    |
| 第 42 条 | ○ | 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準の定めを遵守している。         | 6-2<br>6-3                             |

## 学位規則（大学院関係）

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                     | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|---------------------------------------------|------------|
| 第 3 条 | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 44 条及び「学位規則」第 3 条により規定されている。 | 3-1        |
| 第 4 条 | －        | 博士課程は編成していないため、該当しない。                       | 3-1        |
| 第 5 条 | ○        | 「修了要件に係る課題の成績評価基準」で、事業計画演習の最終報              | 3-1        |

# SBI 大学院大学

|        |   |                                        |     |
|--------|---|----------------------------------------|-----|
|        |   | 告において、必要に応じて外部有識者を招聘して審査を行うことが規定されている。 |     |
| 第 12 条 | － | 博士の学位を授与しないため、該当しない。                   | 3-1 |

## 大学通信教育設置基準

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                       | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 1 条  | ○        | 通信制の大学院大学であり、通信教育を行うに当たり、設置基準より低下した状態になっていないことはもとより、その水準の向上を図っている。            | 6-2<br>6-3 |
| 第 2 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 1 条及び第 2 条で規定の通り、「経営管理研究科」を設置しており、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野である。 | 3-2        |
| 第 3 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 33 条に規定している。                                                   | 2-2<br>3-2 |
| 第 4 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 4 章で規定すると共に、詳細なスケジュールは「オリエンテーション資料」で公開している。                    | 3-2        |
| 第 5 条  | ○        | 「SBI 大学院大学学則」第 34 条で規定している。                                                   | 3-1        |
| 第 6 条  | －        | 大学院大学であり、大学の卒業要件は該当しない。                                                       | 3-1        |
| 第 7 条  | －        | 大学院大学であり、大学以外の教育施設等における学修は該当しない。                                              | 3-1        |
| 第 9 条  | －        | 大学院大学であり通信による教育を行う学部ではないため、該当しない。                                             | 3-2<br>4-2 |
| 第 10 条 | －        | 大学院大学であり、通信教育学部を置く大学ではないため該当しない。                                              | 2-5        |
| 第 11 条 | －        | 大学院大学であり、通信教育学部のみを置く大学ではないため該当しない。                                            | 2-5        |
| 第 12 条 | ○        | 「組織規程」に規定され、円滑に処理されている。                                                       | 2-2<br>3-2 |
| 第 13 条 | ○        | 大学設置基準に準拠し、遵守している。                                                            | 6-2<br>6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「－」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## Ⅶ. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

| コード      | タイトル                              | 備考   |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】   | 認証評価共通基礎データ                       |      |
| 【表 F-1】  | 理事長名、学長名等                         |      |
| 【表 F-2】  | 附属校及び併設校、附属機関の概要                  | 該当なし |
| 【表 F-3】  | 外部評価の実施概要                         |      |
| 【表 2-1】  | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）               | 該当なし |
| 【表 2-2】  | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）              |      |
| 【表 2-3】  | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）      |      |
| 【表 2-4】  | 就職相談室等の状況                         |      |
| 【表 2-5】  | 就職の状況（過去 3 年間）                    |      |
| 【表 2-6】  | 卒業後の進路先の状況（前年度実績）                 |      |
| 【表 2-7】  | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）   |      |
| 【表 2-8】  | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）              | 該当なし |
| 【表 2-9】  | 学生相談室、保健室等の状況                     |      |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要（図書館除く）                    | 該当なし |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況                          |      |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況                        | 該当なし |
| 【表 3-1】  | 授業科目の概要                           |      |
| 【表 3-2】  | 成績評価基準                            |      |
| 【表 3-3】  | 修得単位状況（前年度実績）                     |      |
| 【表 3-4】  | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）     |      |
| 【表 4-1】  | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率              |      |
| 【表 4-2】  | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）  |      |
| 【表 5-1】  | 財務情報の公表（前年度実績）                    |      |
| 【表 5-2】  | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）            |      |
| 【表 5-3】  | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）               | 該当なし |
| 【表 5-4】  | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）                |      |
| 【表 5-5】  | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） |      |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

| コード      | タイトル                     |    |
|----------|--------------------------|----|
|          | 該当する資料名及び該当ページ           | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為（紙媒体）                |    |
|          | 学校法人 SBI 大学寄附行為          |    |
| 【資料 F-2】 | 大学案内                     |    |
|          | パンフレット                   |    |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則（紙媒体）          |    |
|          | SBI 大学院大学学則              |    |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱           |    |
|          | 2021 年度秋学期 募集要項          |    |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧                     |    |
|          | 2021 年度春学期 入学オリエンテーション資料 |    |
| 【資料 F-6】 | 事業計画書                    |    |

# SBI 大学院大学

|           |                                                                        |  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|--|
|           | 経営改善計画<br>経営改善計画 財務計画表                                                 |  |
| 【資料 F-7】  | 事業報告書                                                                  |  |
|           | 事業報告書 (2021 年度)                                                        |  |
| 【資料 F-8】  | アクセスマップ、キャンパスマップなど                                                     |  |
|           | 交通アクセス                                                                 |  |
|           | 泉ガーデンタワーへのアクセス                                                         |  |
|           | 校舎レイアウト<br>泉ガーデンタワー21 階フロア図                                            |  |
| 【資料 F-9】  | 法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)                                               |  |
|           | SBI 大学院大学 規程集                                                          |  |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 |  |
|           | 理事会、評議員会開催状況 (2020 年度)                                                 |  |
|           | 理事、監事、評議員一覧                                                            |  |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)                                 |  |
|           | 財務計算に関する書類 (2016 年度から 2020 年度)                                         |  |
|           | 監事監査報告書 (2016 年度から 2020 年度)                                            |  |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス (電子データ)                                                      |  |
|           | 2021 年度春学期シラバス一覧                                                       |  |
| 【資料 F-13】 | 三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)                                                     |  |
|           | アドミッション・ポリシー                                                           |  |
|           | カリキュラム・ポリシー                                                            |  |
|           | ディプロマ・ポリシー                                                             |  |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)                                            |  |
|           | 留意事項実施状況報告書                                                            |  |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)                                             |  |
|           | 認証評価結果に対する改善報告書                                                        |  |

## 基準 1. 使命・目的等

| 基準項目                |                                                                                                                                          |               |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                           | 備考            |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 |                                                                                                                                          |               |
| 【資料 1-1-1】          | 教育理念<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal</a> )      |               |
| 【資料 1-1-2】          | SBI 大学院大学とは ( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us</a> )                                      |               |
| 【資料 1-1-3】          | 別表 1 学校法人 SBI 大学組織機構                                                                                                                     |               |
| 【資料 1-1-4】          | 第 150 回 研究科委員会議事録                                                                                                                        |               |
| 【資料 1-1-5】          | 第 56 回 理事会議事録                                                                                                                            |               |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 |                                                                                                                                          |               |
| 【資料 1-2-1】          | 教育理念<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal</a> )      | 【資料 1-1-1】と同じ |
| 【資料 1-2-2】          | SBI 大学院大学とは ( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us</a> )                                      | 【資料 1-1-2】と同じ |
| 【資料 1-2-3】          | 第 150 回 研究科委員会議事録                                                                                                                        |               |
| 【資料 1-2-4】          | 第 56 回 理事会議事録                                                                                                                            | 【資料 1-1-5】と同じ |
| 【資料 1-2-5】          | ホームページで公開している学則<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/outline/report_regulation">https://www.sbi-u.ac.jp/outline/report_regulation</a> ) |               |
| 【資料 1-2-6】          | 第 51 回理事会議事録                                                                                                                             |               |
| 【資料 1-2-7】          | 科目一覧                                                                                                                                     |               |
| 【資料 1-2-8】          | 委員会体制                                                                                                                                    |               |

## 基準 2. 学生

| 基準項目              |                                                                                                                                                                                                          |               |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| コード               | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                                                                                           | 備考            |
| 2-1. 学生の受入れ       |                                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-1-1】        | 教育理念<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal</a> )                                                                      | 【資料 1-1-1】と同じ |
| 【資料 2-1-2】        | 委員会体制                                                                                                                                                                                                    |               |
| 【資料 2-1-3】        | 長期履修学生規程                                                                                                                                                                                                 |               |
| 【資料 2-1-4】        | 企業・団体等推薦概要                                                                                                                                                                                               |               |
| 【資料 2-1-5】        | 論文テーマ一覧（直近 5 期）                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-1-6】        | 学生選考基準                                                                                                                                                                                                   |               |
| 【資料 2-1-7】        | 第 161 回、第 162 回 研究科委員会議事録                                                                                                                                                                                |               |
| 2-2. 学修支援         |                                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-2-1】        | ラーニングスタッフ実施規定                                                                                                                                                                                            |               |
| 【資料 2-2-2】        | サポート窓口一覧                                                                                                                                                                                                 |               |
| 【資料 2-2-3】        | 委員会体制                                                                                                                                                                                                    |               |
| 【資料 2-2-4】        | 修了要件に係る課題の成績評価基準                                                                                                                                                                                         |               |
| 【資料 2-2-5】        | 学生会からの要望と進捗                                                                                                                                                                                              |               |
| 【資料 2-2-6】        | ティーチング・アシスタント実施規定                                                                                                                                                                                        |               |
| 【資料 2-2-7】        | 長期履修学生規程                                                                                                                                                                                                 | 【資料 2-1-3】と同じ |
| 【資料 2-2-8】        | 各種サポート ( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/appli#b-287489">https://www.sbi-u.ac.jp/appli#b-287489</a> )                                                                                                   |               |
| 2-3. キャリア支援       |                                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-3-1】        | 「組織行動学」グループワークレポート                                                                                                                                                                                       |               |
| 【資料 2-3-2】        | 個別面談のご案内                                                                                                                                                                                                 |               |
| 【資料 2-3-3】        | 修了生聴講制度申込履歴                                                                                                                                                                                              |               |
| 【資料 2-3-4】        | SBI-U ベンチャーチャレンジ制度概要                                                                                                                                                                                     |               |
| 2-4. 学生サービス       |                                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-4-1】        | エビデンス集（データ編）表 2-7                                                                                                                                                                                        |               |
| 【資料 2-4-2】        | 教育訓練給付金指定講座<br>( <a href="https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR103Scr01L/SSR103Scr01LSelectShosai.form">https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR103Scr01L/SSR103Scr01LSelectShosai.form</a> ) |               |
| 【資料 2-4-3】        | オリエンテーションサイト メニュー<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/orientation">https://www.sbi-u.ac.jp/orientation</a> )                                                                                           |               |
| 【資料 2-4-4】        | 校舎レイアウト                                                                                                                                                                                                  |               |
| 【資料 2-4-5】        | 学生会からの要望と進捗                                                                                                                                                                                              | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 【資料 2-4-6】        | 個別面談のご案内                                                                                                                                                                                                 | 【資料 2-3-2】と同じ |
| 2-5. 学修環境の整備      |                                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-5-1】        | 学生会からの要望と進捗                                                                                                                                                                                              | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 【資料 2-5-2】        | 安全衛生管理規程                                                                                                                                                                                                 |               |
| 【資料 2-5-3】        | 危機管理規程                                                                                                                                                                                                   |               |
| 【資料 2-5-4】        | 個人情報管理規程                                                                                                                                                                                                 |               |
| 【資料 2-5-5】        | 情報セキュリティ規程及び管理体制                                                                                                                                                                                         |               |
| 【資料 2-5-6】        | SBI グループコンティンジェンシープラン及び附則                                                                                                                                                                                |               |
| 【資料 2-5-7】        | 開講授業科目履修登録者数                                                                                                                                                                                             |               |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 |                                                                                                                                                                                                          |               |
| 【資料 2-6-1】        | 授業に関する学生からの要望と対応                                                                                                                                                                                         |               |
| 【資料 2-6-2】        | 学生会からの要望と進捗                                                                                                                                                                                              | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 【資料 2-6-3】        | 修了生アンケート                                                                                                                                                                                                 |               |
| 【資料 2-6-4】        | 学生からの相談履歴                                                                                                                                                                                                |               |



|            |                                 |  |
|------------|---------------------------------|--|
| 【資料 2-6-5】 | 災害時等における学生及び教職員の安否確認とその後の対応について |  |
|------------|---------------------------------|--|

## 基準 3. 教育課程

| 基準項目                |                                                                                                                                     |               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                      | 備考            |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 |                                                                                                                                     |               |
| 【資料 3-1-1】          | 教育理念<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal</a> ) | 【資料 1-1-1】と同じ |
| 【資料 3-1-2】          | 履修規程                                                                                                                                |               |
| 【資料 3-1-3】          | 修了要件に係る課題の成績評価基準                                                                                                                    |               |
| 【資料 3-1-4】          | SBI 大学院 e ラーニングサイト ご利用の手引き                                                                                                          |               |
| 【資料 3-1-5】          | 第 141 回 研究科委員会議事録                                                                                                                   |               |
| 【資料 3-1-6】          | 評価別集計                                                                                                                               |               |
| 【資料 3-1-7】          | 成績評価に関する異議申立規程                                                                                                                      |               |
| 【資料 3-1-8】          | 第 163 回 研究科委員会議事録                                                                                                                   |               |
| 【資料 3-1-9】          | 修了生判定用資料 1-科目区分別取得単位数・必修履修状況                                                                                                        |               |
| 【資料 3-1-10】         | 修了生判定用資料 2-成績一覧                                                                                                                     |               |
| 3-2. 教育課程及び教授方法     |                                                                                                                                     |               |
| 【資料 3-2-1】          | 教育理念<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal">https://www.sbi-u.ac.jp/a_about_us/educational_ideal</a> ) | 【資料 1-1-1】と同じ |
| 【資料 3-2-2】          | 科目一覧                                                                                                                                | 【資料 1-2-7】と同じ |
| 【資料 3-2-3】          | 科目一覧( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/curriculum">https://www.sbi-u.ac.jp/curriculum</a> )                                         |               |
| 【資料 3-2-4】          | 第 1 回、第 2 回教育課程連携協議会 議事録                                                                                                            |               |
| 【資料 3-2-5】          | 履修規程（第 2 条）                                                                                                                         |               |
| 【資料 3-2-6】          | 授業制作手順説明書                                                                                                                           |               |
| 【資料 3-2-7】          | 授業評価アンケート                                                                                                                           |               |
| 【資料 3-2-8】          | 授業評価アンケートフィードバック                                                                                                                    |               |
| 【資料 3-2-9】          | 事業計画演習勉強会 開催記録                                                                                                                      |               |
| 【資料 3-2-10】         | 学生会からの要望と進捗                                                                                                                         | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 3-3. 学修成果の点検・評価     |                                                                                                                                     |               |
| 【資料 3-3-1】          | 修了要件に係る課題の成績評価基準                                                                                                                    | 【資料 3-1-3】と同じ |
| 【資料 3-3-2】          | 事業計画演習成果報告会評価集計（一部抜粋）                                                                                                               |               |
| 【資料 3-3-3】          | 成績評価一覧（一部抜粋）                                                                                                                        |               |
| 【資料 3-3-4】          | 授業評価アンケート                                                                                                                           | 【資料 3-2-7】と同じ |
| 【資料 3-3-5】          | 学生会からの要望と進捗                                                                                                                         | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 【資料 3-3-6】          | 修了生アンケート                                                                                                                            | 【資料 2-6-3】と同じ |
| 【資料 3-3-7】          | 授業評価アンケートフィードバック                                                                                                                    | 【資料 3-2-8】と同じ |

## 基準 4. 教員・職員

| 基準項目              |                         |    |
|-------------------|-------------------------|----|
| コード               | 該当する資料名及び該当ページ          | 備考 |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 |                         |    |
| 【資料 4-1-1】        | 研究科委員会規程                |    |
| 【資料 4-1-2】        | 研究科長選考規程                |    |
| 【資料 4-1-3】        | 組織規程<br>学校法人 SBI 大学組織機構 |    |
| 【資料 4-1-4】        | 事務組織規程                  |    |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等  |                         |    |

# SBI 大学院大学

|             |                                                                                                                           |               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 【資料 4-2-1】  | 教員一覧<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/curriculum/professorate">https://www.sbi-u.ac.jp/curriculum/professorate</a> ) |               |
| 【資料 4-2-2】  | 教員選考規程                                                                                                                    |               |
| 【資料 4-2-3】  | 客員教授等選考規程                                                                                                                 |               |
| 【資料 4-2-4】  | 教育研究業績書（サンプル 3 件）                                                                                                         |               |
| 【資料 4-2-5】  | 自己点検報告書（サンプル 3 件）                                                                                                         |               |
| 【資料 4-2-6】  | ホームページに公開されている教育研究業績書（小林英幸教授）                                                                                             |               |
| 【資料 4-2-7】  | 教員評価実施規程                                                                                                                  |               |
| 【資料 4-2-8】  | 授業評価アンケート                                                                                                                 | 【資料 3-2-7】と同じ |
| 【資料 4-2-9】  | 教員評価シート                                                                                                                   |               |
| 【資料 4-2-10】 | 委員会体制                                                                                                                     |               |
| 【資料 4-2-11】 | 授業評価アンケートフィードバック                                                                                                          | 【資料 3-2-8】と同じ |
| 【資料 4-2-12】 | 事業計画演習勉強会 開催記録                                                                                                            | 【資料 3-2-9】と同じ |
| 【資料 4-2-13】 | 授業制作手順説明書                                                                                                                 | 【資料 3-2-6】と同じ |
| 4-3. 職員の研修  |                                                                                                                           |               |
| 【資料 4-3-1】  | ラーニングスタッフ OJT 担当（2019 年度～）                                                                                                |               |
| 【資料 4-3-2】  | 委員会体制                                                                                                                     |               |
| 【資料 4-3-3】  | 2020 年度 SD 実施計画及び実績表                                                                                                      |               |
| 【資料 4-3-4】  | 東北大学 教養教育・学生支援機構 大学教育支援センター「10 の PD モジュール」資料                                                                              |               |
| 【資料 4-3-5】  | 研修実施状況管理表（東北大学 教養教育・学生支援機構 大学教育支援センター「10 の PD モジュール」）                                                                     |               |
| 【資料 4-3-6】  | 参加研修資料（サンプル 4 件）                                                                                                          |               |
| 【資料 4-3-7】  | 目標管理シート                                                                                                                   |               |
| 【資料 4-3-8】  | 360 度評価シート                                                                                                                |               |
| 4-4. 研究支援   |                                                                                                                           |               |
| 【資料 4-4-1】  | 六本木ライブラリー                                                                                                                 |               |
| 【資料 4-4-2】  | SBI 大学院大学研究公正規則                                                                                                           |               |
| 【資料 4-4-3】  | SBI 大学院大学研究倫理ガイドライン                                                                                                       |               |
| 【資料 4-4-4】  | SBI 大学院大学 人を対象とする研究倫理ガイドライン                                                                                               |               |
| 【資料 4-4-5】  | 第 161 回 研究科委員会議事録                                                                                                         | 【資料 2-1-7】と同じ |
| 【資料 4-4-6】  | 研究倫理授業                                                                                                                    |               |
| 【資料 4-4-7】  | 剽窃チェックソフトの概要と勉強会の実施概要                                                                                                     |               |
| 【資料 4-4-8】  | SBI 大学院大学研究助成費制度規則                                                                                                        |               |
| 【資料 4-4-9】  | SBI 大学院大学研究費等運営・管理要項                                                                                                      |               |
| 【資料 4-4-10】 | 教育研究業績書（サンプル 3 件）                                                                                                         | 【資料 4-2-4】と同じ |
| 【資料 4-4-11】 | 個人研究費支給基準                                                                                                                 |               |
| 【資料 4-4-12】 | 第 164 回 研究科委員会議事録                                                                                                         |               |
| 【資料 4-4-13】 | 外部資金獲得のための動画講座                                                                                                            |               |
| 【資料 4-4-14】 | 科研費 交付決定一覧等                                                                                                               |               |

## 基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目           |                 |               |
|----------------|-----------------|---------------|
| コード            | 該当する資料名及び該当ページ  | 備考            |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 |                 |               |
| 【資料 5-1-1】     | SBI 大学院大学行動規範   |               |
| 【資料 5-1-2】     | SBI 大学院大学研究公正規則 | 【資料 4-4-2】と同じ |
| 【資料 5-1-3】     | 情報公開に関する規程      |               |

# SBI 大学院大学

|                      |                                                                                                                                 |                |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 【資料 5-1-4】           | 委員会体制                                                                                                                           |                |
| 【資料 5-1-5】           | 組織規程<br>学校法人 SBI 大学組織機構                                                                                                         | 【資料 4-1-3】と同じ  |
| 【資料 5-1-6】           | SBI グループ環境方針<br>( <a href="http://www.sbigroup.co.jp/csr/environment.html">http://www.sbigroup.co.jp/csr/environment.html</a> ) |                |
| 【資料 5-1-7】           | 教職員等就業規則                                                                                                                        |                |
| 【資料 5-1-8】           | 臨時職員就業規則                                                                                                                        |                |
| 【資料 5-1-9】           | 無期契約職員就業規則                                                                                                                      |                |
| 【資料 5-1-10】          | ハラスメント防止に関する細則                                                                                                                  |                |
| 【資料 5-1-11】          | 公益通報者保護規程                                                                                                                       |                |
| 【資料 5-1-12】          | 反社会的勢力でないことの表明及び確約に関する規程                                                                                                        |                |
| 【資料 5-1-13】          | 安全衛生管理規程                                                                                                                        | 【資料 2-5-3】と同じ  |
| 【資料 5-1-14】          | 危機管理規程                                                                                                                          | 【資料 2-5-4】と同じ  |
| 【資料 5-1-15】          | SBI グループコンティンジェンシープラン及び附則                                                                                                       | 【資料 2-5-7】と同じ  |
| 5-2. 理事会の機能          |                                                                                                                                 |                |
| 【資料 5-2-1】           | 役員会規則                                                                                                                           |                |
| 【資料 5-2-2】           | 役員会 開催記録                                                                                                                        |                |
| 【資料 5-2-3】           | 第 154 回、第 158 回、第 161 回、第 164 回 研究科委員会 議事録                                                                                      |                |
| 【資料 5-2-4】           | 教育課程連携協議会規程                                                                                                                     |                |
| 【資料 5-2-5】           | 教育課程連携協議会 外部委員                                                                                                                  |                |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック |                                                                                                                                 |                |
| 【資料 5-3-1】           | 役員会 開催記録                                                                                                                        | 【資料 5-2-2】と同じ  |
| 【資料 5-3-2】           | 第 14 期(2020 年度)監査計画報告会 議事録                                                                                                      |                |
| 【資料 5-3-3】           | 第 14 期(2020 年度)監査結果報告会 議事録                                                                                                      |                |
| 【資料 5-3-4】           | 監事 業務監査報告書                                                                                                                      |                |
| 【資料 5-3-5】           | 第 58 回、第 59 回、第 60 回、第 61 回 理事会議事録                                                                                              |                |
| 【資料 5-3-6】           | 第 49 回、第 50 回、第 51 回、第 52 回 評議員会議事録                                                                                             |                |
| 【資料 5-3-7】           | 第 1 回、第 2 回教育課程連携協議会 議事録                                                                                                        | 【資料 3-2-4】と同じ  |
| 【資料 5-3-8】           | 第 156 回 研究科委員会議事録                                                                                                               |                |
| 【資料 5-3-9】           | 第 163 回 研究科委員会議事録                                                                                                               | 【資料 3-1-8】と同じ  |
| 5-4. 財務基盤と収支         |                                                                                                                                 |                |
| 【資料 5-4-1】           | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）（エビデンス集（データ編 5-2）より）                                                                                         |                |
| 【資料 5-4-2】           | 貸借対照表関係比率（法人全体）（エビデンス集（データ編 5-4）より）                                                                                             |                |
| 【資料 5-4-3】           | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体）（エビデンス集（データ編 5-5）より）                                                                                       |                |
| 【資料 5-4-4】           | 財産目録（過去 5 年間）                                                                                                                   |                |
| 【資料 5-4-5】           | 科研費 交付決定一覧等                                                                                                                     | 【資料 4-4-14】と同じ |
| 【資料 5-4-6】           | 外部資金獲得のための動画講座                                                                                                                  | 【資料 4-4-13】と同じ |
| 【資料 5-4-7】           | 第 164 回 研究科委員会議事録                                                                                                               |                |
| 5-5. 会計              |                                                                                                                                 |                |
| 【資料 5-5-1】           | 会計規程                                                                                                                            |                |
| 【資料 5-5-2】           | 寄付金取扱規程                                                                                                                         |                |
| 【資料 5-5-3】           | 固定資産管理規程                                                                                                                        |                |
| 【資料 5-5-4】           | 資金運用規程                                                                                                                          |                |
| 【資料 5-5-5】           | 予算規程                                                                                                                            |                |
| 【資料 5-5-6】           | 第 61 回 理事会議事録                                                                                                                   | 【資料 5-3-5】の一部  |
| 【資料 5-5-7】           | 第 52 回 評議員会議事録                                                                                                                  | 【資料 5-3-6】の一部  |

|             |                            |               |
|-------------|----------------------------|---------------|
| 【資料 5-5-8】  | 監事監査規程                     |               |
| 【資料 5-5-9】  | 第 14 期（2020 年度）監査計画説明会 議事録 | 【資料 5-3-2】と同じ |
| 【資料 5-5-10】 | 第 14 期（2020 年度）監査結果報告会 議事録 | 【資料 5-3-3】と同じ |
| 【資料 5-5-11】 | 監査法人「監査報告書」                |               |
| 【資料 5-5-12】 | 第 58 回 理事会議事録              | 【資料 5-3-5】の一部 |
| 【資料 5-5-13】 | 第 49 回 評議員会議事録             | 【資料 5-3-6】の一部 |

## 基準 6. 内部質保証

| 基準項目                  |                                                                                                                     |               |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| コード                   | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                      | 備考            |
| 6-1. 内部質保証の組織体制       |                                                                                                                     |               |
| 【資料 6-1-1】            | 別表 1 学校法人 SBI 大学組織機構                                                                                                |               |
| 【資料 6-1-2】            | 委員会体制                                                                                                               |               |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 |                                                                                                                     |               |
| 【資料 6-2-1】            | 委員会体制                                                                                                               |               |
| 【資料 6-2-2】            | 自己点検実施状況                                                                                                            |               |
| 【資料 6-2-3】            | 認証評価結果<br>( <a href="https://www.sbi-u.ac.jp/outline/ninshohyoka">https://www.sbi-u.ac.jp/outline/ninshohyoka</a> ) |               |
| 【資料 6-2-4】            | 授業評価アンケート                                                                                                           | 【資料 3-2-7】と同じ |
| 【資料 6-2-5】            | 学生会からの要望と進捗                                                                                                         | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 【資料 6-2-6】            | 修了生アンケート                                                                                                            | 【資料 2-6-3】と同じ |
| 【資料 6-2-7】            | 教員に報告されている出欠状況                                                                                                      |               |
| 【資料 6-2-8】            | LMS 動画配信障害連絡体制図                                                                                                     |               |
| 【資料 6-2-9】            | 第 1 回、第 2 回 教育課程連携協議会 議事録                                                                                           | 【資料 3-2-4】と同じ |
| 6-3. 内部質保証の機能性        |                                                                                                                     |               |
| 【資料 6-3-1】            | 委員会体制                                                                                                               |               |
| 【資料 6-3-2】            | 自己点検実施状況                                                                                                            | 【資料 6-2-2】と同じ |
| 【資料 6-3-3】            | 第 161 回 研究科委員会議事録                                                                                                   | 【資料 4-4-5】と同じ |
| 【資料 6-3-4】            | 第 154 回 研究科委員会議事録                                                                                                   |               |

## 基準 A. 社会の変化に対応した教育及び研究による社会貢献

| 基準項目                     |                          |               |
|--------------------------|--------------------------|---------------|
| コード                      | 該当する資料名及び該当ページ           | 備考            |
| A-1. 社会と連携した教育及び研究       |                          |               |
| 【資料 A-1-1】               | 第 2 回ビジネスプラン・コンテスト フライヤー |               |
| 【資料 A-1-2】               | 第 7 回ビジネスプラン実践道場 フライヤー   |               |
| 【資料 A-1-3】               | SBI-U ベンチャーチャレンジ制度概要     | 【資料 2-3-4】と同じ |
| 【資料 A-1-4】               | ホームページに掲載されている紀要         |               |
| 【資料 A-1-5】               | 紀要共通テーマ                  |               |
| 【資料 A-1-6】               | 第 36 回 理事会議事録            |               |
| 【資料 A-1-7】               | 2020 年度金融研究所活動内容         |               |
| 【資料 A-1-8】               | SBI ホールディングス(株)プレスリリース   |               |
| 【資料 A-1-9】               | 第 164 回 研究科委員会議事録        |               |
| A- 2. 社会の変化や多様性に応じた社会人教育 |                          |               |
| 【資料 A-2-1】               | 学生会からの要望と進捗              | 【資料 2-2-5】と同じ |
| 【資料 A-2-2】               | Pre-MBA コースとは            |               |
| 【資料 A-2-3】               | MBA 単科コースとは              |               |
| 【資料 A-2-4】               | MBA 独習ゼミとは               |               |

